

千里津雲台団地 団地再生事業

環境影響評価提案書

令和6年（2024年）1月

独立行政法人 都市再生機構西日本支社

[目次]

第1章	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1-1
第2章	事業者の環境に対する取組方針	2-1
第3章	事業の名称、目的及び内容	3-1
3.1	事業の名称	3-1
3.2	事業の目的	3-1
3.3	事業の内容	3-1
3.3.1	事業の種類	3-1
3.3.2	事業の規模	3-1
3.3.3	事業の実施場所	3-1
3.3.4	事業計画の概要	3-3
3.3.5	工事計画	3-9
3.3.6	環境影響要因の概要	3-11
3.3.7	事業計画の複数案の検討経緯	3-12
第4章	環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況	4-1
4.1	地域の範囲	4-1
4.2	地域の概況	4-3
4.2.1	社会的概況	4-3
4.2.2	自然条件	4-53
4.2.3	環境の概況	4-61
4.2.4	周辺事業の有無	4-106
第5章	本事業における環境に対する取組方針	5-1
第6章	本事業における環境取組内容	6-1
6.1	工事中	6-1
6.2	施設の存在、供用時	6-2
第7章	環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7-1
7.1	環境影響評価の項目	7-1
7.2	調査、予測及び評価の方法	7-4
第8章	その他の事項	8-1

第1章 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 独立行政法人都市再生機構西日本支社
代表者の氏名 : 理事・支社長 村上 卓也
主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階

第2章 事業者の環境に対する取組方針

独立行政法人都市再生機構（以下、「UR」という。）の環境に関する考え方は、以下のとおりである。

環境配慮方針

まちや住まいづくりを進めていく上でのURの環境に関する基本的な考え方として、平成17年度に「環境配慮方針」を策定、宣言しました。

環境配慮方針は、URが目指すまちや住まいが環境にやさしいものであること、まちや住まいづくりの過程においても環境への負荷を少なくすること、さらに、このような目標は、私たちの取組みだけで達成されるものではなく、私たちの提供する環境をご利用になる皆さまと一緒に進めていくことを表現したものです。

「安全・安心・快適性」という概念も環境に包含させ、関係するステークホルダーと「対話を通して」、「ともに」環境について考えていく、という姿勢を盛り込んでいるのが、特筆すべき点と考えています。

持続可能な社会の実現に向けて、URが目指すべき姿であり、長期ビジョンとしての性格も兼ね備えています。

1. 環境にやさしいまちや住まいをつくります

- ① 都市の自然環境の保全・再生に努めます
- ② まちや住まいの省エネ化を進めます
- ③ 資源の有効利用と廃棄物の削減に努めます
- ④ まちや住まいの安全・安心と快適性を確保します
- ⑤ 皆さまと一緒に環境に配慮したライフスタイルを考えます

2. 環境に配慮して事業を進めます

- ① 環境負荷の少ない事業執行に努めます
- ② 環境に関して皆さまとコミュニケーションを深めます

URでは、上記方針を基本に、中期計画・年度計画においてより具体的な環境配慮行動を定めて、推進している。平成31年度から令和5年度までの第四期中期計画では、「良好な都市景観の形成」、「都市の自然環境の保全・創出」、「環境物品等の調達」、「建設副産物のリサイクルの推進」、「地球温暖化対策の推進」の5本の柱を具体的に定め、企業活動を実施している。また、平成31年度に策定した「UR-eco Plan 2019」では、「地球温暖化対策の推進」の具体的な実行計画を定めており、主体領域（URが直接CO₂排出に関わっており、主体的に削減する領域である、UR賃貸住宅共用部及びオフィス）を対象に平成25年度を基準年度として二酸化炭素排出量を令和5年度までに15.9%、令和12年度までに45%削減（いずれも電力排出係数の改善を見込んだ数値）する目標を定めている。

第3章 事業の名称、目的及び内容

3.1 事業の名称

千里津雲台団地 団地再生事業

3.2 事業の目的

千里津雲台団地（住宅戸数1,100戸）は管理開始後約60年が経過しており、高経年化への対応や、バリアフリー化の推進が必要となっていることから、良好なまちづくりの実現及び団地全体の魅力向上等を図ることを目指し、団地再生事業（建替え）を実施し先工区（38,715m²）において賃貸住宅を建設することを目的とする。

3.3 事業の内容

3.3.1 事業の種類

事業の種類は「住宅団地の建設」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成10年吹田市条例第7号）第2条に規定する要件に該当する。

3.3.2 事業の規模

敷地面積	: 38,715m ²
住宅戸数	: 767戸（予定）
建物規模（最高高さ）	: 33.26m

3.3.3 事業の実施場所

大阪府吹田市津雲台2丁目1番（図 3-1参照）



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 町丁目界

「1:10,000 地形図(吹田市)、豊中市全図(豊中市)を加工して作成」

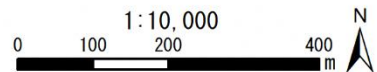


図 3-1 事業の実施場所

3.3.4 事業計画の概要

本事業は、千里津雲台団地先工区において、既存の団地住棟を除却し、新たな賃貸住宅の建設を行うものである。

(1) 土地利用計画

事業計画地は敷地面積38,715m²であり、現況は全面集合住宅用地（UR賃貸住宅）である。本事業では、この区域全体に建替後UR賃貸住宅を建設する予定であり、提供公園や商業施設は建設しない計画であるため、事業後も全面集合住宅用地（建替後UR賃貸住宅）となる計画である。

なお、現況の土地利用は図 3-2に、将来の土地利用計画は図 3-3に示すとおりである。



「1:2,500 地形図（吹田市）を加工して作成」

図 3-2 現況の土地利用図



注) 現時点の計画であり、今後変更する可能性がある。

図 3-3 土地利用計画図

(2) 建築物の計画概要

建築物の計画は、表 3-1に示すとおりである。

全10棟を建設する計画であり、このうち2棟が7階建て、1棟が8階建て、5棟が9階建て、1棟が10階建て及び11階建て、1棟が11階建てである。

表 3-1 建築計画

項目	計画概要
建築敷地面積	38,715m ²
建物構造	R C造
建築面積	8,475m ²
延べ床面積 (容積対象面積)	47,032m ² (42,327m ²)
建物高さ	7～11階建て 最大 33.26m
棟数	10棟
計画戸数	767戸
駐車場台数	約260台
駐輪場台数	自転車：約850台 原動機付自転車：約90台 バイク：約40台



注) 現時点の計画であり、今後変更する可能性がある。

図 3-4 建築物のイメージ図

(3) 緑化計画

事業計画地内において、造成法面の緑化等を実施し、十分な緑陰を確保する。また、「吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準」を適用して約130台分の駐車場を削減し、約700m²を緑地又はプレイロットに代替することで、ヒートアイランド対策となる地表面積を増やす計画である。

緑化計画の策定にあたっては、敷地南側の千里南公園など周辺環境に配慮しながら、地域在来の植生も考慮し、多様性豊かな緑地環境の形成を目指すこととする。

(4) 交通計画

1) 主要な走行ルート

事業計画地からの車両の出入りについては、既存の車両出入口を基本とし、箇所数は減らし、歩行者の安全性向上を目指す計画とする。

また、事業計画地内の歩行者動線については、既存の機能保全を図りつつ、ところどころにプレイロット等を配置し快適な歩行空間の形成を目指す計画とする。

2) 駐車場計画

事業計画地では現況299台の駐車場が設置されているが、本事業では最大で約260台（現時点の計画であり、今後変更する可能性がある。）の平面駐車場を設置する計画である。

なお、計画台数の約260台は、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく設置基準から算定した約390台から、同施行基準第16条第7項を適用して約130台分の駐車場を削減し、緑地又はプレイロットに代替することを想定した台数である。

(5) 供給処理施設等

1) 上水道

上水道については、吹田市水道事業者より給水を受ける計画である。

2) 下水道

生活排水、雨水排水とも、全て公共下水道へ接続する計画である。なお、接続先の公共下水道（雨水管）は、公共用水域に放流されている。また、雨水流出抑制施設として雨水貯留型施設を設置するとともに、雨水浸透施設等の設置を検討する。

3) ガス・電気

ガスは大阪ガス株式会社、電気は関西電力株式会社から供給を受ける計画である。

なお、エネルギー利用の効率化や環境負荷の低減を図る計画としており、住棟屋上に太陽光発電設備を設置する計画である。

(6) 廃棄物処理計画

工事中に発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図ることで廃棄物の減量に努めるものとする。また、建設発生土については、事業計画地での土地の造成への再利用に加え、URの他地区の事業における土地の造成への再利用等を検討するなど、可能な限り残土の発生を抑制する。その他処分が必要なものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する予定である。

供用後に発生する廃棄物は、団地内の敷地及びごみ置場等の清掃員（クリーンメイト）を配置し、「吹田市分別収集計画」に従った清掃・分別を行うとともに、居住者に対して市の分別ルールを遵守するよう周知することで、再資源化及び再利用等の促進を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。

3.3.5 工事計画

(1) 工事工程

本事業における工事工程は表 3-2に示すとおりである。

既存の団地住棟の除却及び基盤整備工事（約1年）を行った後、新たな住宅建設工事（約3年）を行う。

表 3-2 工事工程

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
除却・基盤整備 工事	■				
住宅建設工事		■	■	■	

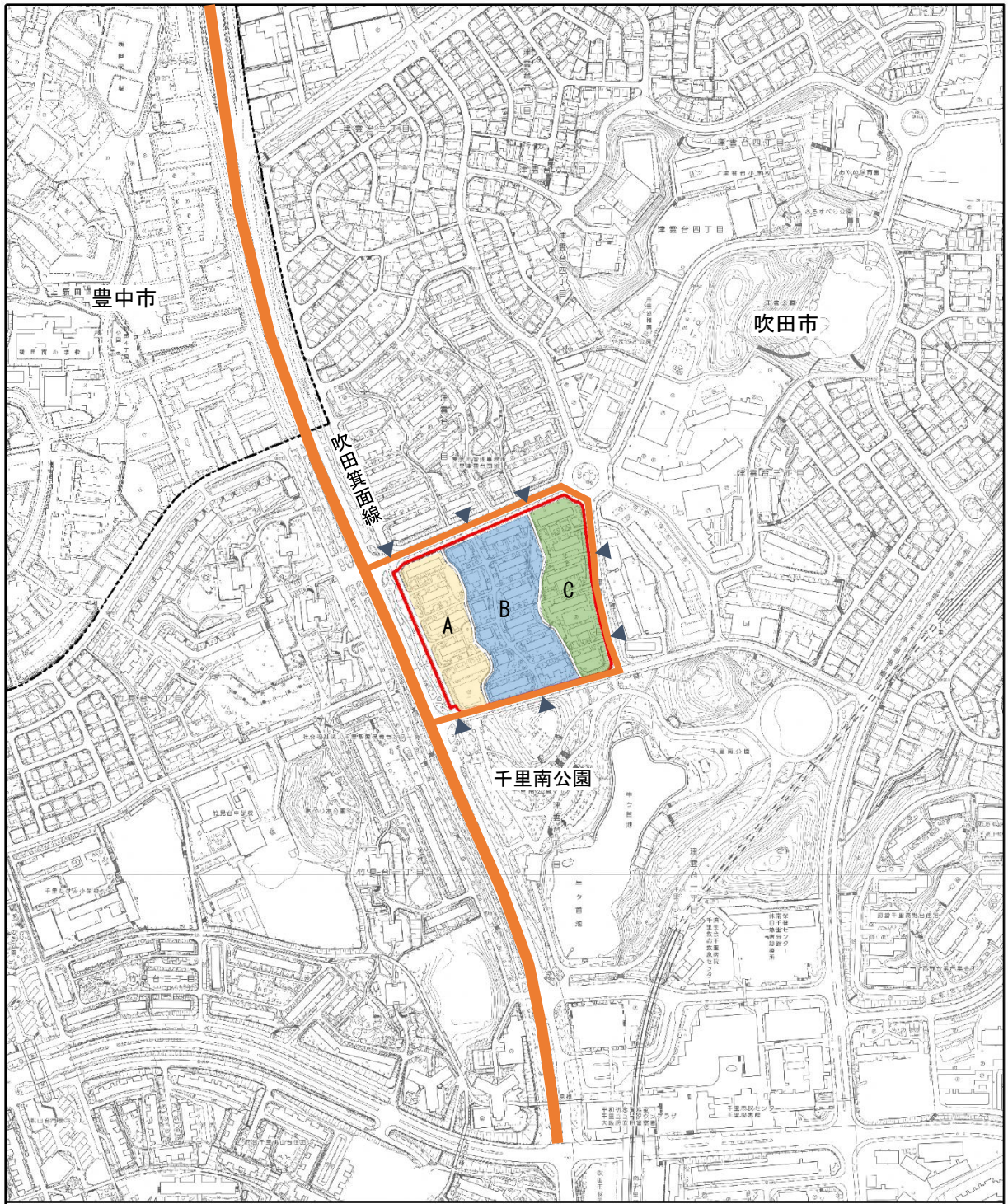
(2) 工事用車両

本事業は図 3-5に示すように敷地が大きく3つの地盤面（A, B, C）で構成され、それぞれの地盤面の高低差が大きく、場内での東西方向の移動が困難であることから、工事用車両の出入口は敷地の各地盤面の南北に設置することを想定している。また、地盤面Cについては、敷地の南側部分の道路と地盤面の高低差が大きく、南側からの出入が困難であることから、北側及び東側道路の既存の出入口を活用した工事用車両ルート进行を想定している。

以上から、工事用車両の主要走行ルートは、図 3-5に示すルートを想定し、工事用車両出入口は主に既存の車両出入口を活用し、敷地北側3箇所、東側2箇所、南側2箇所の、計7箇所を予定している。

本事業の作業時間（資材・機器の搬入を含む。）は原則として午前8時から午後6時までとし、工事用車両の運行は、通学・通勤時間の安全確保のため午前8時30分以降とする。

また、安全対策として、交通誘導員を配置するほか、団地周辺では車両の運行速度に十分に留意し歩行者に配慮する、車両運行について搬出入時間・台数等の十分な調整を図るなどを行う。



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 工事用車両走行ルート
- 工事用車両出入口

「1:2,500 地形図 (吹田市、豊中市) を加工して作成」

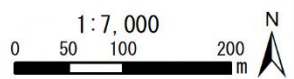


図 3-5 工事用車両の主要走行ルート図

3.3.6 環境影響要因の概要

本事業は、団地再生事業として賃貸住宅の建設を行うものである。

本事業の計画内容から、環境に影響を及ぼす要因（以下、「環境影響要因」という。）となる行為の区分としては、「工事」、「存在」及び「供用」であり、それぞれの環境影響要因としては、以下に示す事項が考えられる（詳細は、「第7章 7.1 環境影響評価の項目」に記載）。

(1) 工事

- ・建設機械の稼動（除却・基盤整備工事、住宅建設工事に伴う建設機械の稼動）
- ・工事用車両の走行（資材運搬や工事関係者の通勤車両等の走行）
- ・工事の影響（工事の実施による臭気、濁水、廃棄物等の発生等）

(2) 存在

- ・緑の回復育成（既存緑地の消失、新たな緑地の整備）
- ・建築物等の存在（新たな建築物等の出現）

(3) 供用

- ・人口の増加（住宅の供用による廃棄物等の発生やエネルギー使用等）
- ・冷暖房施設等の稼動（住宅の供用による設備の稼動）

3.3.7 事業計画の複数案の検討経緯

事業計画地は、吹田市の「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に定められた、第一種中高層住居専用地域の指定標準容積率200%、建蔽率60%であるが、「千里ニュータウンまちづくり指針」に則り、容積率150%、建蔽率50%を遵守する計画として、図 3-6を検討した。

事業計画地は、南北に大きく3つの地盤面で構成されており、それぞれの地盤面の高低差が大きいことから、当初計画では、住棟配置の効率性を重視し、南北方向の住棟を地盤面ごとに配置する計画としていた。

しかし、当初計画の課題点として、団地居住者が憩える広場を満足に設けられず、最低限の緑地が確保されているのみであったため、「千里ニュータウンまちづくり指針」にも示されている「みどり豊かでゆとりある良好な住環境」の実現が十分ではないと考えられた。さらに、南北の歩行者動線は継承されているものの、住棟によって東西の動線が分断されており、車両と歩行者が交錯するおそれがあり、安全性に問題があった。加えて、14階建ての長大住棟による圧迫感など、景観面にも課題がみられた。

このことから、みどりと歩行者のネットワークを緩やかに繋ぎ、良好な居住環境を形成することを優先事項としたうえで、効率的な住棟配置を検討した結果、図 3-7に示すような、容積率110%程度（最大11階建て）の現計画へ見直すこととなった。

現計画の屋外環境については、現在の千里津雲台団地の特有の地形を活かしつつ、バリアフリーに配慮した空間形成を行うものとしている。事業計画地の北東角及び南西角にはまちかど広場を整備し、まちに開けたパブリックな広場を確保するとともに、団地中央部には団地居住者が憩える中央広場を設けるなど、団地居住者のニーズに合った広場機能と配置を計画している。また、既存法面を保全することにより、これまでの豊かな屋外環境を継承することに加え、「吹田市開発事業の手續等に関する条例施行基準」を適用して約130台分の駐車場を削減し、一部を緑地に代替することで、可能な限りの緑地面積を確保する計画としている。このように、みどりとオープンスペースを増やし、利用面でも景観面でもより良い屋外環境を創出できるよう計画することで、既存以上にみどり豊かな団地となることを目指している。

現計画の歩行者動線については、既存の南北の歩行者動線を継承しつつ、新たに東西の動線を確保し、先述した3つの広場が繋がる斜めの歩行者動線を新たに整備することで、団地のエントランスである南西のまちかど広場から津雲台住区の顔である北東のラウンドアバウトとその先の近隣センターへ繋がる斜めの団地内動線を創出する計画としている。また、車両動線を歩行者動線と交錯しないよう配置し、歩車分離された安心・安全な歩行者空間を整備する計画としている。

現計画の建物計画については、住棟を最大11階建てとし、容積率を110%程度まで抑えることで、周辺の街並みと調和し、開放的でゆとりのある住空間を確保する計画としている。また、住棟の多くを南面配置とすることで、日照性能を高め、快適で住みよい居住環境を整備する計画である。さらに、各住棟の配置に変化をつけ、視線の抜けを確保することで、団地内における景観形成に配慮した建物計画としている。

上述した計画に変更したことで、団地の原風景である「緩やかな高低差を活かした配置計画」、「歩車分離された歩行者空間」、「地域の生活動線」、「豊かな屋外環境」が継承されると共に、吹田市の計画である「津雲台住区 住区再生プラン（案）」に示されている「歩行者ネットワークの構成」と「緑のネットワークの構成」の実現や「景観街づくり計画 2022」に示されている「豊かなオープンスペースを活かし、開放感があり洗練された景観形成」の実現についても十分に配慮した計画となった。



図 3-6 当初計画



注) 現時点の計画であり、今後変更する可能性がある。

図 3-7 現計画

第4章 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

4.1 地域の範囲

環境影響評価を実施する地域の範囲の考え方については、環境要素の特性、事業の内容及び地域の概況を考慮して環境要素ごとに設定することを基本とする。

このような観点から、本事業における環境影響評価を実施する地域の範囲は、図 4-1に示すとおり、原則として事業計画地から概ね100m以内とし、事業計画地及びその周辺の津雲台1丁目～4丁目、竹見台1丁目～2丁目の範囲とする。

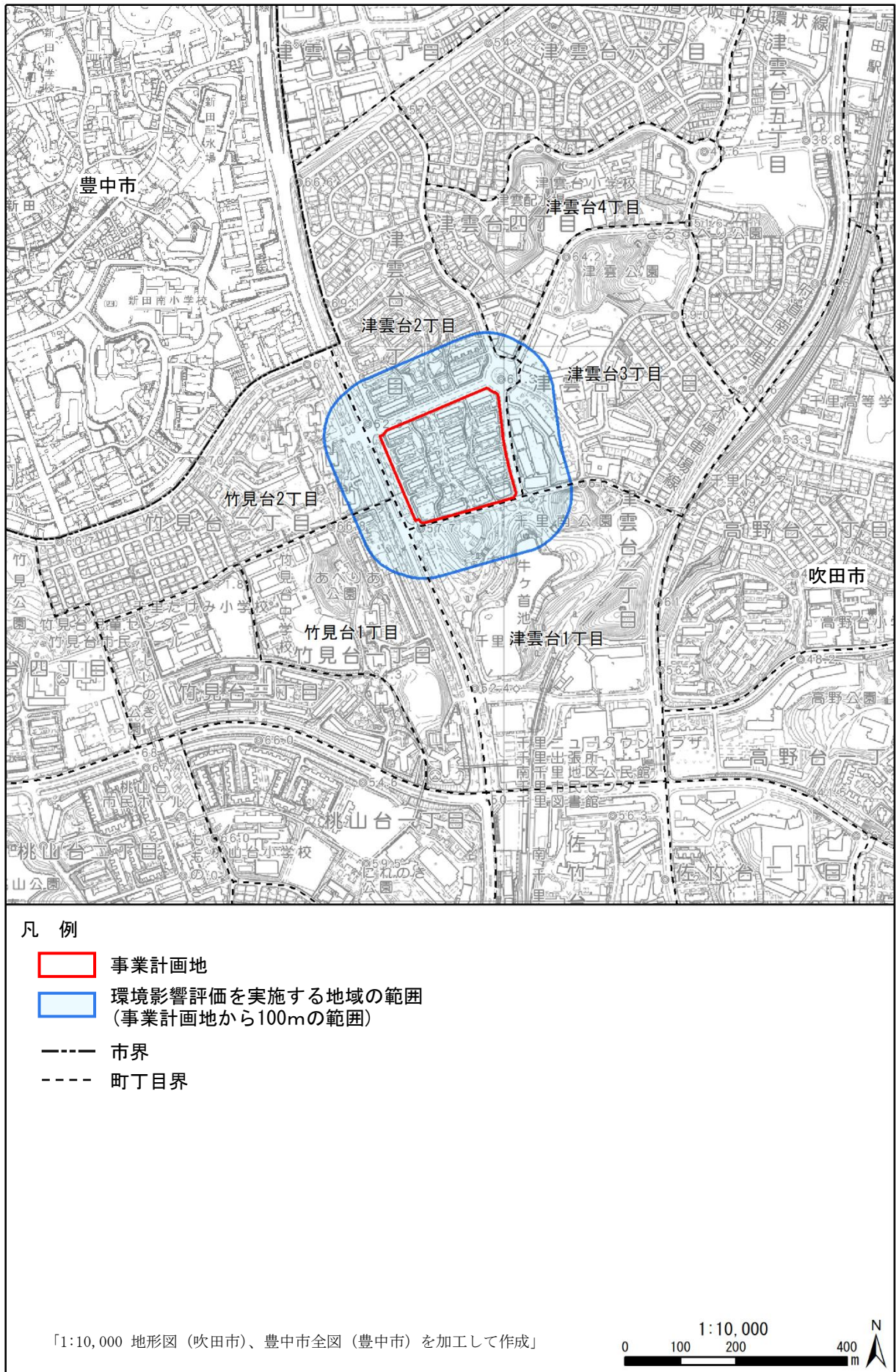


図 4-1 環境影響評価を実施する地域の範囲

4.2 地域の概況

4.2.1 社会的概況

(1) 人口

平成30年から令和4年における吹田市の人口、世帯数及び人口密度は、表 4-1(1)に示すとおりである。令和4年の人口総数は381,024人、世帯数は181,607世帯、人口密度は10,558人/km²である。

平成30年から令和4年の推移をみると、人口、世帯数及び人口密度はやや増加傾向を示している。

また、令和4年における事業計画地及びその周辺の町丁目別の人口、世帯数及び人口密度は、表 4-1(2)に示すとおりである。

表 4-1(1) 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

年	項目	人口（人）			世帯数 （世帯）	人口密度 （人/km ² ）
		総数	男	女		
平成30年		371,753	178,293	193,460	171,500	10,301
令和元年		372,948	178,672	194,276	173,280	10,334
令和2年		375,522	179,877	195,645	175,466	10,405
令和3年		378,485	181,016	197,469	178,479	10,487
令和4年		381,024	181,993	199,031	181,607	10,558

注1) 各年9月30日現在。

注2) 住民基本台帳の人口数である。

注3) 面積は、36.09km²である。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

表 4-1(2) 町丁目別の人口、世帯数及び人口密度（令和4年）

町丁目名	項目	人口（人）			世帯数 （世帯）	人口密度 （人/km ² ）
		総数	男	女		
津雲台1丁目		981	438	543	416	4,930
津雲台2丁目		1,489	688	801	829	8,938
津雲台3丁目		2,883	1,325	1,558	1,266	19,233
津雲台4丁目		127	65	62	53	1,354
竹見台1丁目		1,137	492	645	718	9,726
竹見台2丁目		1,717	760	957	1,019	12,551

注) 令和4年9月30日現在。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

(2) 土地利用

1) 土地利用の状況

吹田市の土地利用状況は、表 4-2に示すとおりである。一般市街地や商業業務地等の市街地が65.0%、公園・緑地や運動場・遊園地等の普通緑地が19.9%、農地が1.6%、その他の山林や道路・鉄軌道敷等が13.5%であり、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。

表 4-2 吹田市の土地利用状況

項目	面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
市街地	2,345.5	65.0
一般市街地	2,007.9	55.7
商業業務地	207.2	5.7
官公署	12.2	0.3
工場地	118.2	3.3
普通緑地	717.5	19.9
公園・緑地	311.2	8.7
運動場・遊園地	110.9	3.1
学校	282.1	7.8
社寺敷地・公開庭園	12.5	0.3
墓地	0.8	0.0
農地	58.1	1.6
田・休耕地	11.0	0.3
畑	47.1	1.3
山林	18.4	0.5
水面	64.5	1.8
低湿地・荒無地	26.3	0.7
公共施設	67.4	1.9
道路・鉄軌道敷	293.3	8.1
その他の空地	18.0	0.5
計	3,609.0	100.0

注1) 令和4年3月31日現在。

注2) 項目及び面積は、都市計画基礎調査（令和2年度（2020年度））の分類及び数値である。

注3) 面積は、おおむね0.5ha以上のまとまりのあるものを測定している。

注4) 値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

2) 「都市計画法」に基づく地域地区等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表 4-3に示すとおりであり、第1種中高層住居専用地域が32.8%、第2種中高層住居専用地域が16.1%、第1種低層住居専用地域が13.8%などとなっており、住居系地域が主となっている。

事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は図 4-2に示すとおりであり、事業計画地は第1種中高層住居専用地域に指定されている。

表 4-3 吹田市の用途地域の指定面積

分類	面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
第1種低層住居専用地域	473	13.8
第2種低層住居専用地域	7	0.2
第1種中高層住居専用地域	1,123	32.8
第2種中高層住居専用地域	553	16.1
第1種住居地域	430	12.6
第2種住居地域	286	8.3
準住居地域	24	0.7
田園住居地域	—	—
近隣商業地域	161	4.7
商業地域	107	3.1
準工業地域	184	5.4
工業地域	77	2.2
工業専用地域	—	—
計	3,425	100.0

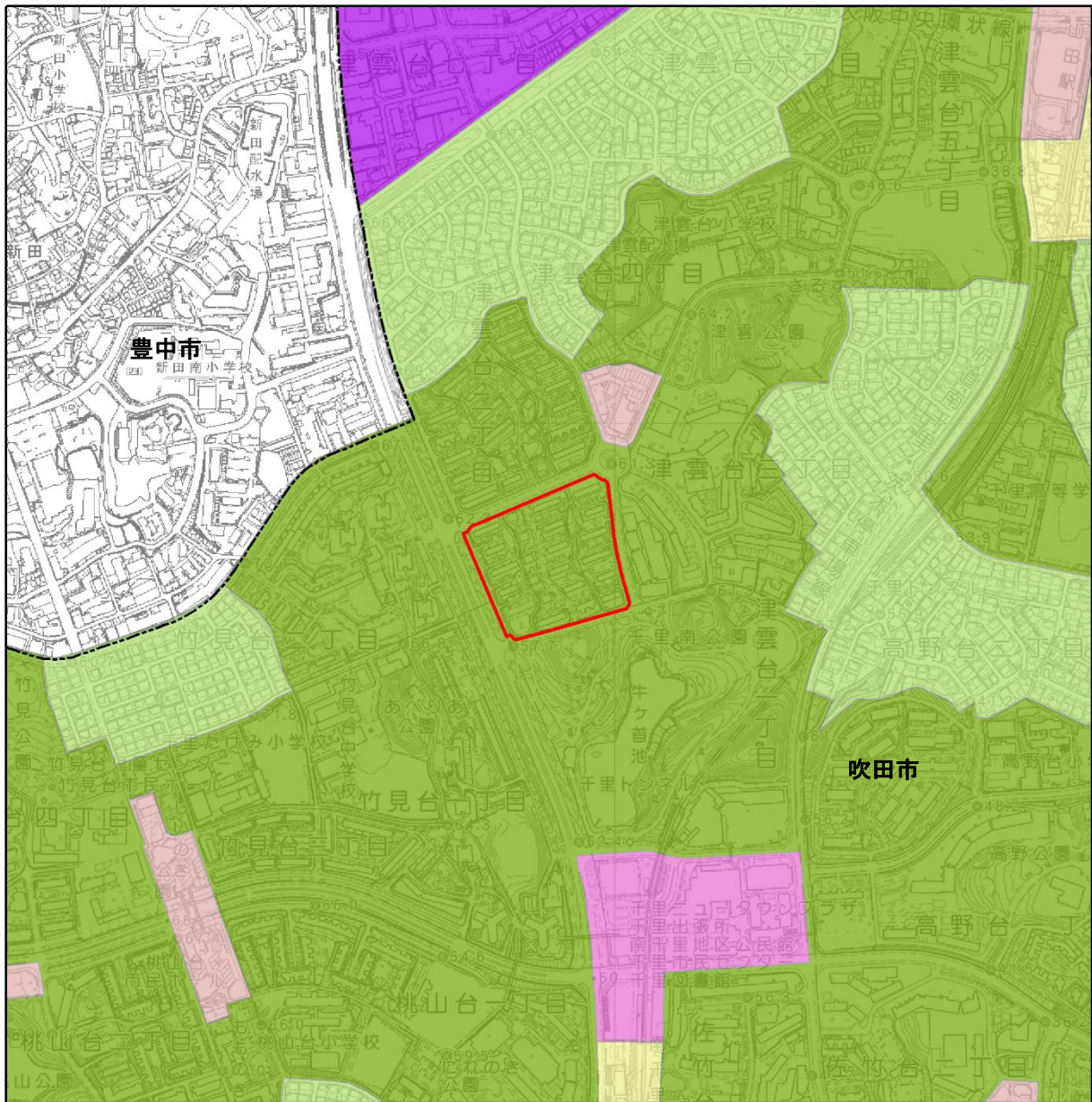
注1) 令和4年3月31日現在。

注2) 面積については、最終変更（令和4年（2022年）3月15日告示）の数値である。

注3) 「—」は、皆無又は該当数字のないことを示す。

注4) 値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域

出典：「都市計画情報すいた 都市計画関連マップ 用途地域」（吹田市）

「1:10,000 地形図（吹田市）、豊中市全図（豊中市）を加工して作成」

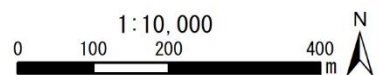


図 4-2 事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況

(3) 産業

1) 産業別従業者数

平成26年及び平成28年における吹田市の産業別事業所数及び従業者数は、表 4-4に示すとおりである。

平成26年における産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ12,139事業所、151,795人である。産業別では、卸売業、小売業が3,217事業所（全体の26.5%）、従業者数35,796人（全体の23.6%）であり、最も多くなっている。

一方、平成28年における産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ11,526事業所、144,593人である。産業別では、卸売業、小売業が3,236事業所（全体の28.1%）、従業者数36,510人（全体の25.3%）であり、最も多くなっている。

平成26年から平成28年の推移をみると、事業所数及び従業者数の総数はともにやや減少している。

表 4-4 吹田市の産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	平成26年		平成28年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
農林漁業	6	36	5	38
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	879	8,278	824	7,621
製造業	477	8,016	441	6,968
電気・ガス・熱供給・水道業	17	468	7	114
情報通信業	202	4,520	189	2,960
運輸業、郵便業	248	6,814	222	5,715
卸売業、小売業	3,217	35,796	3,236	36,510
金融業、保険業	144	2,565	140	2,308
不動産業、物品賃貸業	1,425	5,391	1,234	5,165
学術研究、専門・技術サービス業	537	6,648	526	6,120
宿泊業、飲食サービス業	1,397	12,852	1,354	13,219
生活関連サービス業、娯楽業	988	7,414	978	7,772
教育、学習支援業	614	16,735	487	14,805
医療、福祉	1,306	24,649	1,263	25,603
複合サービス事業	42	655	42	669
サービス業（他に分類されないもの）	613	8,768	578	9,006
公務（他に分類されるものを除く）	27	2,190	—	—
計	12,139	151,795	11,526	144,593

注1) 平成26年は7月1日現在、平成28年は6月1日現在。

注2) 「—」は、皆無又は該当数字のないことを示す。

注3) 「平成28年経済センサス-活動調査」（総務省統計局）では、国・地方公共団体に属する事業所は調査の対象から除かれている。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

2) 農業

吹田市の専業・兼業別農家数及び主副業別経営体数は、表 4-5及び表 4-6に示すとおりである。なお、令和2年より統計手法が変更になっている。

令和2年の総数は52経営体で、構成比は主業1.9%、準主業25.0%、副業的73.1%である。また、経年的な変化としては、平成12年から平成27年のあいだに農家の総数は128戸から69戸まで減少している。

表 4-5 吹田市の専業・兼業別農家数

(単位：戸)

年	項目	総数	専業	兼業		
				総数	第1種兼業	第2種兼業
平成12年		128 (100.0%)	22 (17.2%)	106 (82.8%)	3 (2.3%)	103 (80.5%)
平成17年		96 (100.0%)	20 (20.8%)	76 (79.2%)	1 (1.1%)	75 (78.1%)
平成22年		80 (100.0%)	18 (22.5%)	62 (77.5%)	—	62 (77.5%)
平成27年		69 (100.0%)	20 (29.0%)	49 (71.0%)	1 (1.4%)	48 (69.6%)

注1) 各年2月1日現在。

注2) 上段は農家数、下段は構成比を示す。

注3) 農家とは、経営耕地面積が10a以上（昭和60年以前は5a以上）の農業を営む世帯、又は経営耕地面積が10a未満（昭和60年以前は5a未満）であっても、調査期日の前1年間の農産物販売金額が15万円以上（昭和60年は10万円以上）あった世帯である。

注4) 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が1人もいない農家であり、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家である。

注5) 第1種兼業とは、農業所得を主とする兼業農家であり、第2種兼業とは、農業所得を従とする兼業農家である。

注6) 平成12年・平成17年・平成22年・平成27年の数値は、経営耕地面積が30a以上、又は農産物販売金額が50万円以上の販売農家の数値である。

出典：「吹田市統計書 令和2年版（2020年）」（令和3年3月、吹田市）

表 4-6 吹田市の主副業別経営体数（個人経営体）

(単位：経営体)

年度	総数	主業	準主業	副業的
令和2年	52 (100.0%)	1 (1.9%)	13 (25.0%)	38 (73.1%)

注1) 令和2年2月1日現在。

注2) 上段は経営体、下段は構成比を示す。

注3) 個人経営体とは、非法人の家族経営体のことである。

注4) 主業経営体とは、農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

注5) 準主業経営体とは、農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

注6) 副業的経営体とは、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

注7) 平成27年（2015年）分までは「専業・兼業別農家数」を掲載していたが、主副業別統計が定着してきたことから、2020年農林業センサスより専業・兼業別農家数の把握が廃止されたため、今後は主副業別経営体数を掲載する。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

「農林業センサスの概要」（農林水産省ホームページ）

3) 工業

吹田市の工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 4-7に示すとおりである。

令和3年の事業所数は180事業所、従業者数は5,783人、製造品出荷額等は3,028億円である。また、経年的な変化としては平成29年から令和2年は、事業所数、製造品出荷額等はやや減少傾向にあったが、令和3年は増加している。

表 4-7 吹田市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（従業者4人以上）

年	項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
	平成29年	132	4,858	28,178,242
	平成30年	129	4,631	27,367,291
	令和元年	123	4,725	27,130,896
	令和2年	122	4,941	26,712,165
	令和3年	180	5,783	30,284,096

注1) 各年6月1日現在。

注2) 平成29～令和2年度は「工業統計調査」(経済産業省)、令和3年度については「令和3年経済センサス-活動調査」(総務省統計局)より抜粋している。

出典:「吹田市統計書 令和4年版(2022年)」(令和5年3月、吹田市)

4) 商業

吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額は、表 4-8に示すとおりである。平成28年の事業所数は2,445事業所、従業者数は28,448人、年間販売額は1兆9,199億円である。平成26年と平成28年を比較すると、事業所数、従業者数、年間販売額ともに増加している。

表 4-8 吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額（飲食店を除く）

年	項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
	平成26年	2,111	23,436	151,751,432
	平成28年	2,445	28,448	191,987,500

注1) 平成26年は7月1日現在、平成28年は6月1日現在。

注2) 従業者数は臨時を除いた従業者数である。

注3) 商業統計調査は平成30年に廃止されたため、平成28年分より経済センサス-活動調査産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）の公表結果を掲載している。

出典:「吹田市統計書 令和4年版(2022年)」(令和5年3月、吹田市)

(4) 交通

1) 道路

事業計画地及びその周辺における主要道路の交通量を表 4-9に、地域の主要渋滞箇所の一覧を表 4-10に、道路網、交通量調査地点及び主要渋滞箇所の位置を図 4-3に示す。

事業計画地の西側には吹田箕面線が南北に通っており、最寄りの区間の平日24時間自動車類交通量は3,863台となっている。また、東側に約250m離れた位置に南千里茨木停車場線、南側に約500m離れた位置に豊中摂津線があり、これらの合流点(佐竹台2丁目)は、事業計画地に最寄りの主要渋滞箇所となっている。

表 4-9 事業計画地及びその周辺における交通量

図中番号	路線名	交通量観測地点名	平日昼間12時間(7~19時) 自動車類交通量(台)			平日24時間 自動車類交通量(台)		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
			1	名神高速道路	吹田~豊中	33,918	13,341	47,259
2	中国自動車道	中国吹田~中国豊中	21,700	11,800	33,500	27,091	18,588	45,679
3	一般国道423号	吹田市江坂町3丁目	53,306	4,024	57,330	80,763	6,379	87,142
4		豊中市新千里南町2丁目	25,924	1,611	27,535	38,454	2,298	40,752
5		箕面市船場西2丁目	30,262	2,800	33,062	41,959	3,667	45,626
6		吹田市江坂町4丁目	17,118	1,269	18,387	24,264	1,661	25,925
7		豊中市新千里南町2丁目	31,107	2,493	33,600	46,040	4,024	50,064
8		豊中市新千里北町1丁目	27,051	2,288	29,339	35,595	3,133	38,728
9		豊中市新千里北町1丁目	4,980	710	5,690	6,637	874	7,511
10	茨木摂津線	吹田市千里万博公園	11,100	1,304	12,404	14,264	1,985	16,249
11	大阪中央環状線	吹田市千里万博公園1	50,374	8,422	58,796	72,951	13,479	86,430
12		豊中市緑丘2丁目	54,420	6,531	60,951	80,812	10,615	91,427
13	大阪中央環状線(旧)	吹田市山田東2丁目	9,265	671	9,936	11,668	1,149	12,817
14		豊中市東泉丘2丁目	7,663	527	8,190	9,591	692	10,283
15	箕面摂津線	吹田市古江台4丁目	5,545	728	6,273	7,085	882	7,967
16	山田上小野原線	吹田市藤白台1丁目	5,749	114	5,863	6,899	144	7,043
17	吹田箕面線	吹田市千里山西1丁目	2,919	171	3,090	3,555	308	3,863
18		豊中市新千里東町3丁目	4,791	365	5,156	5,663	421	6,084
19	南千里茨木停車場線	吹田市津雲台5丁目	7,211	323	7,534	8,992	652	9,644
20		—	7,559	398	7,957	9,437	748	10,185
21	熊野大阪線	吹田市豊津町	2,861	153	3,014	3,484	284	3,768
22	豊中摂津線	吹田市山田西1丁目	10,272	678	10,950	13,073	1,272	14,345
23		吹田市千里山竹園2丁目	6,111	387	6,498	8,247	460	8,707

注) 図中番号は、図 4-3に対応している。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果WEBマップ(可視化ツール)」(国土交通省)

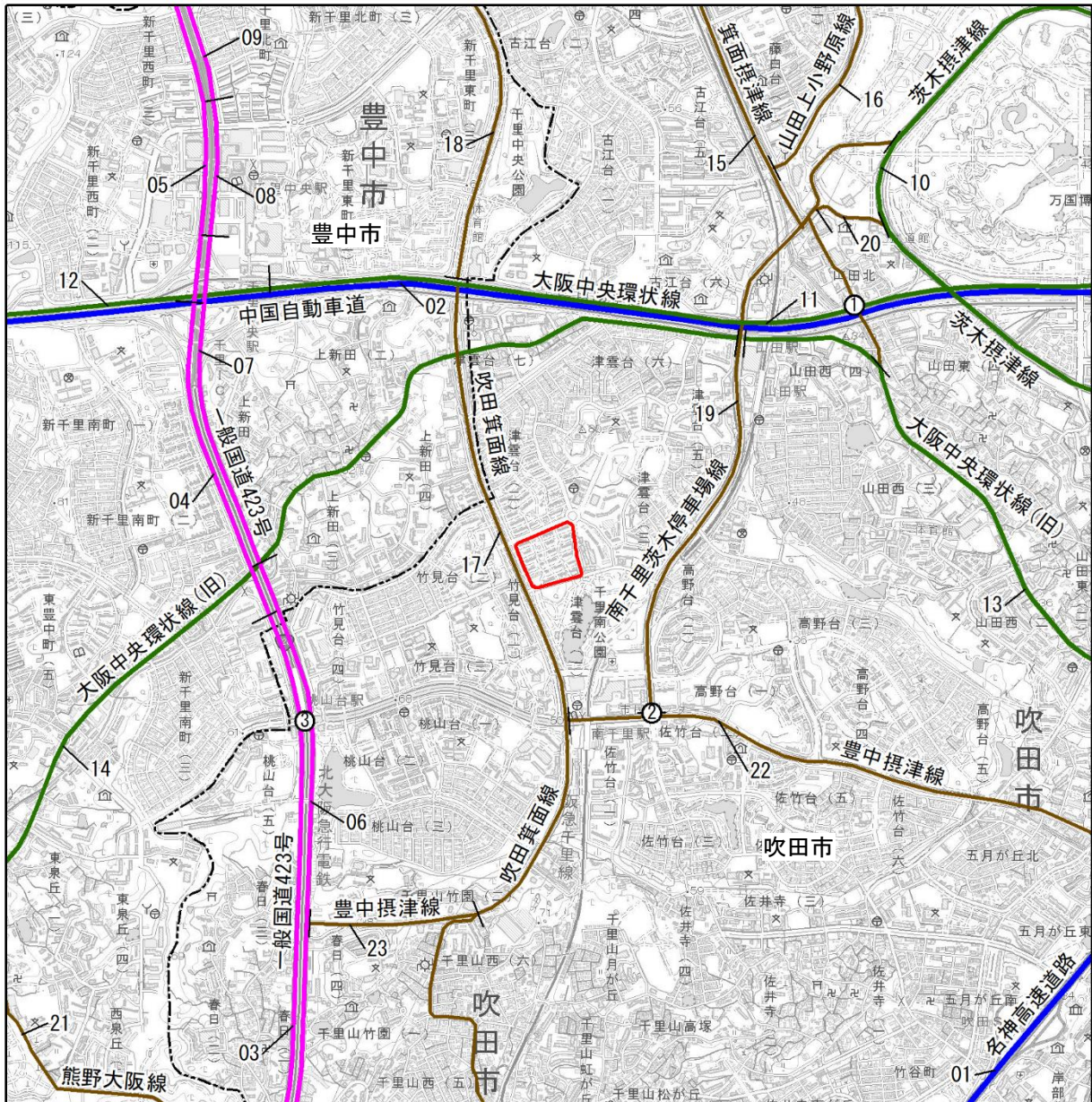
表 4-10 事業計画地及びその周辺における地域の主要渋滞箇所

図中番号	箇所名
①	山田北
②	佐竹台2丁目
③	桃山台駅西

注) 図中番号は、図 4-3に対応している。

出典：『『地域の主要渋滞箇所』の公表について』

(平成25年2月、国土交通省近畿地方整備局)



凡例

- 事業計画地
- 市界
- 高速自動車国道
- 一般国道（補助国）
- 主要地方道（都道府県道）
- 一般都道府県道
- 交通量調査区間端
- 1~23 交通量観測地点番号
- ①~③ 主要渋滞箇所番号

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果WEBマップ（可視化ツール）」（国土交通省）

「電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

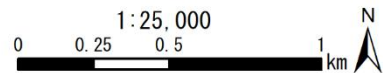


図 4-3 事業計画地及びその周辺における道路網

2) 鉄道

事業計画地及びその周辺における鉄道の乗降人員は表 4-11に、鉄道網は図 4-4に示すとおりである。

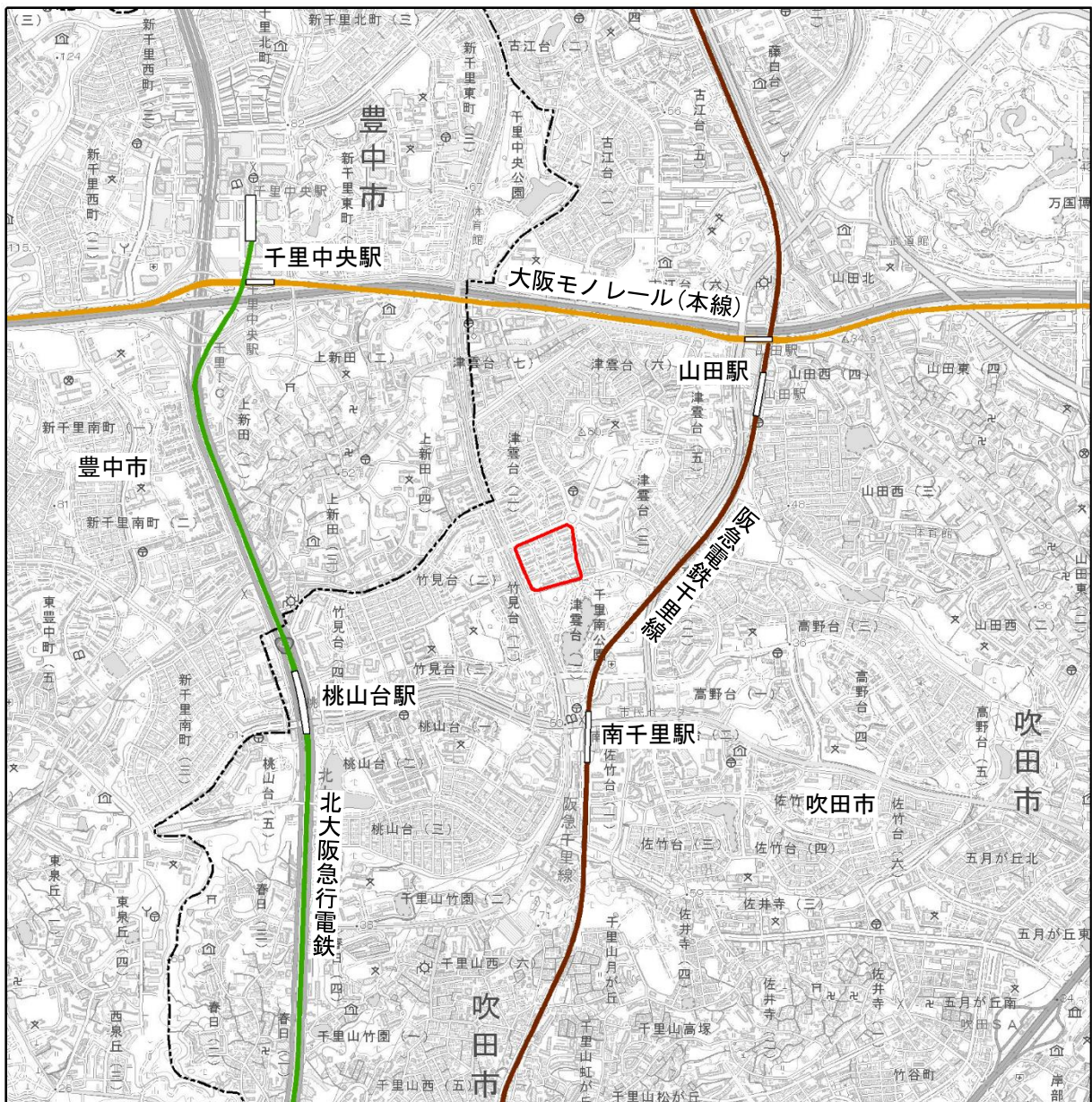
事業計画地の東側には阪急電鉄千里線が南北に走っており、事業計画地は南千里駅の北側に位置する。南千里駅では、1日当たりの乗車が10,262人、降車が10,419人である。

表 4-11 鉄道の乗降人員（令和4年）

路線名	駅名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
阪急電鉄千里線	山田	11,326	11,696
	南千里	10,262	10,419
北大阪急行電鉄	千里中央	36,881	35,611
	桃山台	17,116	16,486
大阪モノレール (本線)	千里中央	15,628	16,182
	山田	7,838	7,609

注) 各路線の乗降者人数は年中の1日平均。阪急電鉄、北大阪急行電鉄は交通量調査による。

出典：「令和4年度大阪府統計年鑑」（令和5年3月、大阪府）



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 阪急電鉄千里線
- 北大阪急行電鉄
- 大阪モノレール（本線）

出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス」（国土地理院）

「電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

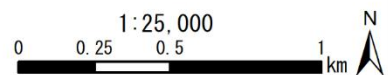


図 4-4 事業計画地及びその周辺における鉄道網

(5) 水利用

1) 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4-12に示すとおりである。

令和3年度の給水世帯数は179,391世帯、給水人口は378,347人、普及率は99.9%、年間総配水量は41,667,297 m^3 、1人1日平均配水量は302Lである。また、平成29年度から令和3年度の推移をみると、給水世帯数及び給水人口は増加傾向、年間総配水量は令和元年度までは横ばい、令和2年度にやや増加し、令和3年度は令和元年度までと同程度となっている。

表 4-12 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

年度	給水世帯数 (世帯)	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間総配水量 (m^3)	1人1日平均 配水量 (L)
平成29年度	170,237	369,590	99.9	41,663,190	309
平成30年度	171,842	370,537	99.9	41,758,437	309
令和元年度	174,215	373,515	99.9	41,411,787	303
令和2年度	177,145	376,478	99.9	42,137,465	307
令和3年度	179,391	378,347	99.9	41,667,297	302

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

2) 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表 4-13に示すとおりである。

令和3年度の都市計画決定面積は3,582ha、処理面積は3,500ha（普及率97.7%）、処理人口は378,553人（普及率99.9%）である。また、平成29年度から令和3年度の推移をみると、処理人口は概ね増加傾向である。

表 4-13 吹田市の下水道の普及状況

年度	都市計画 決定面積 (ha)	処理面積		処理人口	
		(ha)	普及率 (%)	(人)	普及率 (%)
平成29年度	3,582	3,498	97.7	369,798	99.9
平成30年度	3,582	3,500	97.7	370,756	99.9
令和元年度	3,582	3,500	97.7	373,736	99.9
令和2年度	3,582	3,500	97.7	376,695	99.9
令和3年度	3,582	3,500	97.7	378,553	99.9

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

3) 地下水

吹田市の地下水採取量の状況は、表 4-14に示すとおりである。

平成28年度から令和2年度の推移をみると、地下水採取量は減少傾向である。

表 4-14 吹田市の地下水採取量

年度	井戸設置事業所 (所)	井戸本数 (本)	採取量 (m ³ /日)			
			工業用	上水用	その他	計
平成28年度	24(3)	51(7)	354	16,248	3,435	20,037
平成29年度	25(4)	53(9)	336	14,867	3,468	18,670
平成30年度	26(3)	55(8)	308	14,012	4,264	18,584
令和元年度	27(3)	59(8)	281	13,552	4,468	18,301
令和2年度	25(2)	57(7)	279	13,368	3,470	17,116

注) () 内は、休止中の事業所又は井戸本数である。

出典：「吹田市地下水揚水量データ」(吹田市環境保全指導課資料)

(6) 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地及びその周辺における学校、病院等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は表 4-15及び図 4-5にそれぞれ示すとおりである。事業計画地の西側に千里聖愛保育センター、北東に千里幼稚園がある。

表 4-15 事業計画地及びその周辺における環境の保全について配慮を要する施設

図中番号	区分	名称
1	保育園・保育所	あやめ保育園
2		千里聖愛保育センター
3		ハッピータイム
4		千里ニュータウンこども園
5		吹田市立南千里保育園
6		玉川学園高野公園保育園
7		大阪府済生会千里病院げんき保育園
8	幼稚園	千里幼稚園
9		千里敬愛幼稚園
10	小学校	津雲台小学校
11		千里たけみ小学校
12		桃山台小学校
13		高野台小学校
14	中学校	竹見台中学校
15	高等学校	千里高等学校
16	その他教育機関	桃山保育園
17		竹見台児童センター（たけのっこ）
18		グローバルヴィレッジインターナショナルプレスクール 千里山田校
19	病院	（福） 恩恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院
20	老人福祉施設	（医） 愛仁会介護老人保健施設つくも
21		（医） 高寿会桃山台グループホーム
22		特別養護老人ホーム青藍荘

注) 図中番号は、図 4-5に対応している。

出典：「保育所・幼稚園・認定こども園等施設一覧」（吹田市ホームページ）

「吹田市内の認可外保育施設一覧」（吹田市ホームページ）

「hoicil」（株式会社コドモン）

「市立小・中学校のホームページ」（吹田市ホームページ）

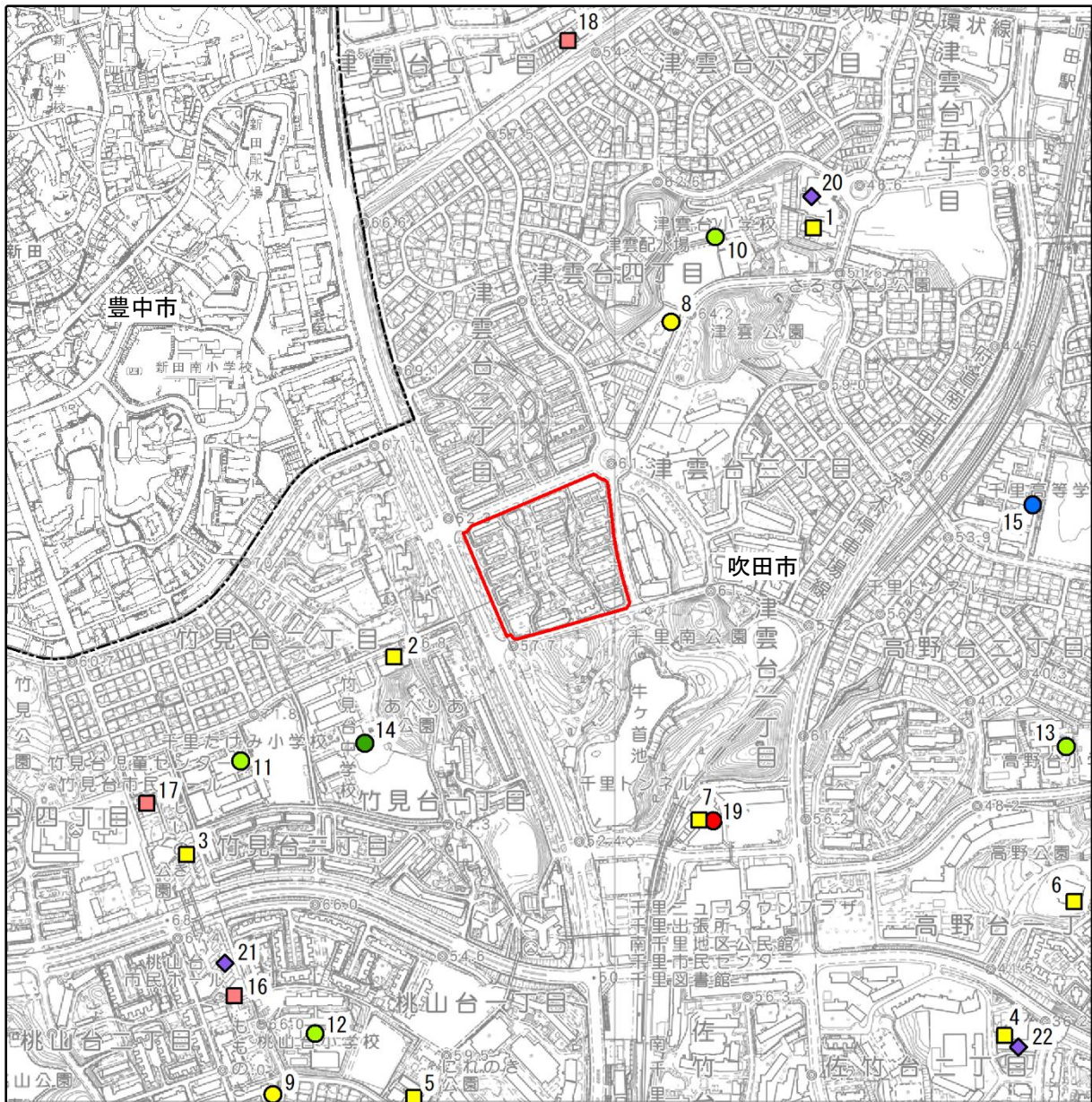
「三島地区にある府立高等学校一覧（全日制の課程、多部制単位制1・2部）」（大阪府ホームページ）

「児童会館・児童センター」（吹田市ホームページ）

「医療機関、保健・福祉施設」（吹田市ホームページ）

「地域医療情報システム」（公益社団法人日本医師会）

※出典のデータ集計時期以降の施設の消失や統廃合等の状況については、令和5年8月時点で更新している。



凡例

- 事業計画地
- 保育園・保育所
- 病院
- 市界
- 幼稚園
- ◆ 老人福祉施設
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- その他教育機関

出典：「保育所・幼稚園・認定こども園等施設一覧」吹田市ホームページ
「吹田市内の認可外保育施設一覧」（吹田市ホームページ）
「hoicil」（株式会社ソドモン）
「市立小・中学校のホームページ」（吹田市ホームページ）
「三島地区にある府立高等学校一覧（全日制の課程、多部制単位制1・2部）」（大阪府ホームページ）
「児童会館・児童センター」（吹田市ホームページ）
「医療機関、保健・福祉施設」（吹田市ホームページ）
「地域医療情報システム」（公益社団法人日本医師会）

「1:10,000 地形図（吹田市）、豊中市全区（豊中市）を加工して作成」

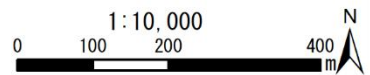


図 4-5 事業計画地及びその周辺における環境の保全について配慮を要する施設

(7) コミュニティ施設

事業計画地及びその周辺における教育施設、集会施設、公園等のコミュニティ施設の分布状況は表 4-16及び図 4-6にそれぞれ示すとおりである。なお、教育施設等については表 4-15及び図 4-5に示したとおりである。事業計画地の南側に南千里公園、北側に津雲台市民ホールがある。

表 4-16 事業計画地及びその周辺におけるコミュニティ施設

図中番号	区分	名称
1	図書館施設	千里図書館
2	地区市民ホール	津雲台市民ホール
3		桃山台市民ホール
4		竹見台市民ホール
5		佐竹台市民ホール
6	市民センター	千里市民センター
7	多目的施設	竹見台多目的施設
8	地区公民館	南千里地区公民館
9	街区公園	さるすべり公園
10		やまぶき公園
11		しいのき公園
12		あべりあ公園
13		にれのき公園
14		もものき公園
15		王子公園
16	近隣公園	津雲公園
17		高野公園
18		竹見公園
19	地区公園	桃山公園
20	総合公園	千里南公園
21	都市緑地	千里緑地

注) 図中番号は、図 4-6に対応している。

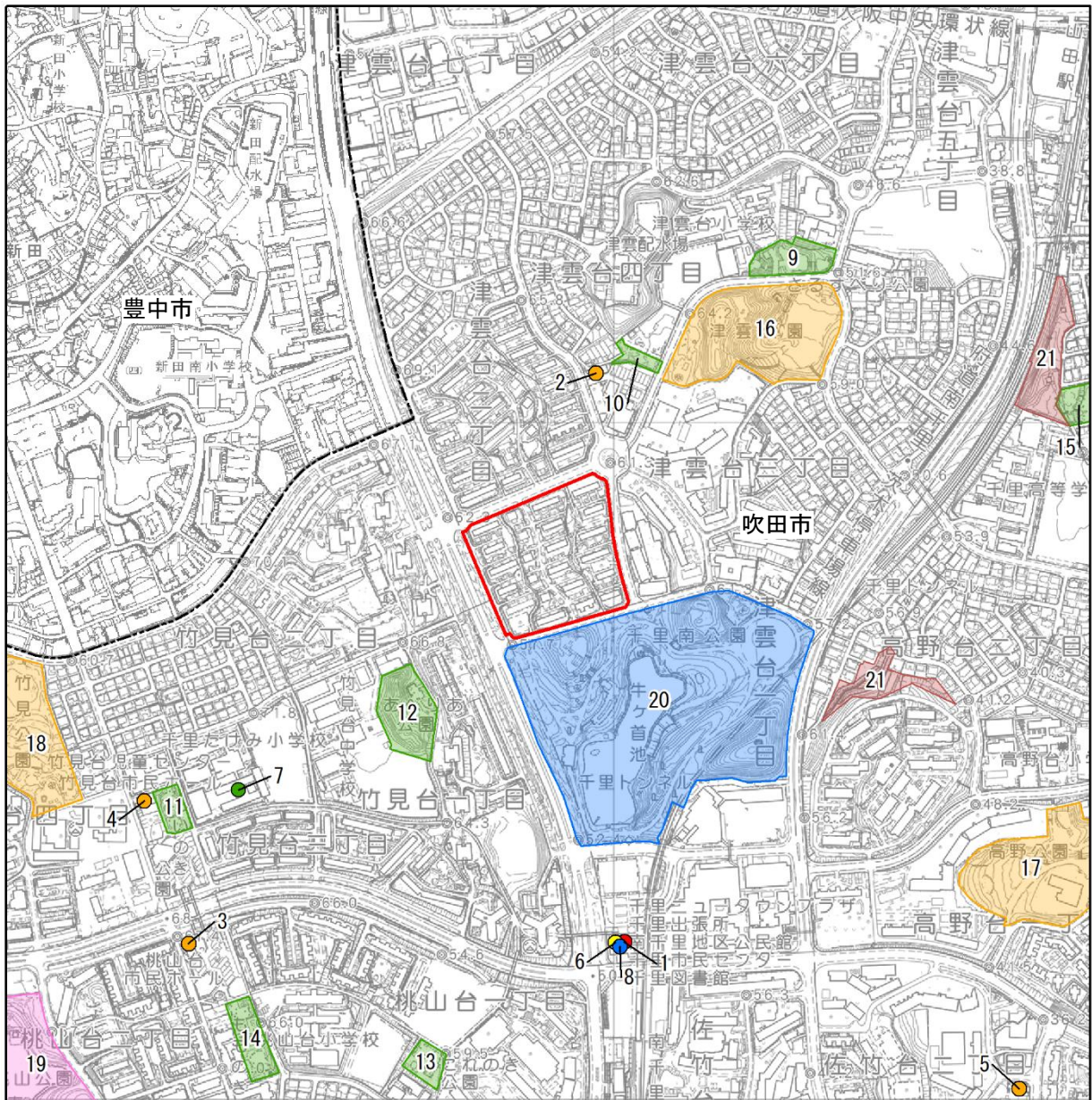
出典：「コミュニティ施設」(吹田市ホームページ)

「地区公民館一覧」(吹田市ホームページ)

「吹田市学習施設ガイド ひろがれ」(令和5年4月、吹田市)

「吹田市都市公園等整備・管理方針 資料編」(令和2年5月、吹田市)

※出典のデータ集計時期以降の施設の消失や統廃合等の状況については、令和5年8月時点で更新している。



凡 例

- | | | |
|--|---|--|
| 事業計画地 | ● 図書館施設 | 街区公園 |
| ----- 市界 | ● 地区市民ホール | 近隣公園 |
| | ● 市民センター | 地区公園 |
| | ● 多目的施設 | 総合公園 |
| | ● 地区公民館 | 都市緑地 |

出典：「コミュニティ施設」（吹田市ホームページ）
「地区公民館一覧」（吹田市ホームページ）
「吹田市学習施設ガイド ひろがれ」（令和5年4月、吹田市）
「吹田市都市公園等整備・管理方針 資料編」（令和2年5月、吹田市）

「1:10,000 地形図（吹田市）、豊中市全区（豊中市）を加工して作成」

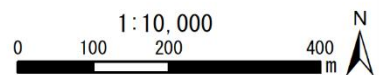


図 4-6 事業計画地及びその周辺におけるコミュニティ施設

(8) 関係法令による規制等

1) 「環境基本法」に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91条)第16条第1項に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

(a) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染については、二酸化窒素など10物質について環境基準が定められている。大気汚染に係る環境基準を表 4-17に示す。

表 4-17 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

(b) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁については、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

水質汚濁に係る環境基準を表 4-18～表 4-20に示す。

表 4-18 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-19 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川 ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級自然環境保 全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級水産1級水 浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級水産2級及 びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級工業用水1 級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級農業用 水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—
備考						
<p>1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の$0.9 \times n$番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						
注)						
<p>1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全</p> <p>2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの</p> <p>3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用</p> <p>4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの</p> <p>5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度</p>						

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-20 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川 イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

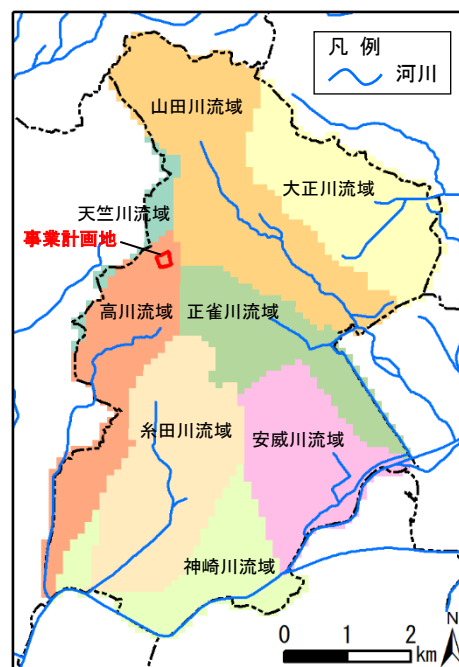
水質汚濁に係る環境基準の類型は、「環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定等」（令和5年1月20日 大阪府告示第5号）により定められている。吹田市における類型指定状況を表 4-21に示す。

なお、事業計画地は図 4-7に示すとおり高川流域に位置するが、高川については環境基準の類型は定められておらず、「4）「吹田市第3次環境基本計画」に基づく環境目標」に後述するとおり、吹田市の環境目標が定められている。

表 4-21 水質汚濁に係る環境基準の類型指定

水域名	範囲	BOD等5項目	水生生物の保全に関する項目類型
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

出典：「河川・水路の水質（令和4年度測定結果）」
（吹田市ホームページ）



出典：「国土数値情報ダウンロードサービス
流域メッシュデータ 平成21年」
（国土交通省国土政策局国土情報課）
「国土数値情報ダウンロードサービス
河川データ 平成21年度」
（国土交通省国土政策局国土情報課）

図 4-7 吹田市の河川と流域区分

(c) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水については、有害物質等28物質について環境基準が定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 4-22に示す。

表 4-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

(d) 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染については、有害物質等29物質について環境基準が定められている。
土壌の汚染に係る環境基準を表 4-23に示す。

表 4-23 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

(e) 騒音に係る環境基準

騒音については、用途地域に基づく地域類型ごとに環境基準が定められている。騒音に係る環境基準を表 4-24に示す。なお、表 4-25のとおり事業計画地はA類型に該当する。

表 4-24 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下
備考 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。		
ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基準値		基準値
昼間 (午前6時～午後10時)	70デシベル以下	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
		65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。		
注1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。 ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。) ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。		
注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15m ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20m		
「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)		

表 4-25 騒音に係る環境基準の地域類型の区分

地域の種類	対象地域
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第1・2種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」(平成24年吹田市告示第103号)

2) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準を表 4-26に示す。

表 4-26 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

3) 規制基準等

(a) 大気汚染に係る規制

a) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)では、ばい煙発生施設について、排出基準、指定ばい煙(硫黄酸化物及び窒素酸化物)に係る総量規制基準並びにこれらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。一般粉じん発生施設については、構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における石綿濃度の許容限度とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)では、ばい煙及び粉じんを発生する施設のうち、「大気汚染防止法」が適用されない施設について、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等並びにこれらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「吹田市環境の保全等に関する条例」(平成9年吹田市条例第6号)では、事業者の事業活動に伴って生じる大気汚染等の防止に関する事項について公害防止協定を締結することができることなどが定められている。

b) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じんの排出(吹付け石綿を使用した建築物の解体・改造・補修作業)について、作業基準とともに作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

c) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、自動車1台あたりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質を対象物質として自動車排出ガス規制が実施されている。また、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)(以下、「自動車NO_x・PM法」という。)では窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すため、排出総量を削減するための取組が行われており、大阪・兵庫圏対策地域として吹田市も対策地域に指定されている。

大阪府では「自動車NO_x・PM法」に基づき、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画[第3次]」(平成25年6月、大阪府)が策定されており、平成27年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準を全ての監視測定局において継続的・安定的に達成し、平成27年度目標の達成状況の検証を行い、令和2年度までに対策地域全体で大気環境基準を達成するよう総合的な自動車環境対策を検討し引き続き推進するとして、取組が実施されてきた。なお、大阪府自動車窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会幹事会において、令和2年度の目標を達成していると評価し、現在は第4次計画の策定に向けて検討が行われている。

(b) 水質汚濁に係る規制

a) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）では、特定施設について排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）では、最大排水量が50 m³/日以上の特設施設を設置する工場・事業場について、総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「水質汚濁防止法」の特設施設に該当しない施設の一部を届出施設とし、設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

b) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特設施設を設置する工場・事業場について、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

(c) 騒音に係る規制

a) 工場・事業場に係る規制

特定工場等における騒音の規制に関する基準を表 4-27に示す。「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、特定施設を有する工場・事業場について、区域ごとに敷地境界線における規制基準を定めるとともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

表 4-27 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後6時～午後9時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
ア 第1・2種低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	40デシベル
イ 第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域、 用途地域の指定のない地域	50デシベル	55デシベル	45デシベル
ウ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60デシベル	65デシベル	55デシベル
エ 工業地域	65デシベル	70デシベル	60デシベル
オ 工業地域で既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び上記イの区域の境界線から15m以内の区域	60デシベル	65デシベル	55デシベル

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)
「騒音規制法に基づく規制地域について」(平成13年吹田市告示第87号)
「騒音規制法に基づく規制基準について」(平成13年吹田市告示第88号)
「騒音規制法に基づく規制基準の一部改正について」(平成27年吹田市告示第134号)

b) 建設作業に係る規制

特定建設作業の種類及び規制を表 4-28及び表 4-29に示す。「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、特定建設作業について規制基準を定めるとともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

なお、事業計画地は第1号区域に該当する。

表 4-28 特定建設作業の種類

適用	特定建設作業の種類
法又は府条例	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（注1） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 7. トラクターショベル（原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 8. ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業（注2）
府条例	9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20kwを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（注1） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当。）を使用する作業を除く。（原動機の定格出力が20kwを超えるものを使用する場合は9に該当し、府条例での届出を行うこととなる。）

表 4-29 特定建設作業に係る規制

区分		規制基準など
敷地境界上における基準値		85デシベル
第1号区域	作業可能時刻	午前7時から午後7時
	最大作業時間	1日あたり10時間
	最大作業期間	連続6日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日
第2号区域	作業可能時刻	午前6時から午後10時
	最大作業時間	1日あたり14時間
	最大作業期間	連続6日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日

区域区分 第1号区域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域

第2号区域：工業地域のうち1号区域以外の地域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）

「騒音規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について」（平成13年吹田市告示第37号）

「騒音規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定の変更について」（平成27年吹田市告示第167号）

c) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、表 4-30に示すとおり、区域ごとに自動車騒音の限度が定められている。

表 4-30 自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

区域区分

- a 区域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域
- b 区域：第1・2種住居地域、準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分について」（平成13年吹田市告示第36号）

d) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限や深夜の音響機器の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

(d) 振動に係る規制

a) 工場・事業場に係る規制

特定工場等における振動の規制に関する基準を表 4-31に示す。「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、特定施設を有する工場・事業場について、区域ごとに敷地境界線における規制基準を定めるとともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

表 4-31 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
ア	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	60デシベル	55デシベル
イ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65デシベル	60デシベル
ウ	工業地域	70デシベル	65デシベル
エ	工業地域及び工業専用地域などで、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び上記アの区域の境界線から15m以内の区域	65デシベル	60デシベル

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)
「振動規制法に基づく規制地域について」(平成13年吹田市告示第89号)
「振動規制法に基づく規制基準について」(平成13年吹田市告示第90号)
「振動規制法に基づく規制基準の一部改正について」(平成27年吹田市告示第135号)

b) 建設作業に係る規制

振動に係る特定建設作業及び規制を表 4-32及び表 4-33に示す。「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、特定建設作業について規制基準を定めるとともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

なお、事業計画地は第1号区域に該当する。

表 4-32 振動に係る特定建設作業

適用	特定建設作業の種類
法又は府条例	1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注)} 4. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業 ^{注)}
府条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kwを超えるものに限る。)を使用する作業

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

表 4-33 特定建設作業に係る規制

区分		規制基準など
敷地境界上における基準値		75デシベル
第1号区域	作業可能時刻	午前7時から午後7時
	最大作業時間	1日あたり10時間
	最大作業期間	連続6日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日
第2号区域	作業可能時刻	午前6時から午後10時
	最大作業時間	1日あたり14時間
	最大作業期間	連続6日間
	作業日	日曜その他の休日を除く日

区域区分 第1号区域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域

第2号区域：工業地域のうち1号区域以外の地域

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）

「振動規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について」（平成13年吹田市告示第38号）

「振動規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定の変更について」（平成27年吹田市告示第168号）

c) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、表 4-34に示すとおり、区域ごとに道路交通振動の要請限度が定められている。

表 4-34 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

区域区分 第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分について」（平成13年吹田市告示第39号）

(e) 悪臭に係る規制

吹田市では、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に基づき臭気指数規制を実施しており、市内全域が規制地域に指定されている。悪臭の規制基準を表 4-35に示す。

表 4-35 悪臭の規制基準

区分	規制基準
敷地境界線における規制基準 (第1号規制基準)	臭気指数：10
煙突等の気体排出口の規制基準 (第2号規制基準)	第1号規制基準を基に、気体排出口からの臭気の拡散状況や周辺最大建物の影響を勘案して、気体排出口の高さに応じて臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として算出される値）又は臭気指数の許容限度として定める。
排出水の規制基準 (第3号規制基準)	臭気指数：26

「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）

「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」（平成21年吹田市告示第45号）

(f) 土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）では、土壌汚染の可能性の高い土地について、有害物質使用特定施設の使用の廃止時等の機会において、土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けており、土壌汚染が判明した場合の区域指定や人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合の必要な措置等について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加している。

「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく基準値は表 4-36に示すとおりである。

表 4-36 特定有害物質・管理有害物質及び基準値

分類	特定有害物質の種類	土壌含有量基準 (指定基準) mg/kg	土壌溶出量基準 (指定基準) mg/L	第二溶出量基準 mg/L	
特定有害物質(法)	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	—	0.002以下	0.02以下
		四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1以下	1以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
		1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002以下	0.02以下
		ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02以下	0.2以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01以下	0.1以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
		トリクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
		ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下
		第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	カドミウム45以下	カドミウム 0.003以下
	六価クロム化合物		六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
	シアン化合物		遊離シアン50以下	シアンが検出 されないこと。	シアン1以下
	水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)		水銀15以下	水銀0.0005以下 検出されないこと。	水銀0.005以下 検出されないこと。
	セレン及びその化合物		セレン150以下	セレン0.01以下	セレン0.3以下
	鉛及びその化合物		鉛150以下	鉛0.01以下	鉛0.3以下
	砒素及びその化合物		砒素150以下	砒素0.01以下	砒素0.3以下
	ふっ素及びその化合物		ふっ素4,000以下	ふっ素0.8以下	ふっ素24以下
	ほう素及びその化合物	ほう素4,000以下	ほう素1以下	ほう素30以下	
	第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン (CAT)	—	0.003以下	0.03以下
		チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02以下	0.2以下
		チウラム	—	0.006以下	0.06以下
		PCB (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと。	0.003以下
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチ オン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	—	検出されないこと。	1以下
	ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	—	—	

「土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成6年大阪府規則第81号)

(g) 地盤沈下に係る規制

「工業用水法」(昭和31年法律第146号)では工業用水としての地下水採取について許可等が必要とされており、吹田市域では、名神高速道路以南の地域等が規制地域に該当する。

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)では冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされているが、吹田市は規制地域に該当しない。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、給水人口5,000人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされているが、吹田市は規制地域に該当しない。

(h) 日照障害に係る規制

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)では、日照を確保するため中高層建築物の高さの制限について規定されており、「吹田市建築基準法施行条例」(平成12年吹田市条例第3号)では、表 4-37に示すとおり対象区域及び日影時間等が規定されている。

また、「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さ10mを超える建築物を建築する場合、建築計画の概要を表示した標識の設置等が定められている。「中高層建築物の日照障害等の指導要領」(平成23年3月29日施行、吹田市)では、近隣への事前説明、市長との事前協議及び日照障害の防止措置が定められている。

表 4-37 建築主が近隣の敷地に対して確保すべき日照の基準

区分	用途地域	容積率	測定高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
日影時間等の指定がある地域又は区域	第1・2種低層住居専用地域	80%	1.5m	3時間	2時間
		100%			
		150%			
	第1・2種中高層住居専用地域	200%	4.0m	4時間	2.5時間
		300%			
		200%			
第1・2種住居地域又は準住居地域	200%	4.0m	5時間	3時間	
用途地域の指定のない区域	—				4時間
日影時間等の指定がない地域又は区域 ^{注)}	第1・2種住居地域	300%	4.0m	5時間	3時間
	近隣商業地域	—			
	準工業地域	—			

注) この基準は建築基準法の日影規制対象外地域(商業地域と工業地域を除く)において、容積率が200%の第1・2種住居地域、準住居地域に準じた日影規制を義務付けるものではないが、これらの地域においても当該計画によって生じる日照障害の影響をあらかじめ調査し、周囲の居住環境に支障を及ぼさないよう、できる限り日照障害の軽減に努めること。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」(平成23年3月29日施行 吹田市)

(i) 電波障害に係る規制

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さが10mを超える建築物を建築する場合、建築計画の概要を表示した標識の設置等が定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」では、近隣住民への事前説明、市長との事前協議及び電波障害の防止措置が定められている。

4) 「吹田市第3次環境基本計画」に基づく環境目標

吹田市では、「吹田市第3次環境基本計画」(令和2年2月吹田市)において、より良い環境を目指すための「環境目標」を設定している。

(a) 大気(大気汚染・悪臭)

大気汚染・悪臭に係る環境目標を表 4-38に示す。環境目標では、二酸化窒素について環境基準より厳しい値に設定しており、光化学オキシダントは非メタン炭化水素の指針値と併せて評価することとしている。

表 4-38 大気汚染・悪臭に係る環境目標

項目	環境目標
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。 ※上記の目標値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値0.02ppm以下に向かって努力することとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。

(b) 水

水質に係る環境目標を表 4-39～表 4-41に示す。河川について、独自に水域類型を指定し、生活環境項目を評価できるようにしている。事業計画地は高川流域に位置している。また、ため池の水質及び河川の水質特殊項目に係る目標について、項目・目標値が定められている。

表 4-39 対象水域とその水域類型

河川名	範囲	BOD等 5項目類型	水生生物 項目類型
山田川	全域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高川	全域	D	—
正雀川	全域	E	—

表 4-40 ため池の水質に係る環境目標

項目	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
目標値	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	1mg/L以下	0.1mg/L以下

表 4-41 河川の水質に係る環境目標（水質特殊項目）

項目	目標値
フェノール類	0.01mg/L以下
銅	0.05mg/L以下
亜鉛	0.1mg/L以下
溶解性鉄	1.0mg/L以下
溶解性マンガン	1.0mg/L以下
全クロム	1.0mg/L以下
アンモニア性窒素	1.0mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.5mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと。

(c) 地盤

地盤沈下に係る環境目標を表 4-42に示す。

表 4-42 地盤沈下に係る環境目標

区分	環境目標	対象地域
地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと	市内全域

(d) 騒音・振動

騒音等に係る環境目標を表 4-43及び表 4-44に示す。

環境騒音（道路に面しない地域の騒音）については、環境基準と比較して評価時間帯をより厳しくなるよう設定している。事業計画地はA類型に該当する。

また、建設作業騒音・振動・低周波空気振動について環境目標を設定している。

表 4-43 騒音に係る環境目標（道路に面しない地域）

地域の 類型	基準値		対象地域
	昼間 (午前7時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前7時)	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第1・2種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 4-44 建設作業騒音・振動・低周波空気振動に係る環境目標

区分	環境目標	対象地域
建設作業騒音・振動・ 低周波空気振動	大部分の地域住民が 日常生活において支障 がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域 又は場所を除く市内全域

5) 自然環境の保全に係る規制等

(a) 「森林法」に基づく保安林

「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく保安林について、吹田市内では表 4-45 に示す3箇所が風致保安林に指定されている(図 4-8参照)。事業計画地及びその周辺には風致保安林はない。

表 4-45 吹田市内の保安林

区分	地区名	面積
風致保安林	伊射奈岐神社風致保安林及びその周辺森林	0.50ha
	垂水神社風致保安林及びその周辺森林	0.86ha
	素盞烏尊神社風致保安林及びその周辺森林	0.48ha

出典:「吹田市森林整備計画書」(令和4年4月変更、吹田市)

(b) 「都市計画法」に基づく風致地区

「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区について、吹田市内では表 4-46に示す3箇所が指定されている(図 4-8参照)。事業計画地及びその周辺には風致地区はない。

表 4-46 吹田市内の風致地区

区分	地区名	面積	区域
風致地区	服部 (府条例)	約9ha	江坂町2丁目、豊津町、江坂町3丁目、芳野町、江坂町4丁目
	千里山東 (市条例)	約47ha	上山手町、千里山東1丁目、千里山東2丁目、千里山東3丁目、千里山東4丁目、山手町3丁目、山手町4丁目
	千里山西 (市条例)	約88ha	千里山西1丁目、千里山西3丁目、千里山西4丁目、千里山西5丁目、千里山西6丁目、円山町、垂水町1丁目

出典:「風致地区のしおり」(令和3年10月、吹田市)

(c) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区など

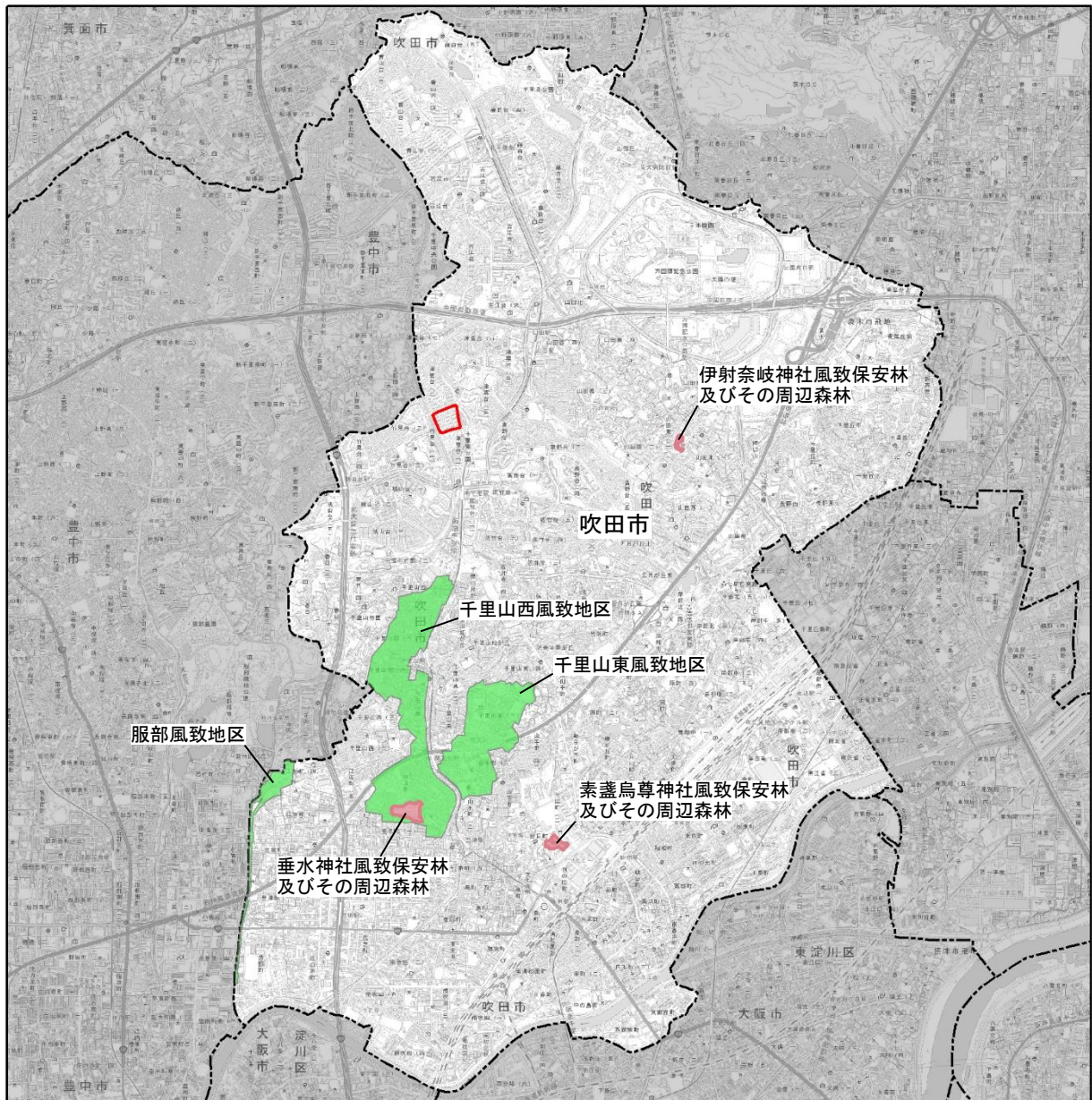
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区等について、吹田市内の指定状況は表 4-47に示すとおりである。

吹田市は、全域が吹田特定猟具使用禁止区域に指定されている。

表 4-47 吹田市内の鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等

名称	期間	面積
吹田特定猟具使用禁止区域	令和元年11月15日から 令和11年11月14日まで	約3,611ha

出典:「大阪府における鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区および特定猟具使用禁止区域(銃)位置図」(令和4年10月、大阪府)



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 保安林
- 風致地区

出典：「吹田市森林整備計画書」（令和4年4月変更、吹田市）
「風致地区のしおり」（令和3年10月、吹田市）

「電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

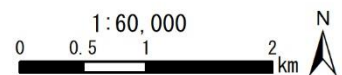


図 4-8 吹田市の保安林、風致地区の分布

(d) 「自然環境保全法」等に基づく自然環境保全地域

「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、「大阪府自然環境保全条例」(昭和48年大阪府条例第2号)に基づく府自然環境保全地域及び府緑地環境保全地域について、吹田市内には指定地域はない。

(e) 「自然公園法」等に基づく自然公園

「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく国立公園及び国定公園、「大阪府立自然公園条例」(平成13年大阪府条例第6号)に基づく府立自然公園について、吹田市内には指定地域はない。

(f) 「都市緑地法」に基づく緑地保全地域等

「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区について、吹田市内には指定地域はない。

(g) 「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和42年法律第103号)に基づく近郊緑地保全区域について、吹田市内には指定区域はない。

(h) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく生息地等保護区について、吹田市内には指定区域はない。

(i) 大阪府民の森条例に基づく府民の森

「大阪府民の森条例」(昭和53年大阪府条例第5号)に基づく府民の森について、吹田市内には指定地域はない。

6) 景観

吹田市では「景観法」(平成16年法律第110号)に基づき、「吹田市景観まちづくり条例」(平成20年吹田市条例第24号)を制定している。また、これに基づき「吹田市景観まちづくり計画」(令和4年4月改定)を策定し、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(令和4年4月改定)が定められている。

吹田市では、「景観法」に基づく景観計画区域として市内全域を定めており、そのうち「現にある良好な住宅地としての景観を保全する必要がある地域又は住宅地としての景観を形成していく必要がある地域」として、景観形成地区を32地区設定している。さらに、「景観上良好な特性を有する地域又は景観に特に配慮したまちづくりの必要があると認める地域」として景観配慮地区があるが、現時点で指定された区域はない。

これらの区域については、表 4-48に示す行為の届出が定められている。また、景観計画区域における行為の制限として景観誘導基準を定めるとともに、景観形成地区については個々に制限が定められている。

景観計画区域及び景観形成地区の分布を図 4-9に示す。事業計画地は景観形成地区には該当しないが、東側に景観形成地区である中高層住宅地区（津雲台3丁目(1)）が位置している。

表 4-48 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

区域・地区	区分	規模	対象行為
景観計画区域	建築物	都市計画法第8条第1項第1号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが15mを超え、又は建築面積が600m ² を超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
		上記以外の地域における高さが10mを超え、かつ、建築面積が300m ² を超えるもの	
	工作物	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に定める工作物	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
		その他規則で定める工作物	
土地	500m ² 以上のもの	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
景観形成地区	建築物	建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を要する建築物	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
	工作物	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に定める工作物	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
		その他規則で定める工作物	
土地	500m ² 以上のもの	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
景観配慮地区	—	今後、指定の際に地区の特性に応じて個々に定める	—

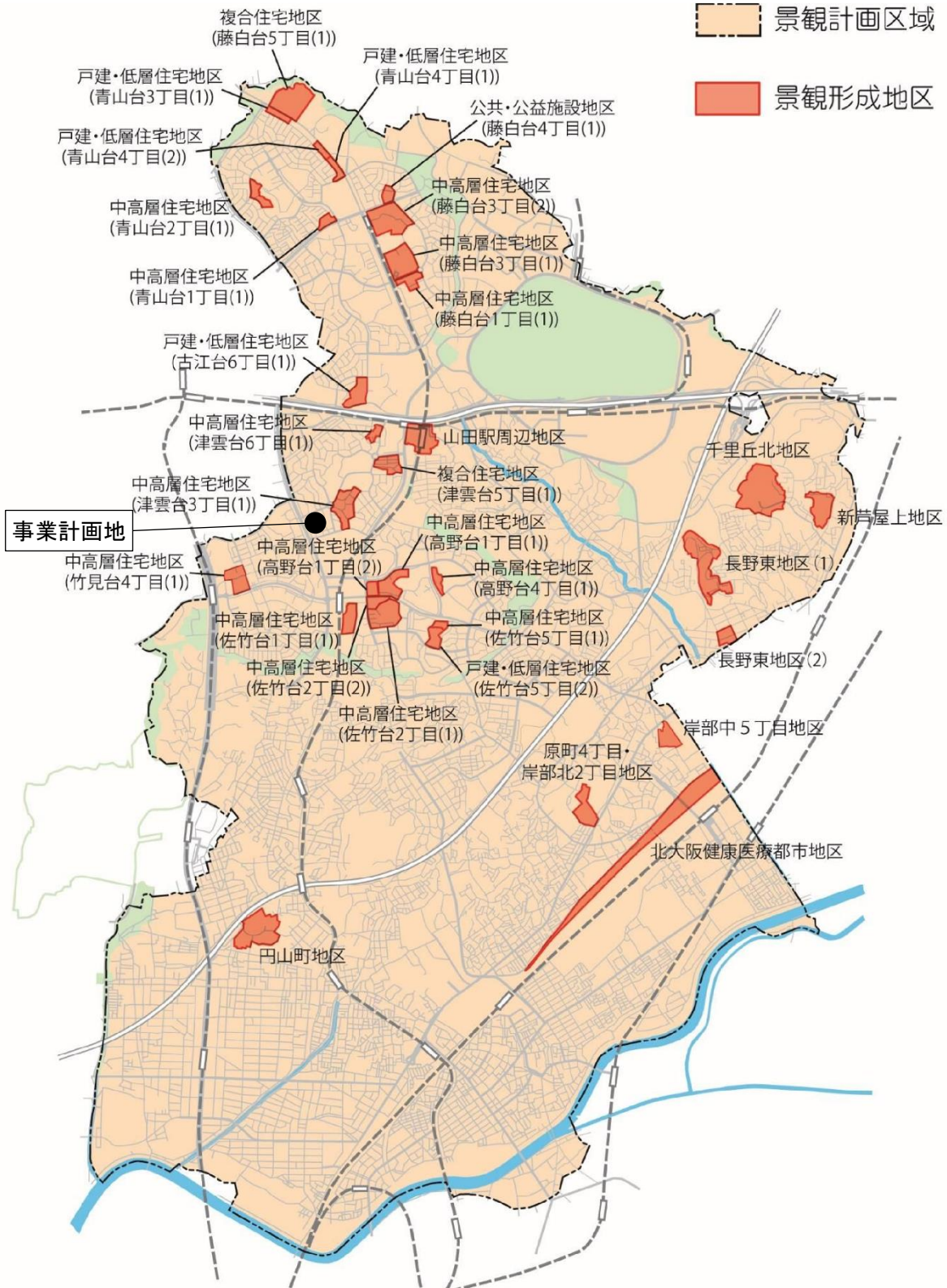
注) 屋外広告物の表示等については景観まちづくり条例に基づく届出が必要。

7) 文化財

「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合及び発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなければならないことが定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」(平成9年吹田市条例第8号)では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことが定められている。

図1 景観計画区域図



出典：「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（令和4年4月改定、吹田市）をもとに作成

図 4-9 景観計画区域及び景観形成地区の分布

8) 環境に関する関連計画

(a) 「第9次大阪地域公害防止計画」

大阪府では、「環境基本法」に基づき、公害防止計画として「第9次大阪地域公害防止計画」(平成24年3月、大阪府)が策定されている。概要を表4-49に示す。

表4-49 「第9次大阪地域公害防止計画」の概要

区分	内容
地域の範囲	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町の区域
計画の目標	環境基準等の未達成項目について、基準が達成されるよう努める <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号) ・二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号) ・微小粒子状物質に係る環境基準について(平成21年環境庁告示第33号) ・水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号) ・地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号) ・底質の暫定除去基準について(昭和50年環水管第119号) ・ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成14年環境省告示第46号) ・騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号) ・航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号) ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環境庁告示第46号)
計画の主要課題	本計画における課題は、大気汚染、河川の水質汚濁、大阪湾の水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題は、以下のとおりとする。 1. 大阪湾の水質汚濁 大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。 また、大阪港内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。 2. 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。
計画の期間	本計画の実施期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。 ^{注)}

注) 令和5年8月現在まで更新されていない。

出典:「第9次大阪地域公害防止計画」(平成24年3月、大阪府)

(b) 「2030 大阪府環境総合計画」(令和3年3月)

大阪府では、「大阪府環境基本条例」に定める環境総合計画として、「2030大阪府環境総合計画」(令和3年3月、大阪府)が策定されている。概要を表4-50に示す。

表 4-50 「2030 大阪府環境総合計画」の概要

区分	内容
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。 ・本計画では、環境だけでなく社会・経済課題の同時解決と統合的向上をめざすため、大阪府域における2050年の環境分野全体としての「めざすべき将来像」とそれを見据えた2030年の実現すべき姿を定め、その実現に向けた施策の基本的な方向性を明確にする。この方向性に基づき各分野の個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を展開していく。
計画の対象地域	大阪湾を含む大阪府全域
計画の期間	2021年度から2030年度の10年間
目指すべき将来像	大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会
2030年度目標	脱炭素・省エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素社会の将来像を見通しつつ、SDGs実現に向けて温暖化対策(緩和策・適応策)が加速している。 ■気候危機^{注)}であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。 ■再生可能エネルギー由来の電気などCO₂排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。
	資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ■サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、少ない資源で必要な物が生産されるとともに3Rの取組みが一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。 ■府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。 ■海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材(紙、バイオプラスチック等)への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。
	全てのいのちの共生 <ul style="list-style-type: none"> ■生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。 ■府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。 ■希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。
	健康で安心な暮らし <ul style="list-style-type: none"> ■澄みわたる空や澄んだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。 ■環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。 ■環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。
	魅力と活力ある快適な地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ■府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。 ■みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。 ■ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

注) 単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす状態。

出典:「2030大阪府環境総合計画」(令和3年3月、大阪府)

(c) 「吹田市第3次環境基本計画」(令和2年2月)

吹田市では、「吹田市環境基本条例」に定める環境基本計画として、「吹田市第3次環境基本計画」(令和2年2月、吹田市)を策定している。概要を表4-51に示す。

表4-51 「吹田市第3次環境基本計画」の概要

区分	内容	
計画の位置づけ	・吹田市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担う。 ・吹田市第4次総合計画を環境面から補完・具体化する役割を担う。	
計画の対象区域	吹田市全域	
計画の期間	2020年から2028年度までの9年間	
目指すべき将来像	みどりと水 光と風 楽しく共生し未来へつなげる環境先進都市すいた	
重点戦略目標 (達成目標)	はぐくむ(環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ)	○ボランティア活動に参加する市民の割合:21% ○行政、団体、その他企業などと連携した環境活動を実施している事業者の割合:40%
	まもる(良好な環境をまもる)	○市域の年間エネルギー消費量:13.1PJ ○市民1人当たりのごみ排出量(1日):760g ○生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合:50%
	そなえる(気候変動による影響にそなえる)	○災害に備えている市民の割合:75% ○居住地周辺の夏場の暑さ(涼しさ)に満足している市民の割合:30%
分野別目標 (達成目標)	エネルギー(再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換)	◎年間エネルギー消費量 市域:13.1PJ 家庭部門・市民1人当たり:8.2GJ 業務部門・従業員1人当たり:25.6GJ ○市域の年間温室効果ガス排出量:1,092kt-CO ₂ ○市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量:2.89t-CO ₂ ○吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量:24kt-CO ₂
	資源循環(資源を大切にす社会システムの形成)	◎市民1人当たりのごみ排出量(1日):760g ◎リサイクル率:25.6% ○ごみ減量の取組に満足している市民の割合:40% ○燃焼ごみの年間搬入量:84,390t ○ごみの年間排出量(家庭系ごみ):76,995t ○ごみの年間排出量(事業系ごみ):27,646t ○マイバッグ持参率:80%
	生活環境(健康で快適な暮らしを支える環境の保全)	◎公害に関する苦情を解決した割合:80% ◎「環境美化推進団体」の団体数:40団体 ○環境目標値達成率:100%(二酸化窒素、一般環境騒音、河川BOD) ○快適な生活環境の確保に満足している市民の割合:40% ○熱帯夜日数(5年移動平均値):29日以下 ○居住地周辺の夏場の暑さ(涼しさ)に満足している市民の割合:30%
	みどり・自然共生(自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成)	◎吹田市域の緑被率:30%(将来目標) ◎「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体数:60団体 ◎みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合:67% ○生物多様性の保全を重要だと思ふ市民の割合:50% ○緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数:120団体
	都市環境(快適な都市、環境の創造)	◎住み続けようと思っている市民の割合:70% ◎まちなみが美しいと感じる市民の割合:70% ○鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合:60% ○コミュニティバス1便当たりの乗車人数:増加

凡例:◎ 代表指標(各分野を代表する達成指標)

出典:「吹田市第3次環境基本計画」(令和2年2月、吹田市)

(d) 「吹田市第2次みどりの基本計画改訂版」(平成28年8月)

吹田市では、「都市緑地法」に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「吹田市第2次みどりの基本計画改訂版」(平成28年8月、吹田市)を策定している。概要を表4-52に示す。

表 4-52 「吹田市第2次みどりの基本計画改訂版」の概要

区分	内容													
計画の位置づけ	・都市緑地法に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定。													
計画の対象地域	吹田市全域													
みどりの対象範囲	樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど。													
計画の期間	令和7年度(2025年度)まで(5年毎に見直し)													
基本理念	心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市 すいた													
みどりの将来像														
6ブロックのみどりの目標	<table border="1"> <tr> <td>JR以南地域</td> <td>緑被率を現状の2倍へ</td> </tr> <tr> <td>片山・岸部地域</td> <td>都市再整備による公園整備と施設緑化、周辺市街地への波及を想定し、緑被率を現況の1.5倍へ</td> </tr> <tr> <td>豊津・江坂・南吹田地域</td> <td>緑被率を現況の1.5倍へ</td> </tr> <tr> <td>千里山・佐井寺地域</td> <td>緑被率を現況の1.2倍へ</td> </tr> <tr> <td>山田・千里丘地域</td> <td>緑被率を現況の1.2倍へ</td> </tr> <tr> <td>千里ニュータウン・万博・阪大地域</td> <td>公園・緑地、大学のみどり、住宅地のみどりなどのストックを次世代に継承すべく、現況の緑被率48%を維持</td> </tr> </table>	JR以南地域	緑被率を現状の2倍へ	片山・岸部地域	都市再整備による公園整備と施設緑化、周辺市街地への波及を想定し、緑被率を現況の1.5倍へ	豊津・江坂・南吹田地域	緑被率を現況の1.5倍へ	千里山・佐井寺地域	緑被率を現況の1.2倍へ	山田・千里丘地域	緑被率を現況の1.2倍へ	千里ニュータウン・万博・阪大地域	公園・緑地、大学のみどり、住宅地のみどりなどのストックを次世代に継承すべく、現況の緑被率48%を維持	
JR以南地域	緑被率を現状の2倍へ													
片山・岸部地域	都市再整備による公園整備と施設緑化、周辺市街地への波及を想定し、緑被率を現況の1.5倍へ													
豊津・江坂・南吹田地域	緑被率を現況の1.5倍へ													
千里山・佐井寺地域	緑被率を現況の1.2倍へ													
山田・千里丘地域	緑被率を現況の1.2倍へ													
千里ニュータウン・万博・阪大地域	公園・緑地、大学のみどり、住宅地のみどりなどのストックを次世代に継承すべく、現況の緑被率48%を維持													
総量目標	<table border="1"> <tr> <td>緑被地の確保</td> <td>市域の緑被率30%</td> </tr> <tr> <td>緑地の確保</td> <td>市域面積に対する緑地面積の割合20%以上</td> </tr> <tr> <td>都市公園の確保</td> <td>市民一人あたりに対する都市公園面積10m²以上</td> </tr> </table>	緑被地の確保	市域の緑被率30%	緑地の確保	市域面積に対する緑地面積の割合20%以上	都市公園の確保	市民一人あたりに対する都市公園面積10m ² 以上							
緑被地の確保	市域の緑被率30%													
緑地の確保	市域面積に対する緑地面積の割合20%以上													
都市公園の確保	市民一人あたりに対する都市公園面積10m ² 以上													

出典：「吹田市第2次みどりの基本計画改訂版」(平成28年8月、吹田市)

(e) 「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」(令和3年2月)

吹田市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づく地方公共団体実行計画として「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」(令和3年2月、吹田市)を策定している。概要を表4-53に示す。

表4-53 「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」の概要

区分	内容																												
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条に基づく地方公共団体実行計画。 吹田市第3次環境基本計画における目標の一つである「再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換」を核として、まちづくりや循環型社会の形成など多分野にまたがる地球温暖化対策の推進を図るための具体的な計画。 																												
計画の対象地域	吹田市全域																												
計画の期間	令和10年度(2028年度)を目標年度とする。																												
計画の目標	本計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> 令和10年度(2028年度)までに、市域の年間温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で50%以上削減する。 																											
	長期目標	<ul style="list-style-type: none"> 令和32年(2050年)までに、市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。 																											
	エネルギー消費に係る目標	<ul style="list-style-type: none"> ①市域の年間エネルギー消費量を、令和10年度(2028年度)までに13.1PJ以下にする。 ②市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量を、令和10年度(2028年度)までに8.2GJ以下にする。 ③市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量を、令和10年度(2028年度)までに25.6GJ以下にする。 																											
計画の指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現況値 令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和10年度 (2028年度) の目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市域の年間温室効果ガス排出量</td> <td>1,807kt-CO₂^{※1}</td> <td>1,092kt-CO₂^{※3}</td> </tr> <tr> <td>吹田市民1人あたりの年間温室効果ガス排出量</td> <td>4.88kt-CO₂^{※1}</td> <td>2.89kt-CO₂</td> </tr> <tr> <td>市域の年間エネルギー消費量</td> <td>19.3PJ^{※1}</td> <td>13.1PJ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量</td> <td>13.3GJ^{※1}</td> <td>8.2GJ</td> </tr> <tr> <td>市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量</td> <td>49.8GJ^{※1}</td> <td>25.6GJ</td> </tr> <tr> <td>公共施設における再生可能エネルギー導入件数</td> <td>85件54施設</td> <td>130件77施設</td> </tr> <tr> <td>吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量</td> <td>28kt-CO₂</td> <td>24kt-CO₂^{※4}</td> </tr> <tr> <td>市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量</td> <td>3,618件 2.0万kW</td> <td>6,000件 3.5万kW</td> </tr> </tbody> </table>		区分	現況値 令和元年度 (2019年度)	令和10年度 (2028年度) の目標値	市域の年間温室効果ガス排出量	1,807kt-CO ₂ ^{※1}	1,092kt-CO ₂ ^{※3}	吹田市民1人あたりの年間温室効果ガス排出量	4.88kt-CO ₂ ^{※1}	2.89kt-CO ₂	市域の年間エネルギー消費量	19.3PJ ^{※1}	13.1PJ ^{※2}	市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量	13.3GJ ^{※1}	8.2GJ	市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量	49.8GJ ^{※1}	25.6GJ	公共施設における再生可能エネルギー導入件数	85件54施設	130件77施設	吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量	28kt-CO ₂	24kt-CO ₂ ^{※4}	市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量	3,618件 2.0万kW	6,000件 3.5万kW
	区分	現況値 令和元年度 (2019年度)	令和10年度 (2028年度) の目標値																										
	市域の年間温室効果ガス排出量	1,807kt-CO ₂ ^{※1}	1,092kt-CO ₂ ^{※3}																										
	吹田市民1人あたりの年間温室効果ガス排出量	4.88kt-CO ₂ ^{※1}	2.89kt-CO ₂																										
	市域の年間エネルギー消費量	19.3PJ ^{※1}	13.1PJ ^{※2}																										
	市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量	13.3GJ ^{※1}	8.2GJ																										
	市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量	49.8GJ ^{※1}	25.6GJ																										
	公共施設における再生可能エネルギー導入件数	85件54施設	130件77施設																										
	吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量	28kt-CO ₂	24kt-CO ₂ ^{※4}																										
	市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量	3,618件 2.0万kW	6,000件 3.5万kW																										
※1 平成29年度(2017年度)実績																													
※2 平成25年度(2013年度)比43.3%削減																													
※3 市域の年間エネルギー消費量(13.1PJ)から、令和12年(2030年)における温室効果ガス排出係数0.37kg-CO ₂ /kWhとして算出。(実質43.3%削減)																													
※4 平成25年度(2013年度)比35%削減(SUITA MOTTANOCITY ACTION PLANに基づき算出)																													

出典:「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」(令和3年2月、吹田市)

(f) 「吹田市景観まちづくり計画」(令和4年4月改定)

吹田市では、「景観法」(平成16年法律第110号)の制定を受け、平成19年に「吹田市景観まちづくり計画」を策定した。その後、市を取り巻く状況の変化や上位関連計画の策定、見直しを踏まえ、景観まちづくりのより一層の推進を図るため、令和4年4月に改定を行っている。

本計画では、「地形」、「歴史」、「土地利用」、「都市活動・暮らし」が概ね共通するひとまとまりの空間の範囲を「景域」とし、景域別の景観まちづくり方針を示している。事業計画地は、景域1 千里ニュータウン界隈に位置する。概要を表 4-54に示す。

表 4-54 「吹田市景観まちづくり計画」の概要

区分	内容																																														
景観の将来像	地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しいまち																																														
基本目標 ・基本方針	(1)地形を活かした「潤いのある景観」をまもり、はぐくむ ・緑の保全と育成 ・潤いのある水辺景観の育成 ・共生の景観保全・整備 (2)市民がまちを住みこなすことによる「生きる景観」をまもり、はぐくむ ・良好な住環境の保全・育成 ・歴史的な景観の保全・整備 ・いきいきとした暮らしの舞台となる景観づくり (3)景観の特性を尊重した「調和と個性のある景観」をつくり、はぐくむ ・地域に調和するまちづくり ・シンボルとなる景観を創造 ・特徴ある景観の活用・演出																																														
吹田市の景域	<table border="0"> <tr><td>1 千里ニュータウン界隈</td><td>24 北大阪健康医療都市界隈</td></tr> <tr><td>2 大阪大学界隈</td><td>25 江坂町界隈</td></tr> <tr><td>3 北千里駅界隈</td><td>26 円山町界隈</td></tr> <tr><td>4 万博記念公園界隈</td><td>27 山手町界隈</td></tr> <tr><td>5 千里丘界隈</td><td>28 出口町・片山町界隈</td></tr> <tr><td>6 津雲台7丁目界隈</td><td>29 吹田貨物ターミナル駅・吹田機関区界隈</td></tr> <tr><td>7 山田駅界隈</td><td>30 岸部南界隈</td></tr> <tr><td>8 山田西界隈</td><td>31 江坂駅界隈</td></tr> <tr><td>9 山田東界隈</td><td>32 垂水町2丁目界隈</td></tr> <tr><td>10 千里丘界隈 (ミリカセンター跡地)</td><td>33 豊津駅界隈</td></tr> <tr><td>11 南千里駅界隈</td><td>34 JR吹田駅北口・片山商店街界隈</td></tr> <tr><td>12 春日界隈</td><td>35 泉町界隈</td></tr> <tr><td>13 千里山竹園界隈</td><td>36 阪急吹田駅界隈</td></tr> <tr><td>14 千里山西界隈</td><td>37 内本町・南高浜町界隈</td></tr> <tr><td>15 千里山駅東側界隈</td><td>38 JR吹田駅南口界隈</td></tr> <tr><td>16 千里山東界隈</td><td>39 JR以南 (東部) 界隈</td></tr> <tr><td>17 佐井寺界隈</td><td>40 神崎川沿い (南吹田の工業地)</td></tr> <tr><td>18 佐井寺南・五月が丘界隈</td><td>41 芳野町界隈</td></tr> <tr><td>19 岸部界隈</td><td>42 南吹田駅界隈</td></tr> <tr><td>20 関大前駅界隈</td><td>43 JR 以南 (西部) 界隈</td></tr> <tr><td>21 上山手町界隈</td><td>44 東御旅町・西御旅町界隈</td></tr> <tr><td>22 原町・朝日が丘町・藤が丘町界隈</td><td>45 幹線道路・鉄道沿線</td></tr> <tr><td>23 岸部中・片山町界隈</td><td></td></tr> </table>	1 千里ニュータウン界隈	24 北大阪健康医療都市界隈	2 大阪大学界隈	25 江坂町界隈	3 北千里駅界隈	26 円山町界隈	4 万博記念公園界隈	27 山手町界隈	5 千里丘界隈	28 出口町・片山町界隈	6 津雲台7丁目界隈	29 吹田貨物ターミナル駅・吹田機関区界隈	7 山田駅界隈	30 岸部南界隈	8 山田西界隈	31 江坂駅界隈	9 山田東界隈	32 垂水町2丁目界隈	10 千里丘界隈 (ミリカセンター跡地)	33 豊津駅界隈	11 南千里駅界隈	34 JR吹田駅北口・片山商店街界隈	12 春日界隈	35 泉町界隈	13 千里山竹園界隈	36 阪急吹田駅界隈	14 千里山西界隈	37 内本町・南高浜町界隈	15 千里山駅東側界隈	38 JR吹田駅南口界隈	16 千里山東界隈	39 JR以南 (東部) 界隈	17 佐井寺界隈	40 神崎川沿い (南吹田の工業地)	18 佐井寺南・五月が丘界隈	41 芳野町界隈	19 岸部界隈	42 南吹田駅界隈	20 関大前駅界隈	43 JR 以南 (西部) 界隈	21 上山手町界隈	44 東御旅町・西御旅町界隈	22 原町・朝日が丘町・藤が丘町界隈	45 幹線道路・鉄道沿線	23 岸部中・片山町界隈	
1 千里ニュータウン界隈	24 北大阪健康医療都市界隈																																														
2 大阪大学界隈	25 江坂町界隈																																														
3 北千里駅界隈	26 円山町界隈																																														
4 万博記念公園界隈	27 山手町界隈																																														
5 千里丘界隈	28 出口町・片山町界隈																																														
6 津雲台7丁目界隈	29 吹田貨物ターミナル駅・吹田機関区界隈																																														
7 山田駅界隈	30 岸部南界隈																																														
8 山田西界隈	31 江坂駅界隈																																														
9 山田東界隈	32 垂水町2丁目界隈																																														
10 千里丘界隈 (ミリカセンター跡地)	33 豊津駅界隈																																														
11 南千里駅界隈	34 JR吹田駅北口・片山商店街界隈																																														
12 春日界隈	35 泉町界隈																																														
13 千里山竹園界隈	36 阪急吹田駅界隈																																														
14 千里山西界隈	37 内本町・南高浜町界隈																																														
15 千里山駅東側界隈	38 JR吹田駅南口界隈																																														
16 千里山東界隈	39 JR以南 (東部) 界隈																																														
17 佐井寺界隈	40 神崎川沿い (南吹田の工業地)																																														
18 佐井寺南・五月が丘界隈	41 芳野町界隈																																														
19 岸部界隈	42 南吹田駅界隈																																														
20 関大前駅界隈	43 JR 以南 (西部) 界隈																																														
21 上山手町界隈	44 東御旅町・西御旅町界隈																																														
22 原町・朝日が丘町・藤が丘町界隈	45 幹線道路・鉄道沿線																																														
23 岸部中・片山町界隈																																															
景域1 千里ニュータウン界隈	【景観特性】 計画的に開発された、緑豊かで風格やゆとりのある住宅地の景観 【景観まちづくり方針】 緑豊かな環境の保全と良好な住宅地景観をまもり、はぐくむ																																														

出典：「吹田市景観まちづくり計画 (2022)」(令和4年4月、吹田市)

(g) 「吹田市地域防災計画」(令和5年2月)

吹田市では、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)に基づき、吹田市の地域に係る防災に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他の機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定める計画として、「吹田市地域防災計画」(令和5年2月、吹田市防災会議)を策定している。概要を表 4-55 に示す。

表 4-55 「吹田市地域防災計画」の概要

区分	内容
計画の目的	防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
計画の位置づけ	吹田市域内で発生するおそれがある災害に備え、市の防災対策を示す総合的計画である。
基本方針	災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本に据えることとした。 Ⅰ 命を守る Ⅱ 命をつなぐ Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持 Ⅳ 経済活動の機能維持 Ⅴ 迅速な復旧・復興
災害対策の計画的推進	災害対策は、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階における適切な対応があり、状況に応じて的確かつ計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのため、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。 1. 災害予防段階の対応 2. 災害応急段階の対応 3. 災害復旧・復興段階の対応
計画の構成	<本編> ・共通編 ・地震応急対策編(付編 南海トラフ地震防災対策推進計画) ・風水害応急対策編 ・事故等災害応急対策編 ・復旧・復興計画編 <マニュアル編> ・地震応急対策編 ・風水害応急対策編 <資料編> 本編や災害対応マニュアル編に関連するデータ、資料、附表・付図、様式等

出典:「吹田市地域防災計画」(令和5年2月、吹田市防災会議)

(h) 「第6次エネルギー基本計画」(令和3年10月)

2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、気候変動問題への対応と、日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服の2つの視点を踏まえ、今後のエネルギー政策について策定されている。

気候変動問題が人類共通の喫緊の課題として認識され、先進国を中心として2050年までに自国における温室効果ガスの排出をネットでゼロにする方針を示す中、日本も2020年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言した。

この達成に向けた取組として、建築物・住宅の省エネルギーのため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等による規制・支援を強化し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の上げ等を実施している。

表 4-56 ZEH・ZEB 基準について

区分	内容
ZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス)	20%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅について、その削減量に応じて、以下のとおり定義している。 ①『ZEH』(100%以上削減) ②Nearly ZEH (75%以上100%未満削減) ③ZEH Oriented (再生可能エネルギー導入なし)
ZEB (ネット・ゼロ・エネルギービル)	50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、以下のとおり定義している。 ①『ZEB』(100%以上削減) ②Nearly ZEB (75%以上100%未満削減) ③ZEB Ready (再生可能エネルギー導入なし) また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m ² 以上を、以下のとおり定義している。 ④ZEB Oriented

出典：「エネルギー基本計画」(令和3年10月)

4.2.2 自然条件

(1) 気象

吹田市は、瀬戸内海式気候に属する温和な気候となっている。

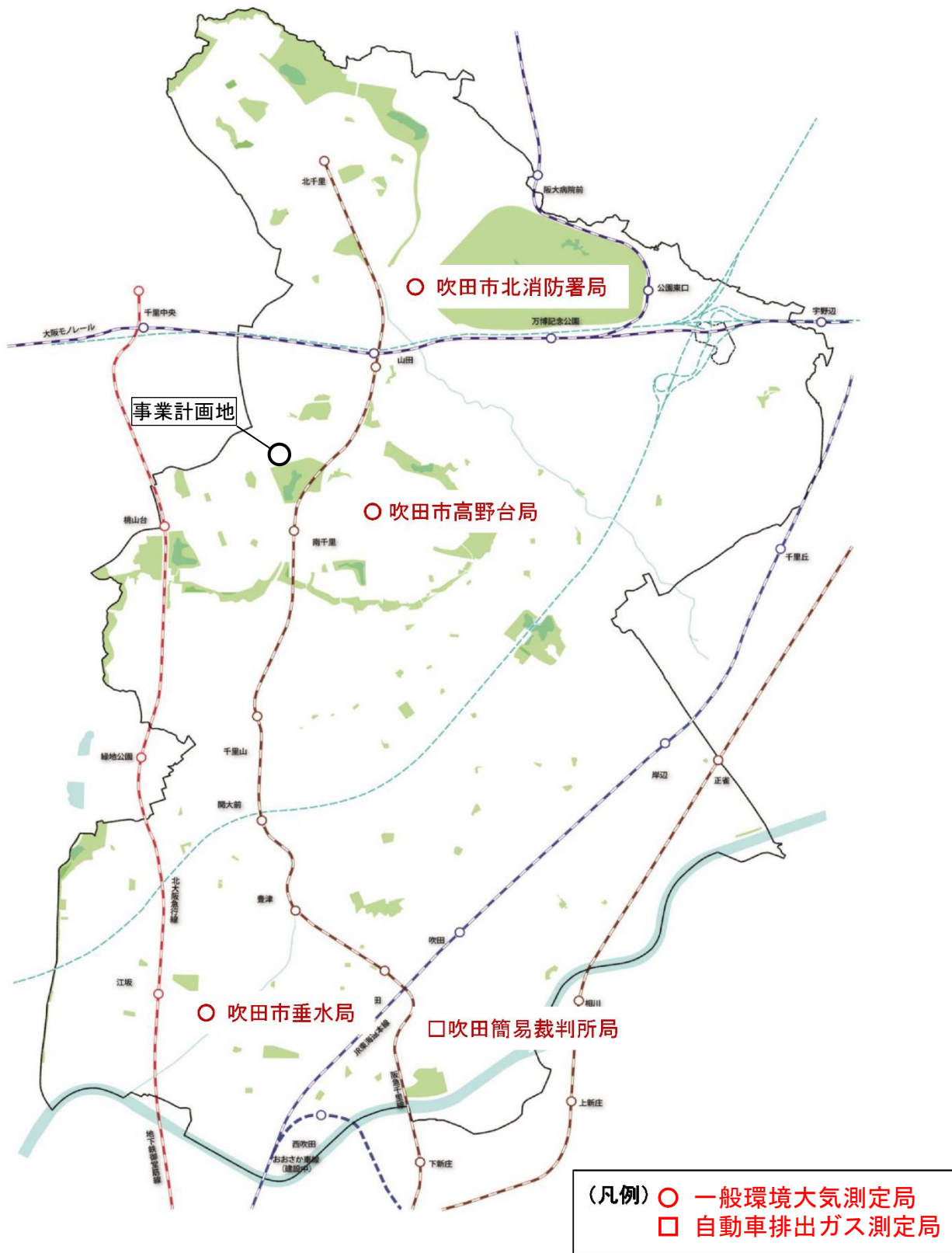
吹田市が吹田市西消防署（江坂町1丁目21番6号）において観測した平成30年～令和4年の気象の状況は、表 4-57に示すとおりであり、令和4年の年平均気温は17.5℃、年平均湿度は63.7%、年平均風速は1.9m/秒、年間降水量は1,077.5mmである。

また、吹田市内には4つの大気環境測定局があり、風向及び風速等が測定されている。大気環境測定局の位置図は図 4-10に、測定局ごとの令和4年度の風配図は図 4-11にそれぞれ示すとおりである。事業計画地最寄りの吹田市高野台局における年平均風速は0.7m/秒、最多風向は南西である。

表 4-57 事業計画地及びその周辺における気象の状況（吹田市西消防署）

	気温（℃）			平均湿度（%）	平均風速（m/秒）	降水総量（mm）
	平均	最高	最低			
平成30年	17.8	42.9	-3.2	62.5	2.0	1,444.0
令和元年	17.6	39.8	0.6	63.2	2.0	1,026.5
令和2年	17.6	39.0	-0.3	63.9	1.9	1,388.5
令和3年	17.5	39.0	-3.4	64.4	2.0	1,756.5
令和4年	17.5	40.3	-0.4	63.7	1.9	1,077.5
1月	5.3	15.0	-0.1	63.2	1.6	21.5
2月	5.3	15.0	-0.4	57.0	2.0	16.0
3月	11.3	22.4	1.7	62.3	1.8	82.5
4月	16.8	29.3	5.2	60.5	2.1	122.0
5月	20.2	34.2	9.9	57.8	1.9	77.0
6月	24.5	35.6	15.8	67.3	2.3	96.0
7月	28.7	40.3	22.9	70.0	1.8	229.0
8月	29.7	36.7	21.6	68.0	2.0	107.0
9月	26.4	36.7	18.2	67.7	2.4	137.5
10月	19.1	31.3	10.3	63.4	1.7	76.0
11月	15.2	24.8	8.6	67.9	1.5	97.5
12月	7.5	17.8	0.1	59.3	1.8	15.5

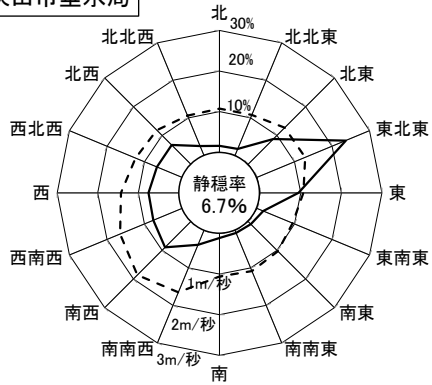
出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）



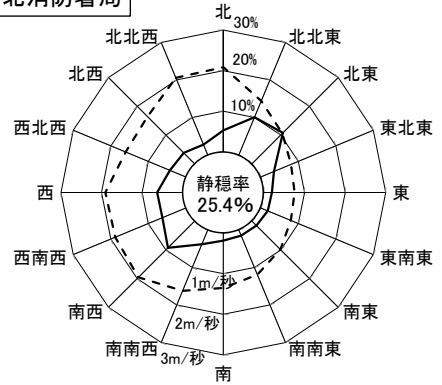
出典：「大気環境測定局位置図」（吹田市ホームページ）をもとに作成

図 4-10 大気環境測定局の位置

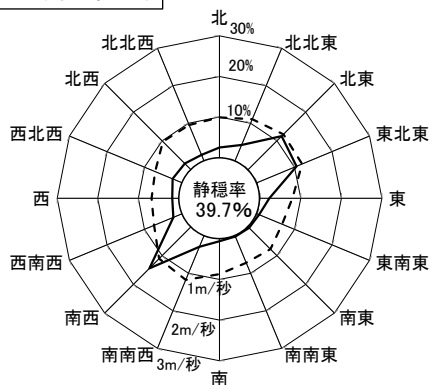
吹田市垂水局



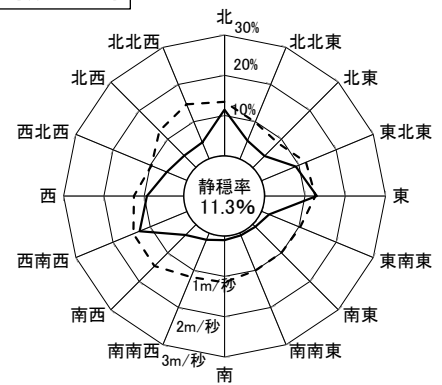
吹田市北消防署局



吹田市高野台局



吹田簡易裁判所局



—— 風向出現頻度 (%)
 - - - 平均風速 (m/秒)

注1) 静穏率は風速0.4m/秒以下

注2) 年平均風速

吹田市垂水局 : 1.3m/秒

吹田市北消防署局 : 1.2m/秒

吹田市高野台局 : 0.7m/秒

吹田簡易裁判所局 : 1.1m/秒

注3) 令和4年4月1日～令和5年3月31日の時間別風向・風速から作成。

出典：「大阪府の大気情報」(大阪府環境森林水産部ホームページ)

図 4-11 風配図 (令和4年度)

(2) 水象

事業計画地及びその周辺における河川等の分布状況は、図 4-12に示すとおりである。事業計画地の南側には高川、西側には天竺川、北東には山田川が流れている。

また、事業計画地及びその周辺には、ため池が点在しており、事業計画地の南側に牛ヶ首池がある。

(3) 地象

1) 地形

事業計画地は千里丘陵のほぼ中央部に位置する（図 4-13参照）。千里丘陵は淀川右岸の低地帯と北摂山地の間に分布する東西約10km、南北約7kmの丘陵地であり、その最高地点は豊中市から箕面市境界付近の標高約130m地点であるが、丘陵の多くは標高50～100mのなだらかな丘陵であり、全体として南東に低くなる。事業計画地の地盤標高は60m前後である。

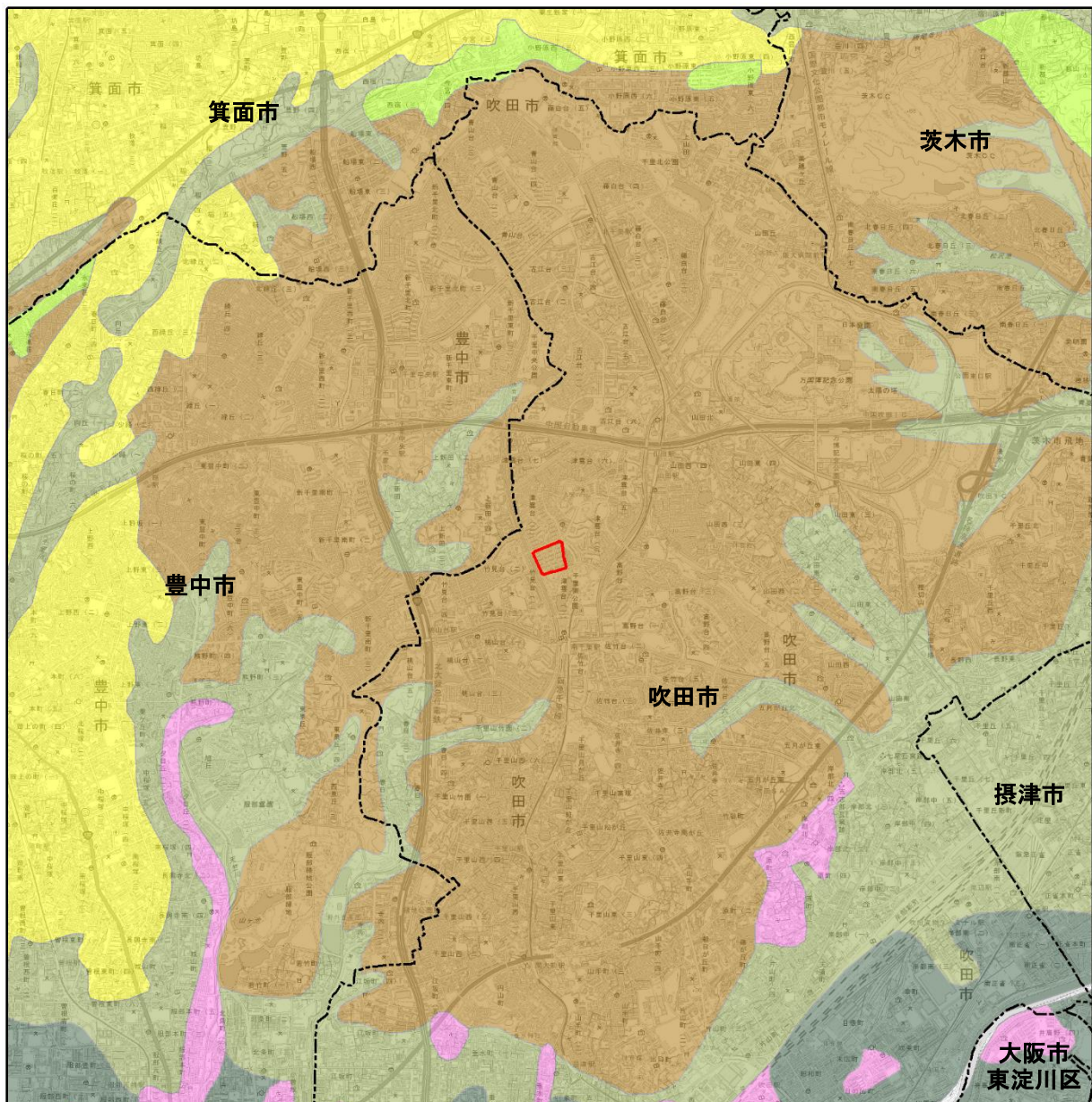
千里丘陵は山田川、天竺川などの複雑な水系によって開析され、これらの水系網は丘陵地の人工地形改変によって不明瞭となる箇所が多いが、水系は全体として丘陵中央部から放射状に伸びる。地形改変により判然としない箇所があるが、事業計画地は天竺川と山田川の流域界付近に位置する。

2) 地質

千里丘陵をつくる地質は新生代第三紀鮮新世～第四紀更新世の大阪層群であり、丘陵の縁辺部には段丘層が分布し、また丘陵を刻む沢には河床堆積物（後背湿地堆積物）が分布する（図 4-14参照）。

大阪層群は千里丘陵西側の広い範囲に分布する千里山累層（下位層）と、東縁部に分布する茨木累層（上位層）に区分され、事業計画地には千里山累層が分布する（図 4-14参照）。千里山累層は陸成の礫・砂礫・泥の互層よりなり、茨木累層は砂礫と海成の粘土よりなる。これらの地層の多くは半固結～未固結である。

なお図 4-15の表層地質図によれば、事業計画地付近の表層地質は砂礫及び泥よりなるとしてされており、千里山累層の層相を反映している。



凡 例

事業計画地

----- 市界

【丘陵地・台地・段丘地】

小起伏丘陵地

段丘（高位）

段丘（中・低位）

【低地】

扇状地性低地

三角州性低地

自然堤防・砂州・砂丘

出典：「20万分の1土地保全基本調査（GISデータ）大阪」（国土交通省国土政策局国土情報課）

「電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

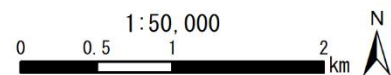
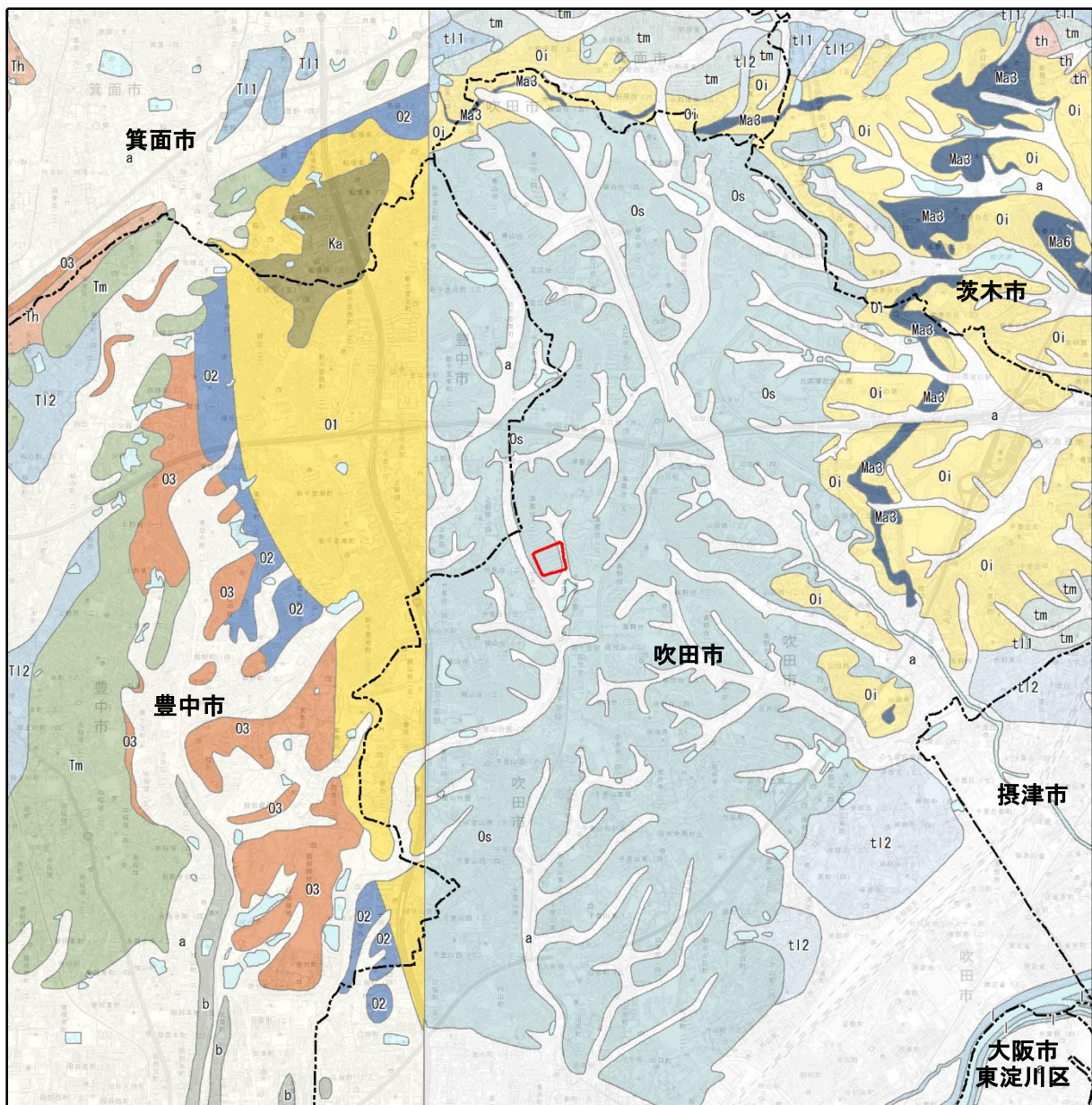


図 4-13 事業計画地及びその周辺の地形分類図



凡例 事業計画地 市界

【大阪西北部】

砂州・砂堆・自然堤防 沖積層	b	礫及び砂
低位段丘(中野面)	a	礫・砂・粘土
低位段丘(安倉面)	T12	礫及び砂
中位段丘(Tm)	T11	礫及び砂
高位(段丘)面	Tm	礫及び砂
上部亜層群(満池谷累層)	Th	大阪層群上部亜層群の堆積面
中部亜層群	O3	海成粘土・砂・礫及び火山灰
下部亜層群	O2	海成粘土と砂礫層の互層、火山灰
有野累層	O1	非海成粘土・砂・礫及び火山灰
	Ka	礫岩・砂岩・泥岩及び凝灰岩
		水域(河川、湖沼、海など)

【大阪東北部】

後背湿地	a	砂・シルト及び泥
自然堤防および天井川の堤防	l	砂及び礫
低位段丘下位面堆積物	t12	礫、砂及びシルト
低位段丘上位面堆積物	t11	礫、砂及びシルト
中位段丘堆積物	tm	礫、砂及びシルト
高位段丘堆積物	th	礫、砂及びシルト
茨木累層	Oi	砂礫と海成粘土の互層
千里山累層	Os	礫、砂礫と泥の互層
海成粘土層	Ma3	暗灰色の粘土及びシルト
海成粘土層	Ma6	暗灰色の粘土及びシルト
		水域(河川・湖沼・海など)

【地質図図郭】

大阪 西北部	大阪 東北部
-----------	-----------

出典：「1:50,000 地質図 大阪西北部」
(平成7年3月、通商産業省工業技術院地質調査所)
「1:50,000 地質図幅 大阪東北部」
(平成13年3月、経済産業省産業技術総合研究所地質調査所)
「電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成」

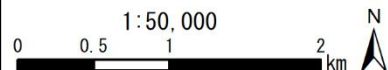
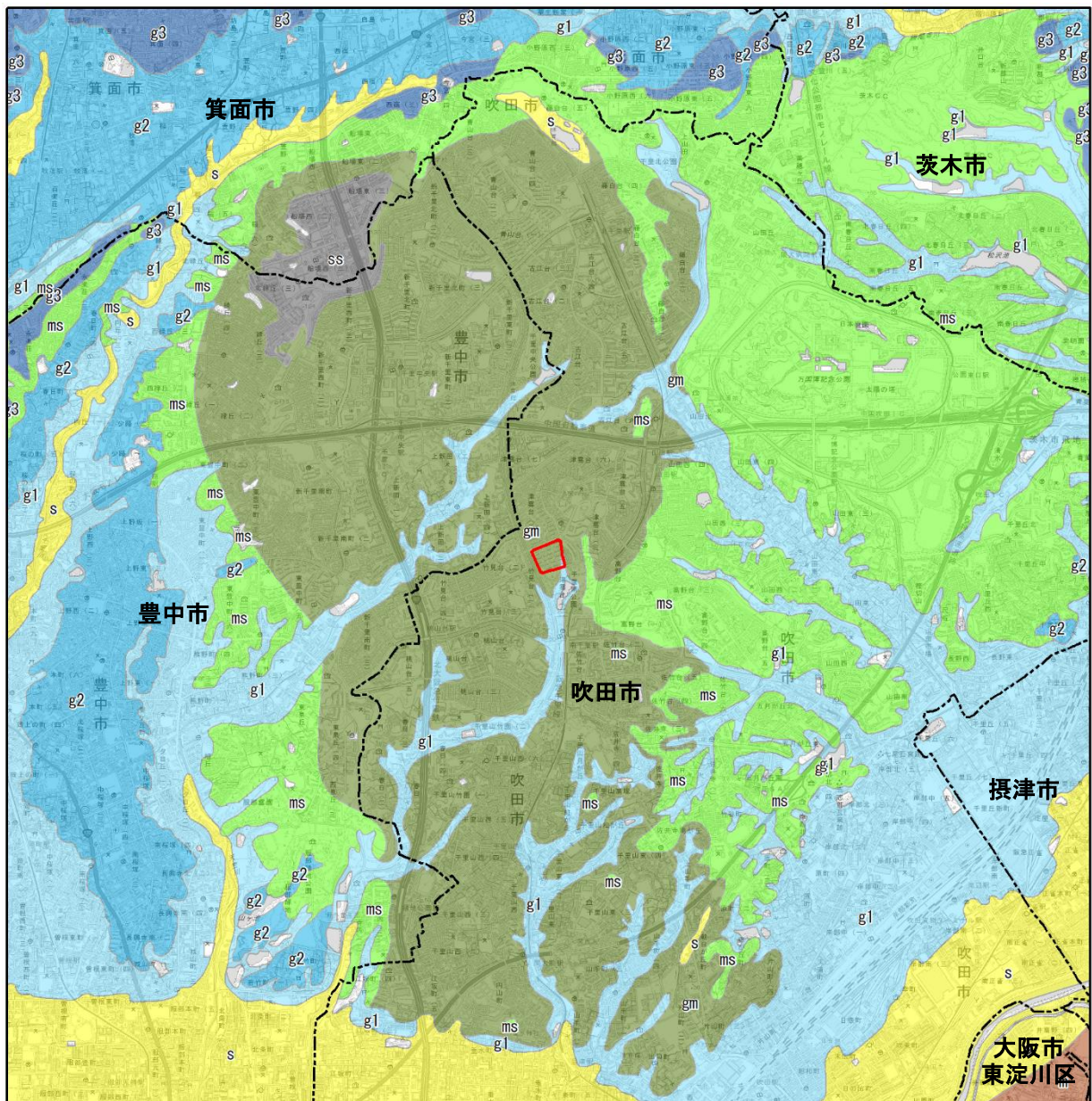


図 4-14 事業計画地及びその周辺の地質図



凡例

- | | |
|--|---|
| 事業計画地 | s 砂 |
| 市界 | m 泥 |
| | g1 礫(低位) |
| | g2 礫(中位) |
| | g3 礫(高位) |
| | ms 泥および砂 |
| | gm 砂礫および泥 |
| | ss 砂岩 |

出典：「5万分の1土地分類基本調査（GISデータ）大阪东北部」（国土交通省国土政策局国土情報課）
 「5万分の1土地分類基本調査（GISデータ）大阪西北部」（国土交通省国土政策局国土情報課）

「電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

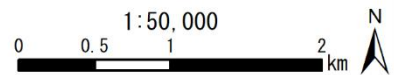


図 4-15 事業計画地及びその周辺の表層地質図

4.2.3 環境の概況

(1) 大気汚染

吹田市では、「大気汚染防止法」及び「吹田市第3次環境基本計画」に基づき、市内4箇所（一般環境大気測定局：3局、自動車排出ガス測定局：1局）において、大気汚染物質の測定を行っている。

大気環境測定局における測定項目は表 4-58に示すとおりである。なお、測定局の位置は図 4-10に示したとおりである。

表 4-58 吹田市の大気環境測定局と測定項目

測定項目	一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局
	吹田市垂水局	吹田市北消防署局	吹田市高野台局	吹田簡易裁判所局
二酸化硫黄	—	○	—	○
窒素酸化物 (二酸化窒素・一酸化窒素)	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	—	○	—	○
光化学オキシダント	○	○	○	—
一酸化炭素	—	—	—	○
炭化水素 (非メタン炭化水素・全炭化水素)	—	○	—	○
有害大気汚染物質	—	○	—	○
ダイオキシン類	—	○	—	○
風向・風速	○	○	○	○
温度・湿度	○	○	—	—
日射量	—	○	—	—

注) 「○」は測定を実施している項目、「—」は測定を実施していない項目を示す。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

1) 大気環境測定局の測定結果

(a) 窒素酸化物

吹田市内の大気環境測定局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化は表 4-59に、令和4年度の測定結果は表 4-60に、一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果は表 4-61にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）における二酸化窒素濃度の年平均値は、0.009～0.018ppmとなっており、全ての測定局において減少傾向を示している。

令和4年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値が0.04ppm以上の日はなく、環境基準及び吹田市の目標値（1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること）を達成している。

表 4-59 二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化（平成30年度～令和4年度）

(単位：ppm)

種別	測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	吹田市垂水局	0.015	0.013	0.012	0.012	0.012
	吹田市北消防署局	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
	吹田市高野台局	0.013*	0.012	0.011	0.010	0.010
自排局	吹田簡易裁判所局	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014

※ 平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、同局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが参考値として掲載している。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-60 二酸化窒素濃度の測定結果（令和4年度）

種別	測定局	有効測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値が0.06ppm を超えた 日数	日平均値が 0.04ppm以 上0.06ppm 以下の日数	日平均 値の年間 98%値	国の環境基 準を達成で きなかつた 日数 ^{注)}
一般局	吹田市垂水局	342	8,137	0.012	0.070	0	0	0.031	0
	吹田市北消防署局	363	8,643	0.009	0.046	0	0	0.024	0
	吹田市高野台局	363	8,645	0.010	0.052	0	0	0.028	0
自排局	吹田簡易裁判所局	351	8,476	0.014	0.068	0	0	0.033	0

注) 国の二酸化窒素に係る環境基準では、年間の日平均値のうち、低い方から98%に相当する日平均値（「日平均値の年間98%値」という。）で評価することとされており、この値が0.06ppm以下の場合、環境基準を達成したとされる。なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-61 一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果（令和4年度）

種別	測定局	有効測定 日数	測定 時間	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO _x)			
				年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% 値	年平均値 NO ₂ / (NO+ NO ₂)
一般局	吹田市垂水局	342	8,137	0.002	0.058	0.010	0.013	0.107	0.037	86.1
	吹田市北消防署局	363	8,643	0.002	0.071	0.007	0.011	0.099	0.031	85.1
	吹田市高野台局	363	8,645	0.001	0.080	0.009	0.011	0.109	0.034	88.9
自排局	吹田簡易裁判所局	351	8,476	0.007	0.098	0.024	0.021	0.146	0.054	68.0

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

(b) 二酸化硫黄

吹田市内の大気環境測定局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化は表 4-62に、令和4年度の測定結果は表 4-63にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）における二酸化硫黄濃度の年平均値は、0.001～0.002ppmとなっており、全ての測定局において横ばいの傾向を示している。

令和4年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値が0.04ppmを超えた日及び1時間値が0.1ppmを超えた時間はなく、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の2%除外値は0.002～0.003ppmとなっており、長期的評価でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4-62 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化（平成30年度～令和4年度）

(単位：ppm)

種別	測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	吹田市北消防署局	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
自排局	吹田簡易裁判所局	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-63 二酸化硫黄濃度の測定結果（令和4年度）

種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
一般局	吹田市北消防署局	363	8,645	0.001	0.018	0	0	0.003	無	0
自排局	吹田簡易裁判所局	362	8,638	0.001	0.010	0	0	0.002	無	0

注) 二酸化硫黄による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた1時間値（0.1ppm以下）又は日平均値（0.04ppm以下）に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.04ppmを超えず、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

(c) 浮遊粒子状物質

吹田市内の大気環境測定局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化は表 4-64に、令和4年度の測定結果は表 4-65にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）における浮遊粒子状物質濃度の年平均値は、0.013～0.017mg/m³となっており、概ね減少傾向を示している。

令和4年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値が0.10mg/m³を超えた日及び1時間値が0.20mg/m³を超えた時間はなく、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の2%除外値は0.026～0.027mg/m³となっており、長期的評価でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4-64 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化（平成30年度～令和4年度）

（単位：mg/m³）

種別	測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	吹田市垂水局	0.016	0.015	0.015	0.013	0.013
	吹田市北消防署局	0.017	0.015	0.014	0.013	0.013
	吹田市高野台局	0.013*	0.014	0.015	0.013	0.013
自排局	吹田簡易裁判所局	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013

※ 平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが参考値として掲載している。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-65 浮遊粒子状物質濃度の測定結果（令和4年度）

種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
						日	%	時間	%			
一般局	吹田市垂水局	352	8,473	0.013	0.080	0	0.0	0	0.0	0.027	無	0
	吹田市北消防署局	360	8,636	0.013	0.077	0	0.0	0	0.0	0.026	無	0
	吹田市高野台局	363	8,704	0.013	0.099	0	0.0	0	0.0	0.026	無	0
自排局	吹田簡易裁判所局	363	8,698	0.013	0.077	0	0.0	0	0.0	0.026	無	0

注1) 浮遊粒子状物質による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた1時間値（0.20mg/m³以下）又は日平均値（0.10mg/m³以下）に個々に照らして評価する。

長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.10mg/m³を超えず、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

注2) 測定方法は、ベータ線吸収法。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

(d) 微小粒子状物質 (PM2.5)

吹田市内の大気環境測定局における微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化は表 4-66に、令和4年度の測定結果は表 4-67にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）における微小粒子状物質濃度の年平均値は、9.3～15.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、横ばいの傾向を示している。

令和4年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となっており、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、年平均値は9.3～10.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、全ての測定局において、長期的評価における環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4-66 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化（平成30年度～令和4年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

種別	測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	吹田市北消防署局	12.3	11.5	11.2	9.8	10.2
自排局	吹田簡易裁判所局	15.1	13.5	14.3	13.6	9.3

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-67 微小粒子状物質濃度の測定結果（令和4年度）

種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準及び目標値の達成状況	
						日	%		日	長期
一般局	吹田市北消防署局	360	8,555	10.2	20.3	0	0.0	0	○	○
自排局	吹田簡易裁判所局	362	8,623	9.3	20.4	0	0.0	0	○	○

注) 微小粒子状物質による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

短期的評価 1日平均値の年間98%値を環境基準及び目標値として定められた1日平均値 (35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) に照らして評価する。

長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

(e) 一酸化炭素

一酸化炭素は、主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局において測定が行われている。一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化は表 4-68に、令和4年度の測定結果は表 4-69にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）における一酸化炭素濃度の年平均値は、0.3～0.4ppmとなっており、減少傾向を示している。

令和4年度の測定結果では、日平均値が10ppmを超えた日はなく、8時間値が20ppmを超えた回数も0回となっており、短期的評価で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の2%除外値は0.5ppmとなっており、長期的評価でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4-68 一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

(単位：ppm)

種別	測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自排局	吹田簡易裁判所局	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-69 一酸化炭素濃度の測定結果（令和 4 年度）

種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
						日	%	回	%			
自排局	吹田簡易裁判所局	364	8,677	0.3	2.5	0	0.0	0	0.0	0.5	無	0

注) 一酸化炭素による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

(1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた8時間値（20ppm以下）又は日平均値（10ppm以下）に個々に照らして評価する。

(2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10ppmを超えず、かつ日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

(f) 光化学オキシダント

a) 光化学オキシダント

吹田市内の大気環境測定局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化は表 4-70に、令和4年度の測定結果は表 4-71にそれぞれ示すとおりである。

令和4年度の測定結果では、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数が、吹田市垂水局で374時間、吹田市北消防署局で413時間、吹田市高野台局で385時間となっており、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成していない。なお、光化学オキシダントの環境基準の達成状況が低いのは事業計画地周辺の特長ではなく、全国的に環境基準の達成状況が低い傾向となっている。

表 4-70 光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化（平成30年度～令和4年度）

(単位：ppm)

種別	測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	吹田市垂水局	0.035	0.035	0.035	0.035	0.034
	吹田市北消防署局	0.036	0.038	0.035	0.036	0.034
	吹田市高野台局	0.030 [※]	0.034	0.034	0.034	0.034

※ 平成30年8月に川園局を高野台に移設したことに伴い、両局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱いできないが参考値として掲載している。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-71 光化学オキシダント濃度の測定結果（令和4年度）

種別	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	吹田市垂水局	365	5,423	0.034	77	374	0	0	0.107	0.048
	吹田市北消防署局	365	5,421	0.034	82	413	0	0	0.113	0.049
	吹田市高野台局	365	5,424	0.034	75	385	0	0	0.113	0.048

注1) 昼間とは、5時から20時までの時間帯である。

注2) 環境基準及び目標値は、昼間の1時間値が、0.06ppm以下であること。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

b) 非メタン炭化水素

吹田市内の大気環境測定局における非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前6時～9時）の経年変化は表 4-72に、令和4年度の測定結果は表 4-73にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）における非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前6時～9時）は、0.09～0.18ppmCとなっており、減少傾向を示している。

令和4年度の測定結果では、吹田市北消防署局においては午前6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日はなく、吹田市の環境目標（午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること）を達成したが、吹田簡易裁判所局では超えた日数が13日となっており、吹田市の環境目標を達成していない。

表 4-72 非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前6時～9時）の経年変化
（平成30年度～令和4年度）

(単位：ppmC)

種別	測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	吹田市北消防署局	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09
自排局	吹田簡易裁判所局	0.18	0.17	0.15	0.15	0.15

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-73 非メタン炭化水素濃度の測定結果（令和4年度）

種別	測定局	測定時間	年平均値	午前6～9時における年平均値	午前6～9時測定日数	午前6～9時3時間平均値 (ppmC)		午前6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		午前6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
						最高値	最低値	日	%	日	%
一般局	吹田市北消防署局	8,594	0.08	0.09	362	0.3	0.01	6	1.7	0	0.0
自排局	吹田簡易裁判所局	8,580	0.13	0.15	363	0.44	0.03	83	22.9	13	3.6

注) 指針値（吹田市の環境目標）：非メタン炭化水素濃度の午前6時～9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。但し、3時間のうち1時間でも欠測があると、評価の対象としない。

出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

(g) 有害大気汚染物質

令和4年度は、吹田市北消防署局（一般環境大気測定局）及び吹田簡易裁判所局（自動車排出ガス測定局）において、有害大気汚染物質である21物質の測定が行われている。このうち、環境基準及び吹田市の環境目標が定められている4項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）については、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。（出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ））

(h) ダイオキシン類

令和4年度は、吹田市北消防署局（一般環境大気測定局）及び吹田簡易裁判所局（自動車排出ガス測定局）において、大気中のダイオキシン類濃度の測定が行われており、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。（出典：「環境監視 大気（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ））

2) 発生源の状況

吹田市における「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づくばい煙等の発生工場・事業場及び施設数は、表 4-74及び表 4-75に示すとおりである。

表 4-74 「大気汚染防止法」に基づく工場・事業場及び施設数（令和3年度）

	ばい煙	一般粉じん	特定粉じん	揮発性有機化合物	工場・事業場実数
工場数	15(79)	1(2)	0(0)	0(0)	16
事業場数	104(350)	0(0)	0(0)	1(3)	104
計	119(429)	1(2)	0(0)	1(3)	120

注) ()内は施設数。

出典：「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市）

表 4-75 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく工場・事業場及び施設数（令和3年度）

	ばいじん	有害物質	揮発性有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	工場・事業場実数
工場数	2(9)	7(24)	6(94)	9(44)	0(0)	13
事業場数	1(1)	5(8)	31(100)	0(0)	0(0)	36
計	3(10)	12(32)	37(194)	9(44)	0(0)	49

注) ()内は施設数。

出典：「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市）

3) 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4-76に示すとおりであり、令和3年度は苦情受付件数が35件、処理件数が24件である。

表 4-76 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数 (件)	処理件数 (件)
平成29年度	33	24
平成30年度	43	38
令和元年度	36	30
令和2年度	35	30
令和3年度	35	24

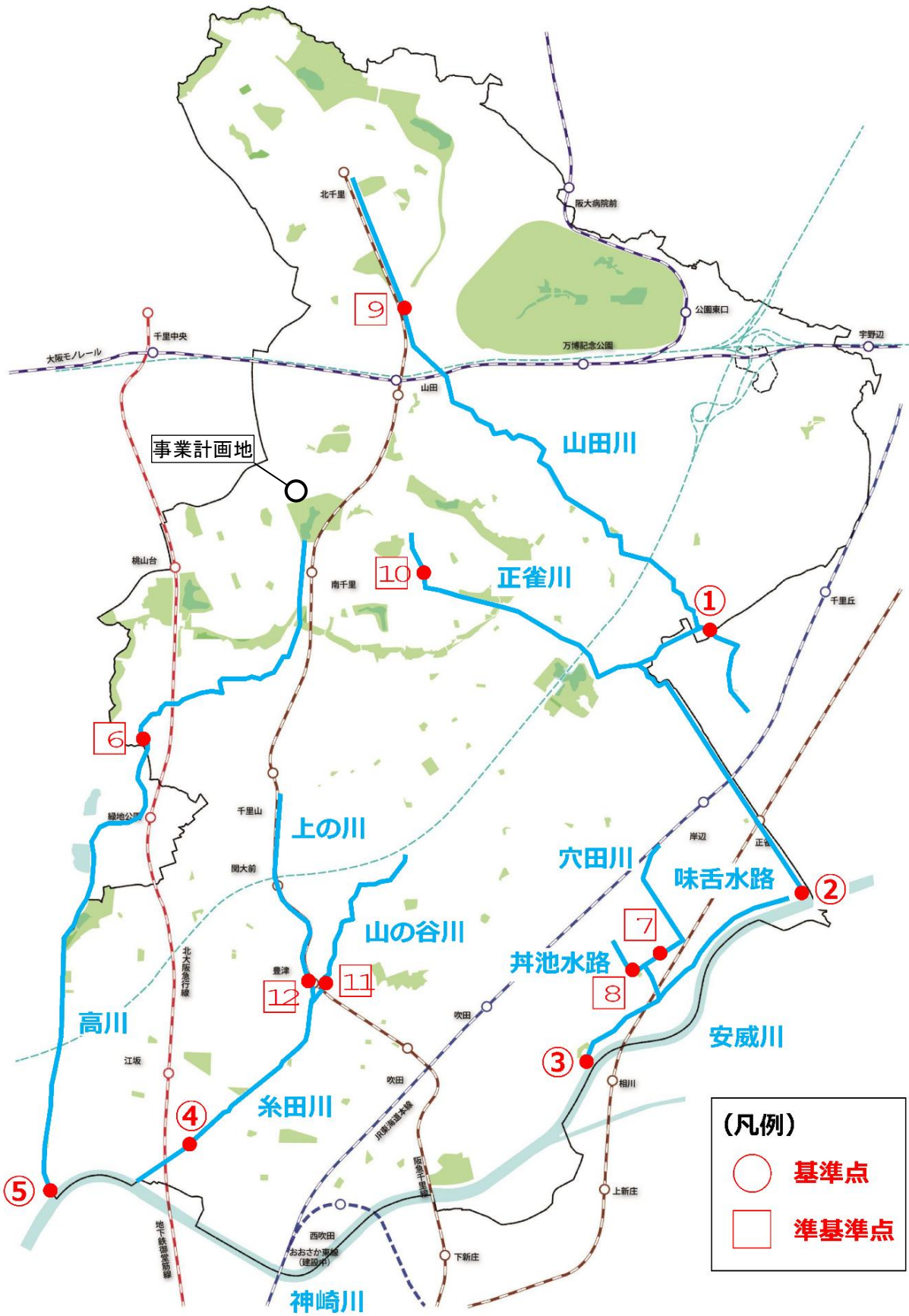
注) 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和4年版 (2022年)」(令和5年3月、吹田市)

「吹田市環境白書2022 資料編」(令和4年12月、吹田市)

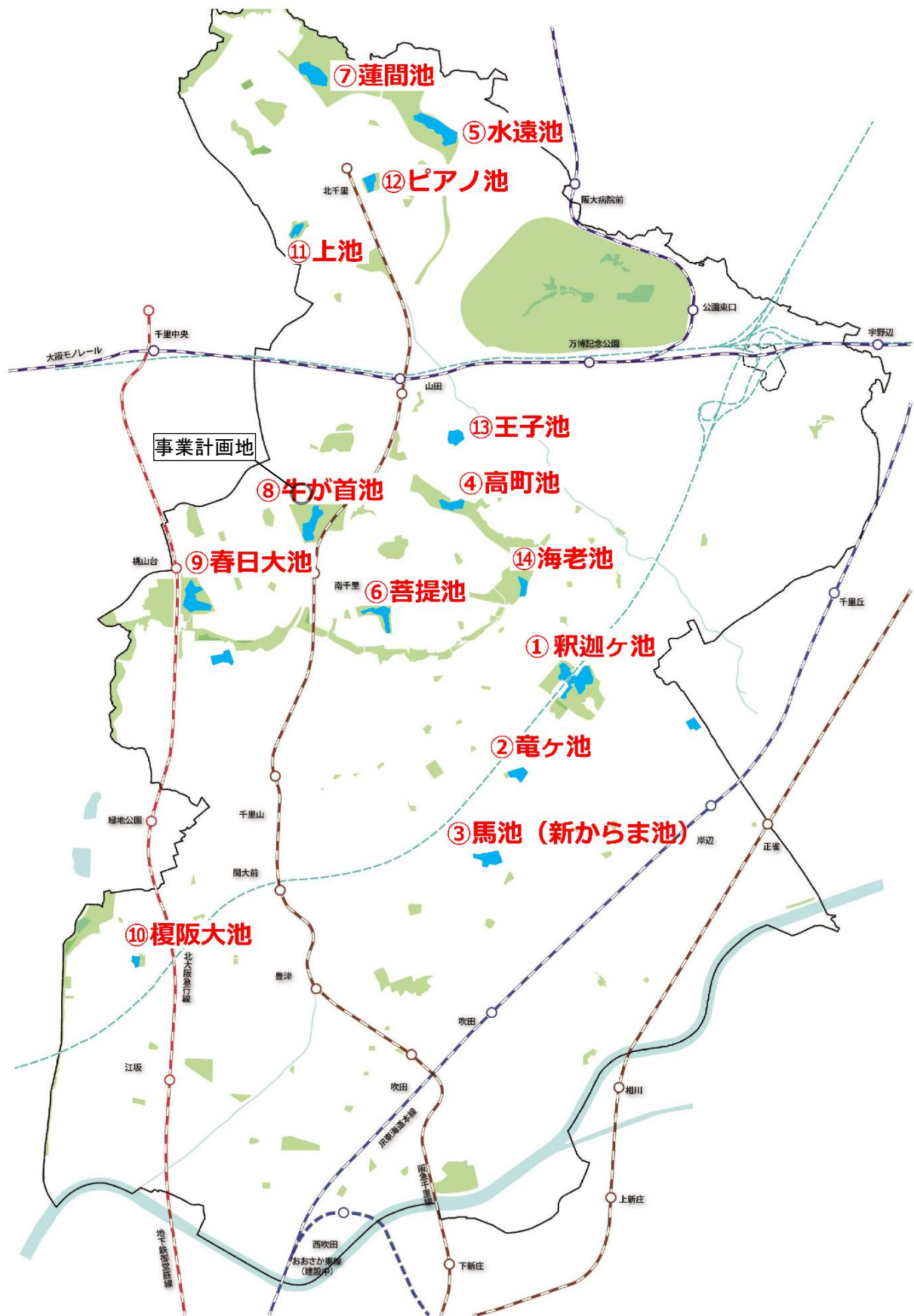
(2) 水質汚濁

吹田市では、市内の河川・水路、ため池及び地下水の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査を行っている。河川・水路及びため池の調査地点の位置は、図 4-16及び図 4-17に示すとおりである。



出典：「河川・水路測定地点位置図」（吹田市ホームページ）をもとに作成

図 4-16 河川・水路の水質調査地点



出典：「ため池測定地点位置図」（吹田市ホームページ）をもとに作成

図 4-17 ため池の水質調査地点

1) 公共用水域の測定結果

(a) 人の健康に係る項目

令和4年度の健康項目の測定結果は、全ての調査地点（基準点5地点）で環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。（出典：「環境監視 河川・水路の水質（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ））

(b) 生活環境に係る項目

河川・水路（12地点）における吹田市の環境目標の達成率の推移は、表 4-77に示すとおりである。

令和3年度の環境目標達成率は、水素イオン濃度が16.7%、生物化学的酸素要求量が100%、浮遊物質量が100%、溶存酸素量が100%である。

表 4-77 河川・水路における環境目標達成率の推移

（単位：％）

年度	項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	測定地点数
平成29年度		31.3	95.8	100	100	12
平成30年度		31.3	100	100	100	12
令和元年度		20.8	97.9	100	100	12
令和2年度		25.0	100	100	100	12
令和3年度		16.7	100	100	100	12

出典：「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市）

(c) 特殊項目

特殊項目については、「吹田市第3次環境基本計画」において吹田市の環境目標を定めており、その対象水域は安威川下流及び神崎川としている。

「令和3年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和5年3月、大阪府）によると、令和3年度の吹田市域及びその周辺水域における特殊項目の調査結果は、表 4-78に示すとおりであり、吹田市内の安威川下流の新京阪橋および大阪市域の神崎川の新三国橋における特殊項目の調査結果は吹田市の環境目標を達成している。

さらに、その他の河川については、吹田市の環境目標は設定していないものの、基準点5地点で調査を行っている。令和4年度の特殊項目の調査結果は表 4-79に示すとおりであり、吹田市の目標値と比べてもこれを下回っている。

表 4-78 安威川下流及び神崎川における特殊項目の測定結果（令和3年度）

(単位：mg/L)

項目	安威川 (新京阪橋)	神崎川 (新三国橋)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）	N. D	N. D	検出されないこと。
フェノール類	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
銅	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
溶解性鉄	<0.08	<0.08	1.0mg/L以下
溶解性マンガン	<0.01	<0.01	1.0mg/L以下
全クロム	<0.03	<0.03	1.0mg/L以下
陰イオン界面活性剤	<0.01	<0.01	0.5mg/L以下
アンモニア性窒素	0.67	0.67	1.0mg/L以下
硝酸性窒素	2.5	2.0	—
亜硝酸性窒素	0.11	0.09	—
りん酸性りん	0.28	0.18	—

注1) 測定結果は、年間平均値である。

注2) 目標値は、吹田市の環境目標として安威川下流及び神崎川を対象水域として定めている。

注3) 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。

注4) 神崎川については吹田市内の調査地点がないため、吹田市に隣接する大阪市内の神崎川（新三国橋）の測定値を参考として記載している。

出典：「令和3年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和5年3月、大阪府）

表 4-79 基準点5地点における特殊項目の測定結果（令和4年度）

(単位：mg/L)

項目	山田川 (市域境界)	正雀川 (流末)	味舌水路 (流末)	糸田川 (流末)	高川 (流末)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと。
フェノール類	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
銅	<0.005	<0.005	0.011	0.009	0.005	0.05mg/L以下
溶解性鉄	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.10	1.0mg/L以下
溶解性マンガン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05	1.0mg/L以下
全クロム	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1.0mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.06	0.06	0.02	0.03	0.03	0.5mg/L以下
アンモニア性窒素	<0.04	<0.04	0.07	<0.04	0.06	1.0mg/L以下
硝酸性窒素	0.12	9.3	1.4	1.2	0.07	—
亜硝酸性窒素	<0.04	0.32	0.05	0.08	<0.04	—
りん酸性りん	0.007	0.29	0.31	0.007	0.035	—

注1) 測定結果は、年間平均値である。

注2) 目標値は、吹田市の環境目標として安威川下流及び神崎川を対象水域として定めており、基準点5地点については吹田市の環境目標は設定していないが参考として記載している。

出典：「環境監視 河川・水路の水質（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

(d) ダイオキシン類

令和4年度は河川・水質調査地点の基準点5地点においてダイオキシン類濃度の測定が行われており、全ての調査地点で環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。

(出典：「環境監視 ダイオキシン類（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）)

2) ため池の現況

(a) 人の健康に係る項目

令和4年度の健康項目の測定結果は、全ての調査地点（7地点）で吹田市の環境目標を達成している。（出典：「環境監視 ため池の水質（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ））

また、事業計画地に隣接する牛が首池における、平成27年度～令和3年度の測定結果を表 4-80に示す。牛が首池では過去5回の調査において、全ての項目で吹田市の環境目標を達成している。

表 4-80 健康項目の調査結果（牛が首池）

（単位：mg/L）

調査項目 年度	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
平成27年度	<0.0003	ND	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.08	<0.08	<0.02
平成28年度	<0.0003	ND	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.08	<0.08	<0.02
平成29年度	<0.0003	ND	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.08	<0.08	<0.02
令和元年度	<0.0003	ND	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.08	<0.08	<0.02
令和3年度	<0.0003	ND	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.08	<0.08	<0.02
目標値	0.003 mg/L 以下	検出されないこと。	0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	10mg/L 以下	0.8mg/L 以下	1mg/L 以下

注1) NDとは定量限界未満のこと。

注2) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

注3) 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。

注4) 健康項目については、平成29年度から調査方法を見直し、14箇所のため池の調査を2年で1回行っている。

出典：「吹田市環境白書 資料編」（平成28年～令和4年、吹田市）

(b) 生活環境に係る項目

ため池（14地点）における吹田市の環境目標の達成率の推移は、表 4-81に示すとおりである。

令和3年度の環境目標達成率は、水素イオン濃度が58.9%、化学的酸素要求量が58.9%、浮遊物質量が94.6%、溶存酸素量が96.4%、全窒素が85.7%、全りんが87.5%である。

また、事業計画地に隣接する牛が首池における、平成30年度～令和4年度の測定結果を表 4-82に示す。一部測定項目において、吹田市の環境目標を達成していない年度がみられる。

表 4-81 ため池における環境目標達成率の推移

(単位：%)

項目 年度	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
平成29年度	74.5	65.5	94.5	98.2	92.7	90.9
平成30年度	83.3	81.5	98.1	90.7	92.6	92.6
令和元年度	66.7	53.7	96.3	96.3	77.8	90.7
令和2年度	65.5	70.9	98.2	92.7	90.9	94.5
令和3年度	58.9	58.9	94.6	96.4	85.7	87.5

出典：「吹田市環境白書2022 資料編」(令和4年12月、吹田市)

表 4-82 生活環境項目の調査結果（牛が首池）

項目 年度	水素イオン濃度 (-)	溶存酸素量 (mg/L)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)
平成30年度	7.2～9.2	6.4～15	1.9～7.4	4～17	0.24～0.94	0.019～0.064
令和元年度	7.8～9.3	8.9～11	6.8～13	6～22	0.62～1.4	0.040～0.10
令和2年度	7.7～8.6	8.9～12	4.8～10	8～25	0.28～0.85	0.036～0.070
令和3年度	8.1～8.6	9.7～13	6.3～8.4	6～11	0.41～0.70	0.033～0.064
令和4年度	7.9～8.7	9.5～11	5.4～12	4～24	0.35～0.94	0.030～0.10
目標値	6.0以上 8.5以下	5mg/L以上	8mg/L以下	50mg/L以下	1mg/L以下	0.1mg/L以下

注1) 表中の数字は、最小～最大を示す。

注2) 目標値は、日間平均値である。

出典：「環境監視 ため池の水質（令和4年度測定結果）」(吹田市ホームページ)

「吹田市環境白書 2019～2022 資料編」(令和元年～令和4年、吹田市)

3) 地下水の現況

吹田市では、市域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために、令和4年度は市内5箇所の井戸において概況調査を行っている。令和4年度の測定結果は全ての井戸で吹田市の環境目標を達成している。(出典:「環境監視 地下水の水質(令和4年度測定結果)」(吹田市ホームページ))

また、事業計画地が位置する津雲台1丁目においては過去に汚染があった地下水の調査(継続的な水質監視調査)が行われている。令和4年度の測定結果は、表 4-83に示すとおりであり、全ての項目で吹田市の環境目標を達成している。

表 4-83 地下水の継続的な監視調査結果(津雲台1丁目、令和4年度)

項目	環境目標超過検体数 /年間測定検体数	測定値範囲 (mg/L)	平均値 (mg/L)	深度 (m)	環境基準・ 環境目標 (mg/L)
トリクロロエチレン	0 / 1	0.003	0.0025	220	0.01以下
テトラクロロエチレン	0 / 1	<0.0005	<0.0005		0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	0 / 1	<0.0005	<0.0005		1以下
1,2-ジクロロエチレン	0 / 1	0.007	0.007		0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	0 / 1	<0.002	<0.002		0.1以下
クロロエチレン	0 / 1	<0.0002	<0.0002		0.002以下

出典:「令和4年度(2022年度)地下水質の継続的な監視調査結果」(吹田市ホームページ)

4) 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定(届出)工場・事業場数は、表 4-84に示すとおりであり、水質汚濁防止法対象が85箇所、瀬戸内海環境保全特別措置法対象が7箇所、府条例対象が2箇所である。

表 4-84 特定（届出）工場・事業場数（令和3年度）

業種		瀬戸内海環境 保全特別措置 法	水質汚濁 防止法	大阪府生活環 境の保全等に 関する条例	計	規制対象 工場・ 事業場数
製造業	食料品製造業	3	1	1	5	3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1		2	2
	化学工業		3	1	4	3
	皮革業		1		1	
	窯業・土石製品製造業					
	非鉄金属製造業		2(1)		2	1
	金属製造業		1		1	1
	製造業一般		1		1	1
	小計	4	10(1)	2	16	11
その他	洗たく業		10(6)		10	5
	自動式車両洗浄施設		29(26)		29	
	旅館業	1(1)	1(1)		2	
	試験・研究機関		18(8)		18	16
	し尿処理施設	1(1)			1	1
	下水道終末処理施設		2		2	2
	病院		6(2)		6	6
	その他	1	6(3)		7	5
	小計	3(2)	72(46)		75	35
指定地域特定施設			3(2)		3	
合計		7(2)	85(49)	2	94	46

注1) 指定地域特定施設とは処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽をいう。

注2) () は分流式下水道接続事業所数で内数である。

出典：「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市）

5) 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4-85に示すとおりであり、令和3年度は苦情受付件数が2件である。

表 4-85 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成29年度	2	1
平成30年度	1	—
令和元年度	2	1
令和2年度	1	—
令和3年度	2	2

注) 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市）

(3) 騒音

1) 環境騒音

吹田市では、「騒音規制法」及び「吹田市第3次環境基本計画」に基づき、地域の環境騒音を把握するため、5ヵ年かけて市内50地点の一般地域（道路に面しない地域）の騒音の調査を行っている。吹田市では環境騒音について、独自に設定している環境目標と、環境基準値と同値の環境目標を設定している。独自の環境目標では、独自の時間区分（昼間：午前7時から午後9時まで、夜間：午後9時から午前7時まで）を設定しており、環境基準における時間区分（昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで）よりも厳しいものとなっている。

令和4年度における測定値について、吹田市が独自に設定している環境目標との適合状況は、表 4-86に示すとおりである。令和4年度では、市内50地点のうち44地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。地域の類型別にみると、A地域及びB地域では昼間・夜間ともに適合率が80%以上であり、C地域では昼間・夜間ともに適合率は100%であった。全域では、1日の適合率は88%である。

環境基準値と同値の環境目標との適合状況は、表 4-87に示すとおりである。令和4年度では、市内50地点のうち46地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。地域の類型別にみると、A地域では昼間・夜間ともに適合率が94%程度と高くなっているが、B地域では昼間の適合率は82%程度であり、夜間の91%と比較して低くなっている。C地点では昼間・夜間ともに適合率が100%であった。また、全域では、1日の適合率は92%である。

また、事業計画地が位置する津雲台2丁目1では、平成30年度に調査が行われており、測定結果は表 4-88に示すとおりである。昼間、夜間ともに吹田市の設定している環境目標及び環境基準値と同値の環境目標を達成している。

表 4-86 環境騒音に係る吹田市が独自に設定している環境目標との適合状況（令和4年度）

地域の類型	用途地域	調査地点数	適合していた調査地点数					
			昼間 7時～21時	適合率 (%)	夜間 21時～ 翌日7時	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用 地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住居 専用地域	25	23	92	21	84	21	84
	小計	32	30	94	28	88	28	88
B	第1種住居地域	10	9	90	9	90	9	90
	第2種住居地域	1	0	0	0	0	0	0
	小計	11	9	82	9	82	9	82
C	近隣商業地域	2	2	100	2	100	2	100
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	7	7	100	7	100	7	100
合計		50	46	92	44	88	44	88

注) 平成20年度から調査方法を見直し、5年間で2回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度未調査分は前年度までのデータを用いている。

出典：「環境監視 一般地域（道路に面しない地域）の環境騒音（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-87 環境騒音に係る環境基準値と同値の環境目標との適合状況（令和4年度）

地域の類型	用途地域	調査地点数	適合していた調査地点数					
			昼間 6時～22時	適合率 (%)	夜間 22時～ 翌日6時	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用 地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住居 専用地域	25	23	92	23	92	23	92
	小計	32	30	94	30	94	30	94
B	第1種住居地域	10	9	90	10	100	9	90
	第2種住居地域	1	0	0	0	0	0	0
	小計	11	9	82	10	91	9	82
C	近隣商業地域	2	2	100	2	100	2	100
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	7	7	100	7	100	7	100
合計		50	46	92	47	94	46	92

注) 平成30年度から調査方法を見直し、5年間で1回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度未調査分は前年度までのデータを用いている。

出典：「環境監視 一般地域（道路に面しない地域）の環境騒音（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-88 環境騒音の測定結果（津雲台2丁目1）

（単位：デシベル）

測定年度	地域の類型	用途地域	測定値							
			環境目標①				環境目標②			
			昼間 6:00～ 22:00	目標値 の適否	夜間 22:00 ～6:00	目標値 の適否	昼間 7:00～ 21:00	目標値 の適否	夜間 21:00 ～7:00	目標値 の適否
平成30年度	A	第1種 中高層住居 専用地域	50	○	40	○	51	○	42	○

注1) 環境目標①は、環境基準に定める時間の区分のとおりとする。環境目標②は、昼間にあっては午前7時から午後9時までの間とし、夜間にあっては、午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分での目標値である。

注2) A地域の目標値：昼間55デシベル、夜間45デシベル

注3) 1地点毎に24時間測定。

注4) 各時間帯の数値は、その時間帯の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）を示す。

出典：「吹田市環境白書2019 資料編」（令和元年12月、吹田市）

2) 道路交通騒音

吹田市では、「騒音規制法」及び「吹田市第3次環境基本計画」に基づき、道路交通騒音の影響を把握するため、5カ年かけて市内の高速道路、府道などの19路線（32地点）の騒音の調査を行っている。

令和4年度における測定値について、吹田市の環境目標との適合状況は、表 4-89に示すとおりであり、25地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。

また、事業計画地の最寄りの測定地点である津雲台1丁目3では、令和元年度に調査が行われており、測定結果は表 4-90に示すとおりである。昼間、夜間ともに吹田市の設定している環境目標及び環境基準値と同値の環境目標を達成している。

表 4-89 道路交通騒音に係る環境目標適合状況（令和4年度）

道路の種類	調査路線数	調査地点数	適合していた調査地点数		
			昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	一日
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0	0
国道	2	8	6	2	2
府道	12	15	15	15	15
市道	2	2	2	2	2
計	19	32	29	25	25

注1) 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例を適用する調査対象は、19路線（32地点）である。

注2) 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例を適用する場合の環境目標は、以下のとおりである。

昼間70デシベル、夜間65デシベル

出典：「環境監視 道路に面する地域の騒音（道路交通騒音）（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

表 4-90 道路交通騒音の測定結果（津雲台1丁目3）

（単位：デシベル）

測定年度	路線名	地域区分	測定値							
			環境目標①				環境目標②			
			昼間 6:00~ 22:00	目標値 の適否	夜間 22:00 ~6:00	目標値 の適否	昼間 7:00~ 21:00	目標値 の適否	夜間 21:00 ~7:00	目標値 の適否
令和元年度	府道南千里 茨木停車場 線	近接	64	○	56	○	64	○	58	○

注1) 環境目標①は、環境基準に定める時間の区分のとおりとする。環境目標②は、昼間にあっては午前7時から午後9時までの間とし、夜間にあっては、午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分での目標値である。

注2) 各時間帯の数値は、その時間帯の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）を示す。

注3) 地域区分の「近接」は、幹線交通を担う道路に近接する空間を表し、該当地域は表 4-89の注2) に示したとおり、以下の環境目標が適用される。

昼間70デシベル、夜間65デシベル

出典：「吹田市環境白書2020 資料編」（令和2年12月、吹田市）

3) 発生源の状況

令和3年度の吹田市における「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、騒音規制法対象が245箇所、府条例対象が320箇所である。（出典：「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市））

4) 公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4-91に示すとおりであり、令和3年度は苦情受付件数が106件、処理件数が68件である。

表 4-91 騒音に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成29年度	126	85
平成30年度	128	81
令和元年度	103	53
令和2年度	126	87
令和3年度	106	68

注）過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

「吹田市環境白書 2022 資料編」（令和4年12月、吹田市）

(4) 振動

1) 発生源の状況

令和3年度の吹田市における「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、振動規制法対象が91箇所、府条例対象が14箇所である。（出典：「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市））

2) 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4-92に示すとおりであり、令和3年度は苦情受付件数が31件、処理件数が20件である。

表 4-92 振動に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成29年度	17	12
平成30年度	27	16
令和元年度	23	10
令和2年度	25	21
令和3年度	31	20

注) 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市）

(5) 悪臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4-93に示すとおりであり、令和3年度は苦情受付件数が8件、処理件数が5件である。

表 4-93 悪臭に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成29年度	10	6
平成30年度	14	12
令和元年度	5	1
令和2年度	10	7
令和3年度	8	5

注) 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 令和4年版（2022年）」（令和5年3月、吹田市）

「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市）

(6) 日照阻害、電波障害

吹田市では、高さが10mを超える中高層建築物は日照阻害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対して、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともに、可能な限りその軽減に努めるよう指導している。

中高層建築物の建築に係る事前協議件数の推移は、表 4-94に示すとおりである。

表 4-94 中高層建築物の建築に係る事前協議件数

年度	件数（件）	内訳			
		共同住宅	事務所ビル	戸建住宅	その他
平成29年度	60	44	3	2	11
平成30年度	55	40	5	0	10
令和元年度	55	37	6	0	12
令和2年度	55	37	2	2	14
令和3年度	45	29	2	1	13

出典：「吹田市環境白書2022 資料編」（令和4年12月、吹田市）

(7) 動植物

1) 動物

吹田市では、令和2年度から2年かけて市内の自然環境の現況を調査し、令和4年3月に「すいたの自然2021」としてとりまとめている。

「すいたの自然2021」によると、市街地や住宅地においては、一般的にみられる鳥類であるハシブトガラス、ヒヨドリ、スズメが通年で確認されている。なお、事業計画地及びその周辺には、調査地区は設定されていない。

2) 植物

事業計画地及びその周辺の現存植生は、図 4-18に示すとおりである。

事業計画地には、常緑樹林などが部分的に分布している。なお、「1/25,000植生図『吹田』GISデータ」（環境省生物多様性センター）では、事業計画地は市街地に分類されている。事業計画地周辺では、南側に千里南公園が整備されており、常緑樹林や常緑落葉混交林、落葉樹林などが分布している。

なお、環境省「自然環境調査Web-GIS」（環境省自然環境局ホームページ）によると、事業計画地及びその周辺には「巨樹・巨木林」や「特定植物群落」は分布していない。



凡 例

- | | | |
|--|---|--|
| 事業計画地 | 常緑樹林 | クズ群落 |
| ----- 市界 | 常緑落葉混交林 | 裸地 |
| | 落葉樹林 | 開放水面・浮遊植物 |
| | 竹林・木竹混交林 | |
| | 草地 | |
| | 耕作地・庭園 | |

出典：「すいたの自然 2021」（令和4年3月、吹田市）

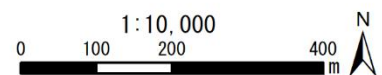
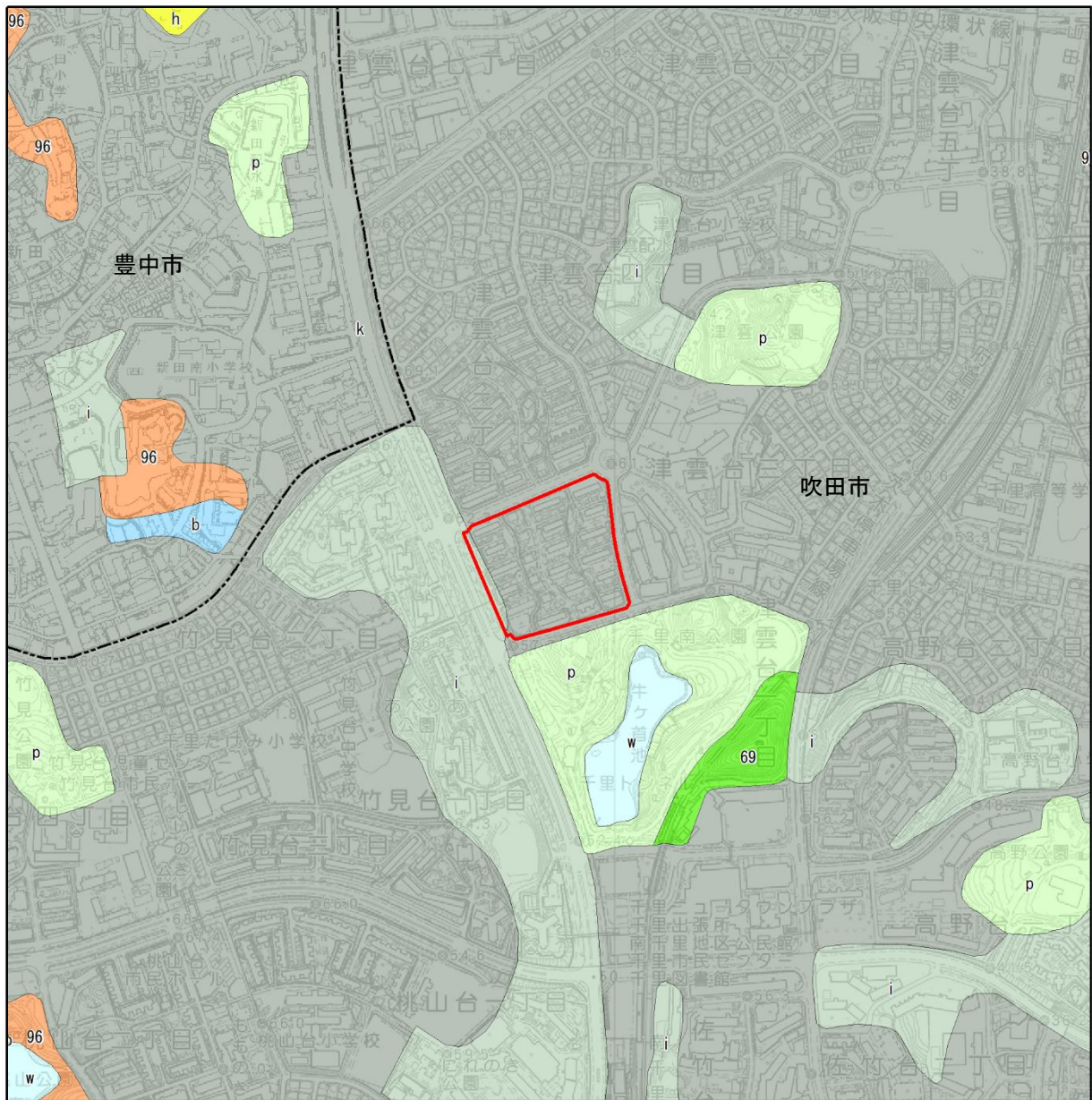


図 4-18(1) 事業計画地及びその周辺の植生図



凡 例

- | | |
|--|---|
| 事業計画地 | 69 アベマキーコナラ群集 |
| ----- 市界 | 96 竹林 |
| | b 水田雑草群落 |
| | h ゴルフ場・芝地 |
| | i 緑の多い住宅地 |
| | k 市街地 |
| | p 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| | w 開放水域 |

出典：「1/25,000植生図「吹田」GISデータ」（環境省生物多様性センター）

「1:10,000 地形図（吹田市）、豊中市全図（豊中市）を加工して作成」

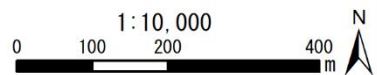


図 4-18(2) 事業計画地及びその周辺の現存植生図

(8) 人と自然とのふれあいの場

事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図 4-19に示すとおりである。

事業計画地は千里南公園に隣接しており、周辺にはやまぶき公園や津雲公園、あべりあ公園等の都市計画公園がある。また、事業計画地及びその周辺を通る散策・観光ルートとしては、「ぶらっと吹田 花と緑、水めぐり遊歩道」のコースマップにおいて「大きな街路樹コース」、「千里緑地コース」、「竹見・桃山 公園めぐりコース」、「さくら春うららコース」が、「あろっく吹田／観光マップ」において「南千里コース」が、紹介されている。

(9) 景観

「吹田市景観まちづくり計画」(令和4年4月、吹田市)によると、事業計画地の周辺は起伏ある土地の広がるエリアで、谷筋に沿って道路が配置されるなど元々の地形を活かしながら開発が行われている。そのため、坂道なども多くあり、坂の上からの屋根並みや緑、坂道の下からの石垣の眺めが印象的な景観となっている。大小様々な公園・緑地が整備されているほか、街路樹や住宅敷地内の緑も充実しており、暮らしの中で緑豊かな景色が身近なものとなっている。

事業計画地周辺の眺望点は表 4-95及び図 4-19に示すとおりである。事業計画地周辺では、「吹田市景観まちづくり計画」(令和4年4月、吹田市)において事業計画地の南側に位置する竹見台への歩道橋及び南東に位置する高野台が眺望点として挙げられている。

事業計画地を含む千里ニュータウンにおいては、開発から年数が経っていることから、住宅地区や地区・近隣センターの一部で更新が進みつつあり、今まではぐくんできたまちの風格やゆとり、潤いのある環境を保つために、市民参加によって「千里ニュータウンのまちづくり指針」を策定している。

また、「吹田市景観まちづくり条例」第9条に基づいて、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(平成21年4月1日策定(最終改定:令和4年4月1日))を定めている。同景観形成基準においては、①良好な景観の形成に関する方針、②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等について定めている。

事業計画地及びその周辺においては、「4.2.1(8) 関係法令による規制等」の図 4-9に示したが、山田駅周辺地区、複合住宅地区(津雲台5丁目(1))、戸健・低層住宅地区(古江台6丁目(1))、中高層住宅地区(津雲台3丁目(1))などの15の景観形成地区を指定している。

現時点では事業計画地は景観形成地区には該当しない。

表 4-95 事業計画地周辺の眺望点

図中番号	眺望点名	眺望地点の概要
1	高野台	朝日の眺め
2	竹見台への歩道橋	千里ニュータウンの緑豊かな街路の眺め
3	千里ぎんなん通り	街路樹の眺め

注) 図中番号は、図 4-19に対応している。

出典:「吹田市景観まちづくり計画」(令和4年4月、吹田市)

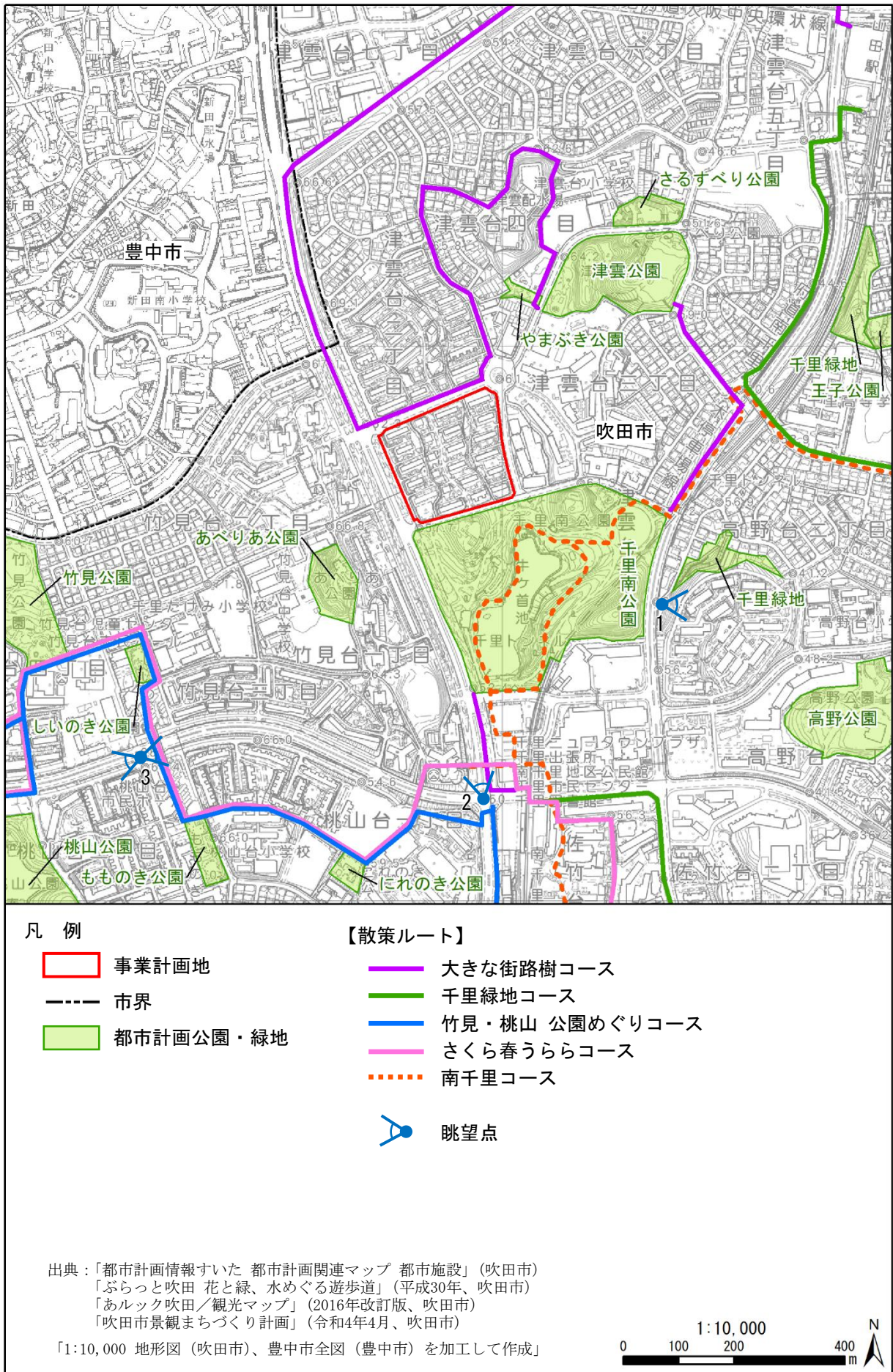


図 4-19 事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場、眺望点の分布状況

(10) 文化財

「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「大阪府文化財保護条例」(昭和44年大阪府条例第5号)及び「吹田市文化財保護条例」(平成9年吹田市条例第8号)に基づく史跡名勝天然記念物を表 4-96に、大阪府地図情報提供システム文化財地図(埋蔵文化財)より、事業計画地及びその周辺における文化財の状況を図 4-20に示す。事業計画地には、文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 4-96 吹田市内の史跡名勝天然記念物

区分	種別	名称	登録年月日	所在地
国指定文化財	史跡	吉志部瓦窯跡	S46. 6. 23	吹田市岸部北4
	史跡	七尾瓦窯跡	S55. 3. 24	吹田市岸部北5
国登録文化財	名勝	旧中西氏庭園	H25. 8. 1	吹田市岸部中4
	名勝	旧西尾氏庭園	H25. 8. 1	吹田市内本町2
府指定文化財	史跡	吉志部瓦窯跡(工房跡)	H 5. 3. 31	吹田市岸部北4
市指定文化財	天然記念物	ヒメボタル生息地とそのヒメボタル	H23. 4. 11	吹田市高野台、(山田西 千里緑地第4区)

出典:「大阪府内指定文化財一覧表」(令和4年5月、大阪府)



- 凡 例
- 事業計画地
 - 市界
 - 埋蔵文化財包蔵地

出典：「大阪府地図情報提供システム 文化財地図」（大阪府ホームページ）
 「1:10,000 地形図（吹田市）、豊中市全図（豊中市）を加工して作成」

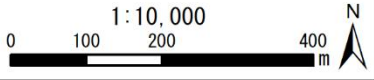


図 4-20 事業計画地及びその周辺における文化財の状況

(11) 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は、表 4-97に示すとおりである。

令和4年度のごみの排出量は、約10.5万トンであり、そのうち家庭系ごみは約7.2万トン、事業系ごみは約3.3万トンである。家庭系ごみの排出量は令和4年度では令和3年度に比べて減少し、事業系ごみについては令和3年度に比べて増加している。

また、吹田市における再生資源集団回収量の推移は、表 4-98に示すとおりである。

令和4年度の再生資源集団回収の実施団体数は444団体、参加世帯数は68,224世帯であり、いずれも令和3年度と概ね横ばいである。令和4年度の再生資源集団回収量は約6,130トンであり、平成30年度から令和4年度の推移を見ると減少傾向である。

表 4-97 ごみ排出量の推移

年度	家庭系ごみ (トン)	事業系ごみ* (トン)	ごみ合計 (トン)	市民1人1日あたりの 排出量 (家庭系+事業系) (g)	市民1世帯あたりの 年間排出量 (kg)
平成30年度	72,387	36,359	108,746	861	681
令和元年度	73,481	35,063	108,545	850	670
令和2年度	75,811	31,800	107,610	835	652
令和3年度	74,324	31,960	106,284	816	632
令和4年度	72,050	32,565	104,615	796	610

注) 値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

※ 資源循環エネルギーセンターでの計量前資源化量を含む。

出典：「ごみ排出量・資源回収量実績」(吹田市ホームページ)

表 4-98 再生資源集団回収量の推移

年度	実施 団体数 (団体)	参加 世帯数 (世帯)	新聞紙 (kg)	雑誌・ 雑紙 (kg)	ダンボ ール (kg)	古布 (kg)	アルミ 缶 (kg)	酒・ ビール ビン (kg)	合計 (トン)
平成30年度	454	71,845	4,357,680	1,779,580	1,331,080	492,399	124,902	26,114	8,112
令和元年度	456	73,336	3,961,240	1,638,760	1,301,675	502,205	124,791	19,040	7,548
令和2年度	448	71,591	3,201,860	1,601,870	1,382,630	507,081	128,941	23,540	6,846
令和3年度	447	68,283	3,018,597	1,421,129	1,435,821	480,935	128,516	22,870	6,508
令和4年度	444	68,224	2,818,228	1,347,485	1,380,756	447,498	122,455	13,450	6,130

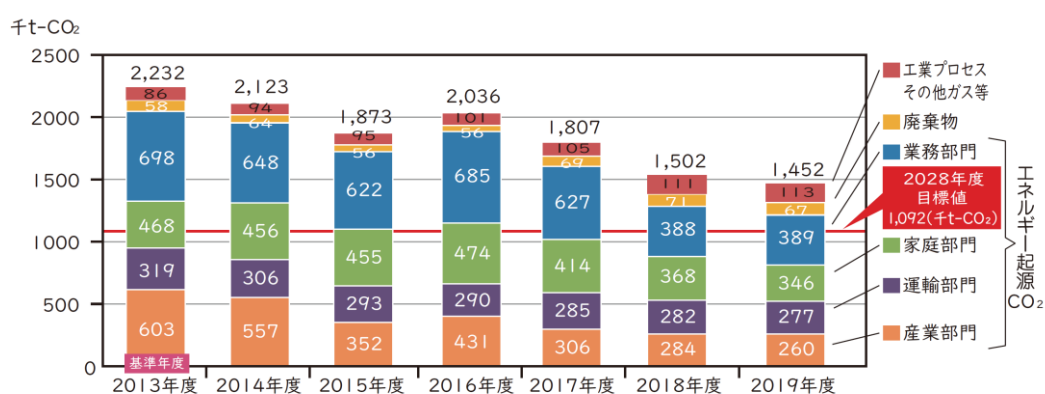
出典：「ごみ排出量・資源回収量実績」(吹田市ホームページ)

(12) 地球環境

1) 地球温暖化

「大阪府環境白書2022年版」(令和5年2月、大阪府)によると、大阪府における令和元年度(2019年度)の温室効果ガス排出量は4,284万トンであり、前年度の4,549万トンに比べて5.8%減少している。また、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は、令和元年度(2019年度)において3,858万トンであり、前年度の4,157万トンに比べて7.2%減少している。

また、吹田市域の温室効果ガス排出量の推移は図 4-21に示すとおりである。吹田市域の令和元年度(2019年度)の温室効果ガス排出量は1,452千トンとなっており、基準年度の平成25年度(2013年度)の2,232千トンに比べて34.9%減少している。



出典：「吹田市環境白書2022」(令和4年12月、吹田市)

図 4-21 吹田市域の温室効果ガス排出量の推移

(13) 防災・安全

1) 過去の地震発生状況

吹田市内本町の地震観測所で震度3以上だった地震（2000年以降）について、地震が発生したときの日時、震央地、最大震度等を表 4-99に整理した。なお、阪神・淡路大震災は補足的に記載している。吹田市では震度3以上の地震を過去9回観測しており、最大震度が最も大きかったのは2018年6月の大阪府北部地震であった。

表 4-99 吹田市で発生した震度3以上の地震

地震の発生日時	震央地	深さ	マグニチュード	最大震度	吹田市最大震度
1995/01/17 05:46:52	大阪湾	16km	7.3	震度7	震度4※
2000/10/06 13:30:18	鳥取県西部	9km	7.3	震度6強	震度3
2000/10/31 01:42:53	三重県南部	39km	5.7	震度5弱	震度3
2001/08/25 22:21:25	京都府南部	8km	5.4	震度4	震度3
2004/09/05 19:07:07	三重県南東沖	38km	7.1	震度5弱	震度3
2004/09/05 23:57:17	三重県南東沖	44km	7.4	震度5弱	震度3
2004/09/07 08:29:36	三重県南東沖	41km	6.5	震度4	震度3
2013/04/13 05:33:18	淡路島付近	15km	6.3	震度6弱	震度3
2016/10/21 14:07:23	鳥取県中部	11km	6.6	震度6弱	震度3
2018/06/18 07:58:34	大阪府北部	13km	6.1	震度6弱	震度5強

出典：「震度データベース検索」（気象庁ホームページ）

※ 大阪北部の震度

2) 過去5年間の浸水被害

吹田市における平成30年度～令和4年度の浸水被害状況を表 4-100に示す。過去5年間では10回浸水被害が発生した。

表 4-100 吹田市の浸水被害状況（平成30年度～令和4年度）

発生年月日	降雨状況				被害状況					
	総降雨量 (mm)	時間最大 雨量 (mm)	10分間最 大雨量 (mm)	雨量計設置場所(上 段は市役所本庁)	民家床 上浸水 (件数)	民家床 下浸水 (件数)	店舗等 の床浸 水(件 数)	地下施 設浸水 (件数)	道路冠 水(件 数)	
平成30年度 (2018年度)	7月5日	183.5 (174.5)	31.0 (31.5)	7.0 (9.0)	(夢つながり未来館)	—	—	—	1	3
	7月6日	119.5 (119.5)	31.5 (32.0)	10.0 (12.0)	(夢つながり未来館)	—	3	2	1	1
	9月4日	欠測 (41.5)	欠測 (29.0)	欠測 (12.5)	(気象庁豊中市観測所)	—	—	1	—	—
	計					—	3	3	2	4
令和元年度 (2019年度)	7月17日	64.0 (20.5)	61.5 (18.0)	18.5 (7.0)	(夢つながり未来館)	—	2	1	—	—
	計					—	2	1	—	—
令和2年度 (2020年度)	7月8日	120.0	24.5	12.5		—	1	1	—	—
	計					—	1	1	—	—
令和3年度 (2021年度)	5月21日	162.5	32.5	17.5		—	—	—	1	4
	6月22日	24.5	24.5	11.0		—	—	—	—	1
	7月18日	19.0 (44.0)	18.5 (42.5)	15.0 (13.0)	(夢つながり未来館)	—	1	—	—	1
	8月13日	121.5 (136.0)	18.5 (40.0)	7.0 (11.5)	(夢つながり未来館)	—	—	—	—	2
	計					—	1	—	1	8
令和4年度 (2022年度)	8月13日	0.0 (47.5)	0.0 (39.5)	0.0 (16.5)	(夢つながり未来館)	—	—	1	1	1
	計					—	—	1	1	1

出典：「浸水被害状況」（吹田市ホームページ）

3) 地震被害想定

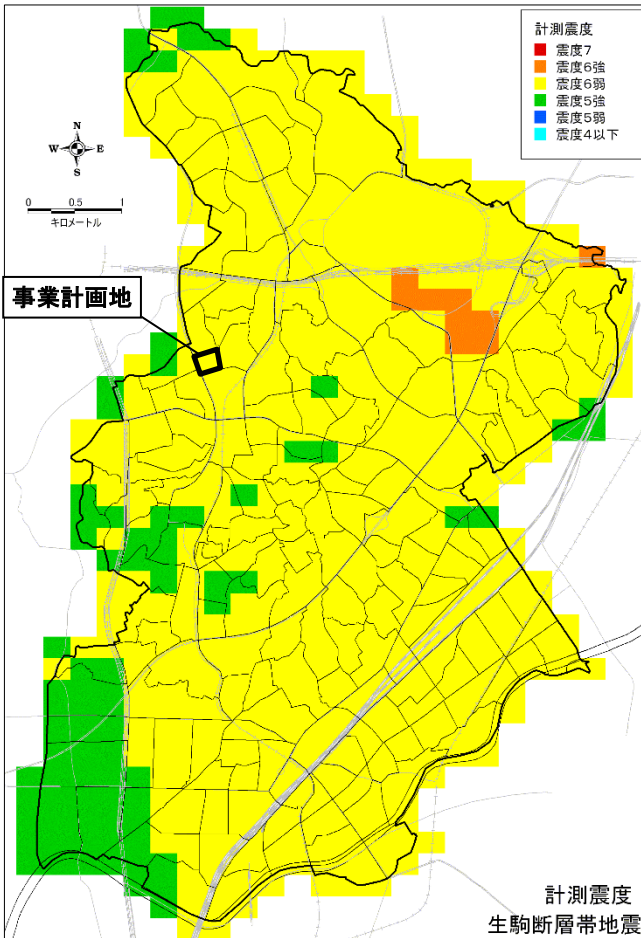
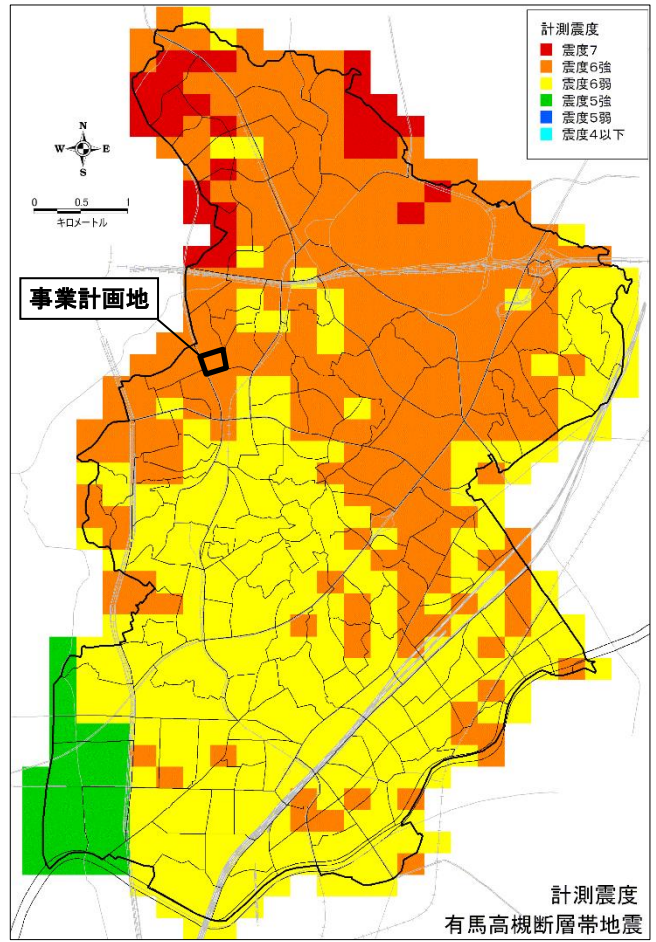
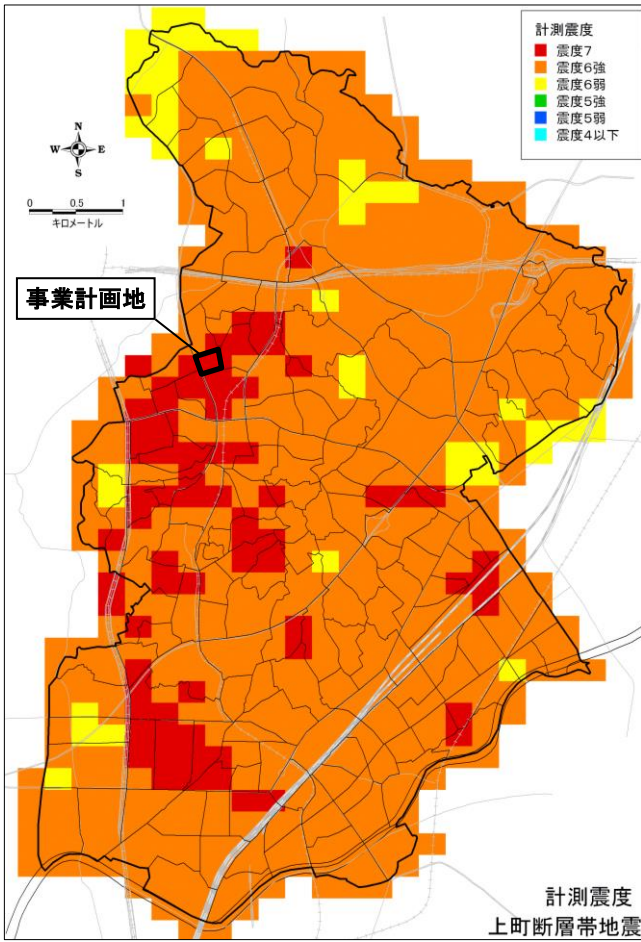
「吹田市地震被害想定」(平成25年10月、吹田市)に基づく、吹田市における地震被害想定を表 4-101に、地震動予測結果を図 4-22に、液状化予測結果を図 4-23に示す。地震被害想定は、上町断層帯地震、有馬高槻断層帯地震、生駒断層帯地震の3つの地震で予測されている。

事業計画地は、上町断層帯地震では震度6強～震度7、有馬高槻断層帯地震では震度6強、生駒断層帯地震では震度6弱の地震動予測がされている。また、液状化については、いずれの地震においても「液状化危険度は低い」に区分される。

表 4-101 吹田市の地震被害想定

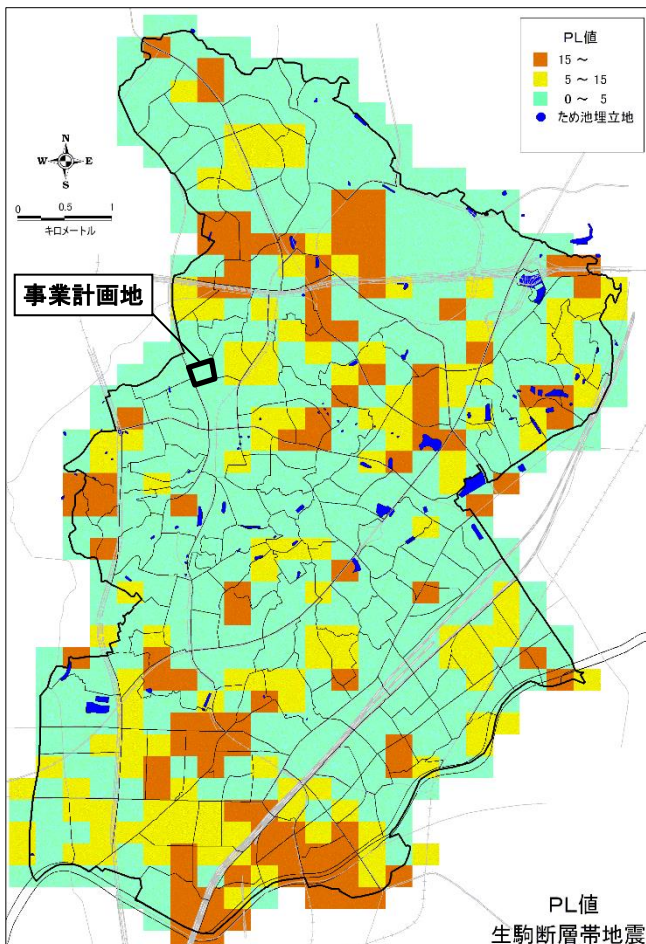
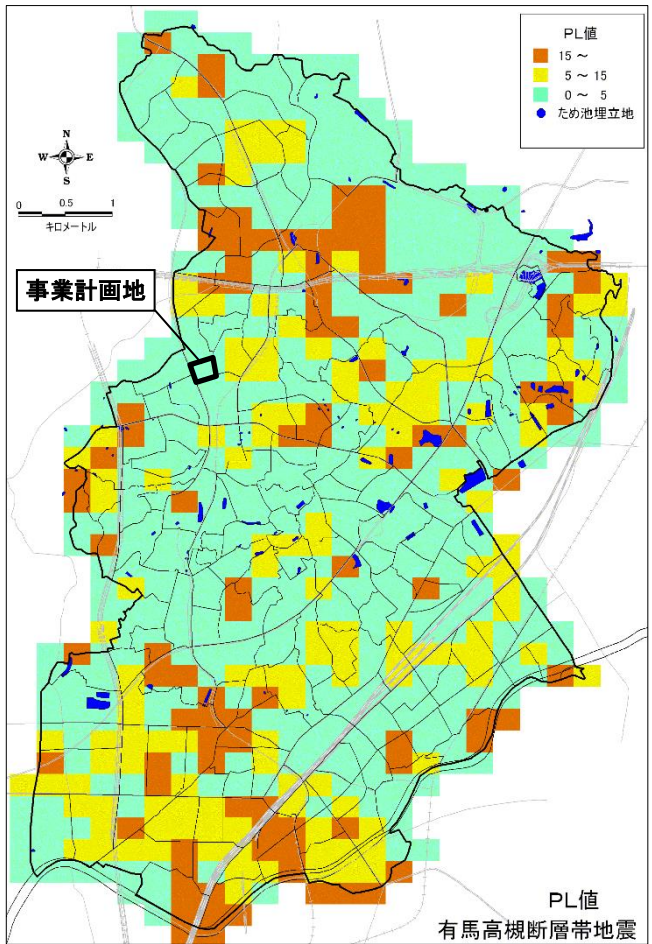
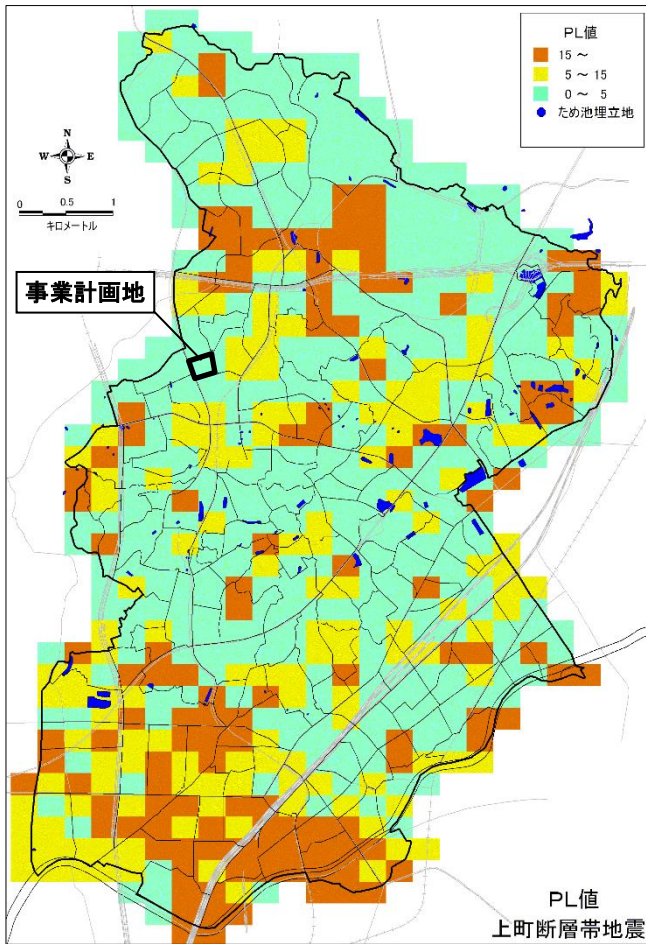
被害予測結果			上町断層帯地震		有馬高槻断層帯地震		生駒断層帯地震	
建物被害	木造建物	全壊棟数・率	25,061	53.6%	7,713	16.5%	3,577	7.6%
		半壊棟数・率	10,677	22.8%	8,185	17.5%	5,375	11.5%
	非木造建物	全壊棟数・率	3,292	14.6%	907	4.0%	218	1.0%
		半壊棟数・率	4,060	18.0%	1,668	7.4%	817	3.6%
	全体	全壊棟数・率	28,353	40.9%	8,620	12.4%	3,795	5.5%
		半壊棟数・率	14,737	21.3%	9,853	14.2%	6,192	8.9%
火災	全出火[件]		49		16		7	
	炎上出火(3日)[件]		46		10		3	
	残火災 (夕刻)[件]	1%風速	6		0		0	
		平均	2		0		0	
	焼失棟数 [棟]	1%風速	6,499		14		16	
		平均	4,039		5		10	
人的被害 (早朝)	死者数[人]		1,364		203		29	
	負傷者数[人]		4,628		5,758		3,165	
	重傷者数[人]		239		382		267	
	罹災者数[人]		179,779		84,401		36,553	
	避難者数[人]		52,134		24,477		10,599	

出典：「吹田市地震被害想定」(平成25年10月、吹田市)



出典：「吹田市地震被害想定」（平成25年10月、吹田市）をもとに作成

図 4-22 地震動予測結果



PL値	液状化危険度
0～5	液状化危険度は低い。 特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。
5～15	液状化危険度が高い。 重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。 液状化対策が一般には必要。
15以上	液状化危険度が極めて高い。 液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。

出典：「吹田市地震被害想定」（平成25年10月、吹田市）をもとに作成

図 4-23 液状化予測結果

4) 土砂災害（特別）警戒区域

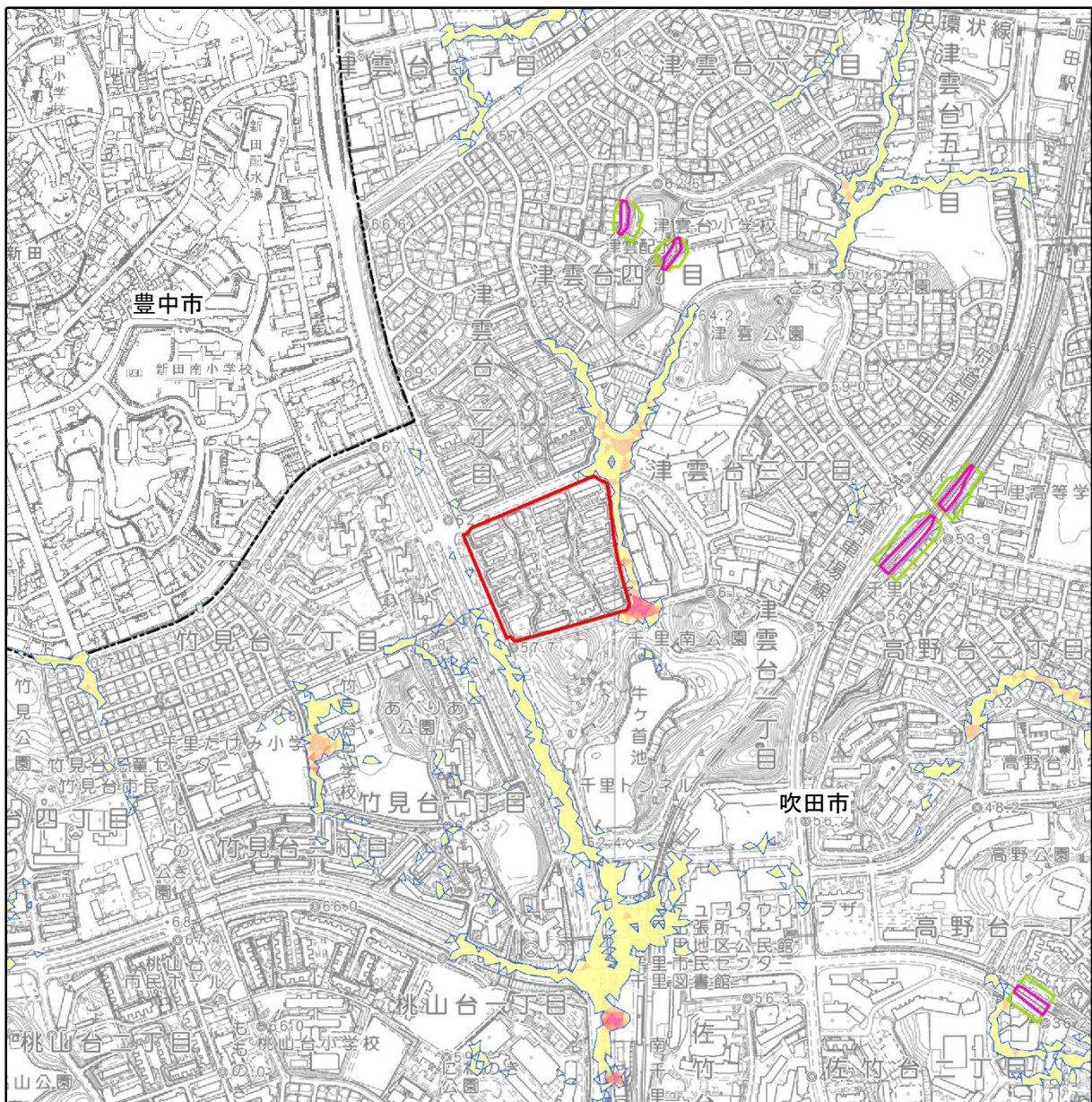
事業計画地及びその周辺における土砂災害（特別）警戒区域を図 4-24に示す。事業計画地及びその周辺には5箇所の土砂災害（特別）警戒区域が存在するが、事業計画地は警戒区域に該当しない。

5) 浸水想定区域

吹田市のハザードマップに基づく、事業計画地及びその周辺における浸水想定区域を図 4-24に示す。本区域は吹田市の想定最大降雨量（時間雨量147mm）を想定したものである。

事業計画地周辺では、東側に内水浸水想定区域があり、時間雨量147mmの場合には最大で3m以上の浸水が想定されているが、該当箇所は事業計画地外であり、本事業において住宅等を建設する用地との間には高低差があることから、影響は生じないものと考えられる。

なお、事業計画地及びその周辺には、洪水想定浸水区域は存在しない。



凡 例

事業計画地

----- 市界

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

内水浸水想定区域

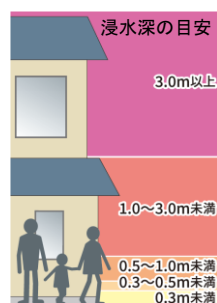
3.0m以上

1.0～3.0m未満

0.5～1.0m未満

0.3～0.5m未満

0.3m未満



出典：「吹田市洪水ハザードマップ」（令和4年3月、吹田市）
 「吹田市内水ハザードマップ」（平成31年3月、吹田市）

「1:10,000 地形図（吹田市）、豊中市全図（豊中市）を加工して作成」

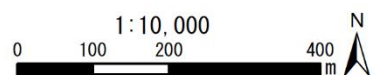


図 4-24 事業計画地及びその周辺における土砂災害（特別）警戒区域、浸水想定区域

6) 避難所等

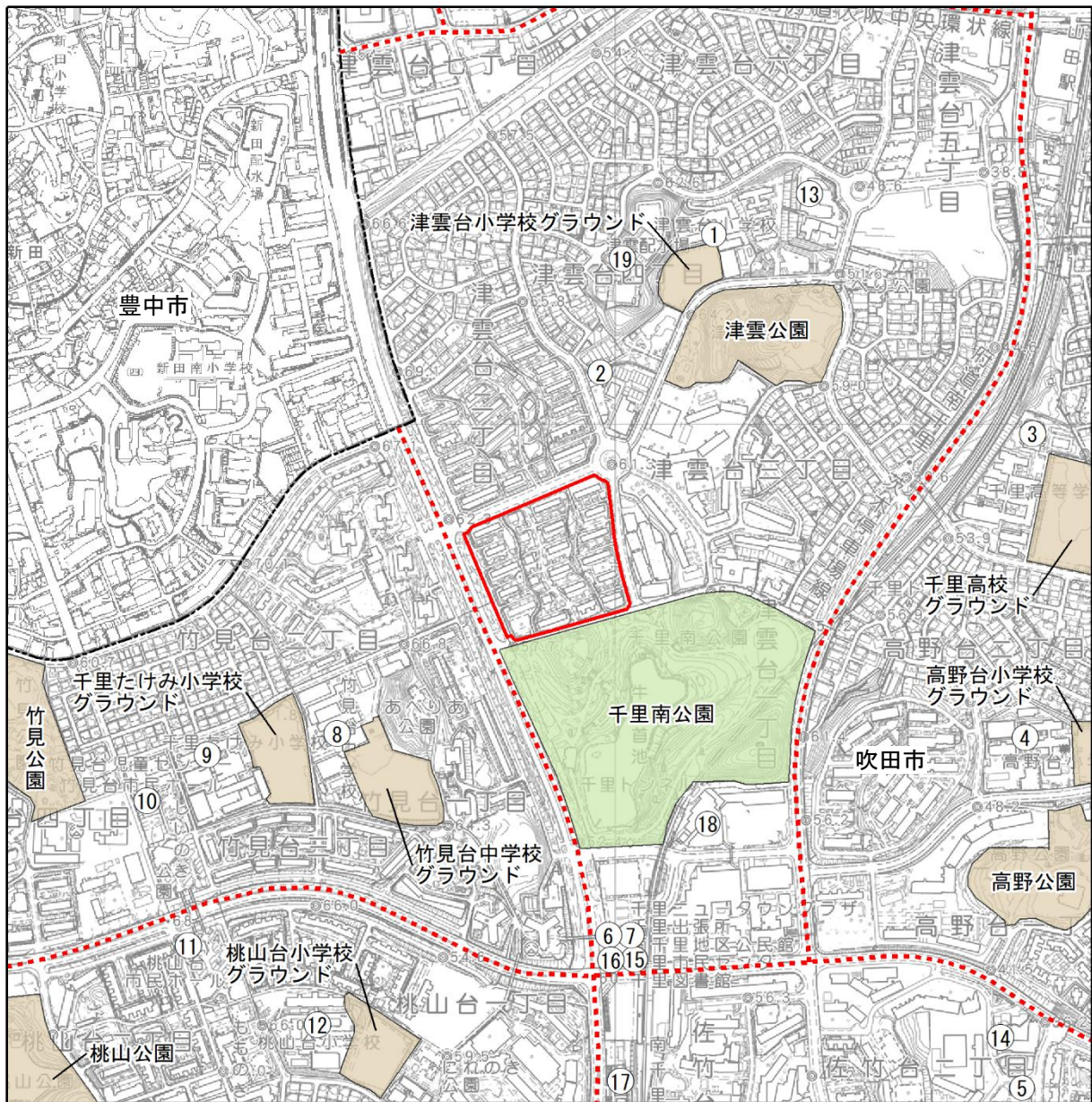
吹田市防災マップにおける事業計画地及びその周辺の避難所等を表 4-102及び図 4-25に示す。事業計画地及びその周辺では、津雲台市民ホールなどが避難所に指定されている。また、一時避難地としては周辺の竹見台中学校グラウンドや津雲公園などが、広域避難地としては千里南公園が該当する。

表 4-102 吹田市防災マップにおける避難所等

図中番号	名称	区分
①	津雲台小学校	指定避難所、救助用資機材置場
②	津雲台市民ホール	指定避難所
③	千里高校体育館	指定避難所
④	高野台小学校	指定避難所、救助用資機材置場
⑤	佐竹台市民ホール	指定避難所
⑥	南千里地区公民館	指定避難所
⑦	千里市民センター	指定避難所
⑧	竹見台中学校	指定避難所、救助用資機材置場
⑨	千里たけみ小学校	指定避難所、救助用資機材置場
⑩	竹見台市民ホール	指定避難所
⑪	桃山台市民ホール	指定避難所
⑫	桃山台小学校	指定避難所、救助用資機材置場
⑬	介護老人保健施設 つくも	福祉避難所
⑭	特別養護老人ホーム 青藍荘	福祉避難所
⑮	南千里交番	警察署・交番、救助用資機材置場
⑯	千里出張所	市役所・出張所
⑰	南千里庁舎	市役所・出張所
⑱	大阪府済生会千里病院	災害医療機関、災害時用臨時ヘリポート、防災行政無線（拡声器）
⑲	津雲配水場	災害時給水拠点

注) 図中番号は、図 4-25に対応している。

出典：「吹田市防災マップ」（令和4年3月、吹田市）



凡例

- | | |
|--|---------------------------|
| 事業計画地 | 指定避難所 ①～⑫ |
| ----- 市界 | 救助用資機材置場 ①, ④, ⑧, ⑨, ⑫, ⑮ |
| 一時避難地 | 福祉避難所 ⑬, ⑭ |
| 広域避難地 | 警察署・交番 ⑮ |
| 避難路
(約10m以上の道路) | 市役所・出張所 ⑯, ⑰ |
| | 災害医療機関 ⑱ |
| | 災害時用臨時ヘリポート ⑱ |
| | 防災行政無線(拡声器) ⑱ |
| | 災害時給水拠点 ⑱ |

出典：「吹田市防災マップ」(令和4年3月、吹田市)

「1:10,000 地形図(吹田市)、豊中市全図(豊中市)を加工して作成」

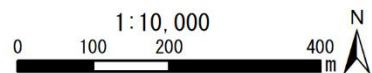


図 4-25 吹田市防災マップにおける避難所等

7) 自主防災組織

事業計画地及びその周辺における自主防災組織結成状況を表 4-103及び表 4-104に示す。単一自治会等では、津雲台地区で1組織、竹見台地区で18組織、高野台地区で16組織、佐竹台地区で9組織、桃山台地区で2組織、北山田地区で9組織が結成されている。連合単位では、津雲台地区、竹見台地区、高野台地区、佐竹台地区、桃山台地区、北山田地区でそれぞれ1組織が結成されている。

表 4-103(1) 自主防災組織結成状況（単一自治会等）

No.	地区	自治会等の名称	所在地	年度
1	津雲台	1 津雲台アーバンライフ防災委員会	津雲台5丁目19-15	平成26年度（2014年度）
2	竹見台	1 竹見台C1棟	竹見台2-1 C1	平成10年度（1998年度）
3		2 竹見台C2棟	竹見台2-1 C2	平成10年度（1998年度）
4		3 竹見台C4棟	竹見台2-1 C4	平成10年度（1998年度）
5		4 竹見台C5棟	竹見台2-1 C5	平成10年度（1998年度）
6		5 竹見台C6棟	竹見台2-1 C6	平成10年度（1998年度）
7		6 竹見台C7棟	竹見台2-1 C7	平成10年度（1998年度）
8		7 竹見台C8棟	竹見台2-1 C8	平成10年度（1998年度）
9		8 竹見台C9棟	竹見台2-1 C9	平成10年度（1998年度）
10		9 竹見台C10棟	竹見台2-1 C10	平成10年度（1998年度）
11		10 竹見台C11～18棟	竹見台2-1 C13	平成10年度（1998年度）
12		11 竹見台1丁目中層（C19～C23）	竹見台1-1 C19	平成10年度（1998年度）
13		12 竹見台C24棟	竹見台1-1 C24	平成10年度（1998年度）
14		13 竹見台C26棟	竹見台1-1 C26	平成10年度（1998年度）
15		14 竹見台C27棟	竹見台1-1 C27	平成10年度（1998年度）
16		15 竹見台C28棟	竹見台3-1 C28	平成10年度（1998年度）
17		16 竹見台C29棟	竹見台3-1 C29	平成10年度（1998年度）
18		17 竹見台3丁目中層自治会	竹見台3-1	平成16年度（2004年度）
19		18 竹見台住宅管理組合	竹見台4丁目8A	平成24年度（2012年度）
20	高野台	1 大和谷会	高野台2-1	平成13年度（2001年度）
21		2 公団高野台	高野台2-1	平成13年度（2001年度）
22		3 府営千里高野台	高野台2-1	平成13年度（2001年度）
23		4 こだま会	高野台2-1	平成13年度（2001年度）
24		5 高陵会	高野台1-6	平成13年度（2001年度）
25		6 むつみ会	高野台1-6	平成13年度（2001年度）
26		7 さつき会	高野台1-6	平成13年度（2001年度）
27		8 山桃会	高野台1-6	平成13年度（2001年度）
28		9 高野会	高野台1-6	平成13年度（2001年度）
29		10 四ツ葉会	高野台4-1	平成13年度（2001年度）
30		11 さざんか会	高野台4-1	平成13年度（2001年度）
31		12 秋桜会	高野台4-1	平成13年度（2001年度）
32		13 千里	高野台4-4	平成13年度（2001年度）
33		14 高二会	高野台4-4	平成13年度（2001年度）
34		15 B45棟	高野台4-4	平成13年度（2001年度）
35		16 高野台2丁目自治会	高野台2-11	平成17年度（2005年度）

出典：「自主防災組織結成状況」（吹田市ホームページ）

表 4-103(2) 自主防災組織結成状況（単一自治会等）

No.	地区	自治会等の名称	所在地	年度
36	佐竹台	1 一期会自治会	佐竹台5-9-6	平成20年度（2008年度）
37		2 佐竹台公社C団地自治会（5～9号棟） 【OPH郷の会に名称変更】	佐竹台1-5 5～9号棟	平成20年度（2008年度）
38		3 OPH千里佐竹台自治会（1～4棟）	佐竹台1-5	平成22年度（2010年度）
39		4 第一自治会	佐竹台2-4-5	平成22年度（2010年度）
40		5 ウェリスジオ千里竹見台管理組合	佐竹台4丁目1-10	平成24年度（2012年度）
41		6 セレソコート南千里佐竹台グランヒルズ	佐竹台1丁目7-1	平成24年度（2012年度）
42		7 テラス会	佐竹台2丁目6-8	平成25年度（2013年度）
43		8 第二自治会防災対策員会	佐竹台2-4-1	令和 2年度（2020年度）
44		9 新佐竹台住宅自治会防災委員会	佐竹台2-1-1	令和 3年度（2021年度）
45	桃山台	1 グランファースト千里桃山台自治会	桃山台1-1	平成29年度（2017年度）
46		2 クレヴィア千里桃山台防災対策委員会	桃山台5-4-2	令和元年度（2019年度）
47	北山田	1 ローレルハイツ千里自治会	山田東4-41-2	平成19年度（2007年度）
48		2 グリーンハウス千里自治会	山田西4-4-23	平成22年度（2010年度）
49		3 千里ガーデンハイツ防災管理委員会	山田西4-6-1	平成22年度（2010年度）
50		4 千里山田コーポラス	山田東4-18-1	平成23年度（2011年度）
51		5 山田上自治会	山田東4-72、 山田東4-29	平成23年度（2011年度）
52		6 パレス千里山田自治会	山田西4丁目14-1	平成23年度（2011年度）
53		7 千里スカイハイツ自治会	山田西4丁目4-14	平成24年度（2012年度）
54		8 千里グランドコーポ防災対策委員会	山田西4-4-1	平成25年度（2013年度）
55		9 ローレルハイツ千里自主防災組織委員会	山田東4-41	令和 3年度（2021年度）

出典：「自主防災組織結成状況」（吹田市ホームページ）

表 4-104 自主防災組織結成状況（連合単位）

No.	名称	結成年月日	組織構成	活動内容
1	津雲台地区防災対策委員会	平成25年 6月1日	自治団体連絡協議会、防犯協議会、体育振興協議会、青少年対策委員会、青少年指導委員会、福祉委員会、民生児童委員、日赤奉仕団、人権啓発推進委員会ほか	防災意識啓発、災害予防、防災訓練、情報収集・伝達・出火予防・初期消火・救出・救護・避難誘導等、防災資機材等の備蓄
2	竹見台地区防災対策委員会	平成17年 12月15日	自治団体協議会、体育振興会、青少年対策委員会、地域教育協議会、青少年指導委員会、防犯協議会、福祉委員会、市民ホール運営委員会、高齢クラブ、小中学校、PTA、民生児童委員	防災意識啓発、予防活動、防災訓練、情報収集・伝達・初期消火・救出・救護・避難誘導、資機材備蓄
3	高野台地区防災委員会	平成16年 9月1日	自治会協議会、日赤奉仕団、防火クラブ、福祉委員会、防犯協議会、高齢クラブ、体育振興会、青少年対策委員会、民生児童委員、小学校	防災意識啓発、予防活動、防災訓練、情報収集・伝達・初期消火・救出・救護・避難誘導
4	佐竹台地区防災対策委員会	平成23年 1月16日	連合自治会、防犯協議会、福祉委員会、老人クラブ連合会、人権啓発推進委員会、体育振興会、佐竹台小PTA、青少年対策委員会、医療関係者、市民ホール	防災意識啓発、災害予防、防災訓練、情報収集・伝達・出火予防・初期消火・救出・救護・避難誘導等、防災資機材等の備蓄
5	桃山台地区防災対策委員会	平成22年 7月1日	自治団体協議会、体育振興協会、防犯協議会、青少年対策委員会、福祉委員会、子ども会育成協議会ほか	防災意識啓発、災害予防、防災訓練、情報収集・伝達・出火予防・初期消火・救出・救護・避難誘導等、防災資機材等の備蓄
6	北山田地区防災対策委員会	平成22年 4月1日	自治団体連合会、小・中学校、体育振興会、防犯協議会、青少年対策委員会、福祉委員会、公民館、集会所運営委員会ほか	防災意識啓発、災害予防、防災訓練、情報収集・伝達・初期消火・救出・救護・避難誘導等の応急対策、防災資機材の備蓄、給食・給水

出典：「自主防災組織結成状況」（吹田市ホームページ）

8) 防災用備蓄倉庫

「吹田市備蓄計画」（令和2年12月改訂）においては、分散備蓄として、各避難所（市立小・中学校等）に備蓄スペース（救助用資器材倉庫含む）を整備することとしている。また、防災用備蓄倉庫については、既存施設の活用を基本として表 4-105に示す整備を行うものとしている。

表 4-105 防災用備蓄倉庫一覧

地域	備蓄倉庫名（仮称）	所在地
JR以南地域	JR以南地域備蓄倉庫	幸町20-2
山田・千里丘地域	山田・千里丘地域備蓄倉庫	山田西2-10-1
豊津・江坂・南吹田地域	豊津・南吹田地域備蓄倉庫	検討中
片山・岸部地域	片山・岸部地域備蓄倉庫	検討中
千里山・佐井寺地域	千里山・佐井寺地域備蓄倉庫	検討中
千里ニュータウン地域	千里ニュータウン地域備蓄倉庫	千里万博公園3-3

出典：「吹田市備蓄計画」（令和2年12月改訂、吹田市）

4.2.4 周辺事業の有無

事業計画地から概ね500m以内の周辺地域において実施又は実施が予定されている事業については、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」(平成16年3月31日条例第13号(最終改正:令和5年3月31日条例第11号))において大規模開発に該当する事業が4件あるが、いずれの周辺事業も本事業と建設工事期間は重複しない。

周辺事業の名称及び事業内容については、表 4-106に示すとおりである。

表 4-106 周辺事業の状況

事業の名称	千里竹見台団地一部建替事業(北区域)	千里竹見台団地一部建替事業(南区域)
事業の種類	共同住宅	共同住宅
事業の実施箇所	吹田市竹見台2丁目1番の一部	吹田市竹見台1丁目1番の一部、3丁目1番の一部
事業者の名称	独立行政法人都市再生機構西日本支社	独立行政法人都市再生機構西日本支社
事業の規模	事業区域: 21,477.20m ² 建物高さ: 30.80m	事業区域: 17,923.65m ² 建物高さ: 43.80m
事業の進捗状況	建設工事实施中 平成30年10月着工 (令和6年8月竣工予定)	建設工事实施中 平成30年8月着工 (令和6年8月竣工予定)

事業の名称	大阪府宮吹田桃山台住宅(建て替え)新築工事	千里高野台団地全面建替事業
事業の種類	共同住宅	共同住宅
事業の実施箇所	吹田市桃山台1丁目2番1、2番8、2番9	吹田市高野台1丁目1番32
事業者の名称	大阪府	独立行政法人都市再生機構西日本支社
事業の規模	事業区域: 51,044.47m ² 建物高さ: 42.34m	事業区域: 9,942.17m ² 建物高さ: 33.19m
事業の進捗状況	建設工事实施中 平成29年7月着工 (令和7年2月竣工予定)	建設工事实施中 平成30年12月着工 (令和7年7月竣工予定)

出典:「大規模開発事業構想の経過書」(吹田市ホームページ)

第5章 本事業における環境に対する取組方針

URの環境配慮方針である「1. 環境にやさしいまちや住まいをつくります 2. 環境に配慮して事業をすすめます」に基づく下記①から⑥の取組方針に加え、「⑦防災への取組」を実施することで、周辺環境に配慮した開発計画となるよう努め、吹田市の環境政策に資するものとなる「潤いのある街並みを実現した快適な住宅環境の形成」を目指す。

- ① 省エネ型の設備や機器の積極的な導入
- ② 建築物の環境性能の向上
- ③ 再生可能エネルギーの創出
- ④ 団地の長寿命化
- ⑤ 良好な都市景観の形成
- ⑥ 居住者とのコミュニケーション
- ⑦ 防災への取組

これらの実現に向け、関係機関と連携・協力を図り、工事中も含め、環境負荷の低減と安全・安心、快適性の向上を心掛けながら事業を進めていくものとする。

第6章 本事業における環境取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のため、本事業の特性等を考慮して環境取組内容について検討した。現時点で予定している環境取組内容は、表 6-1及び表 6-2に示すとおりであり、その概要を以下に示す。

6.1 工事中

(1) 排出ガス・騒音等の抑制

- ・建設機械は排出ガス対策型、低騒音型や低振動型を採用するとともに、アイドリングの禁止や空ぶかしを抑制する等、適切な施工管理を行う。

(2) 工事中の排水等の対策

- ・工事中の濁水は、仮設沈砂池等を経由して公共下水道（雨水管）へ接続するとともに、道路などへの濁水や土砂の流出を防止する。

(3) 交通安全への配慮

- ・児童、生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する等、事故防止に努める。

(4) 廃棄物等の抑制

- ・工事中に発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図ることで廃棄物の減量に努める。
- ・建設発生土については、事業計画地での土地の造成への再利用に加え、URの他地区の事業における土地の造成への再利用等を検討するなどし、可能な限り残土の発生を抑制する。

6.2 施設の存在、供用時

(1) 地球温暖化対策・省エネルギー

- ・大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果（CASBEE A）を目指す。
- ・ZEH-M Orientedを取得する。
- ・「省エネ法」に既定された次世代省エネルギー基準（平成25年基準）と住宅性能表示制度における省エネルギー対策等級の最高ランク（断熱等性能等級における等級5、一次エネルギー消費量等級における等級5以上）の取得を目指す。
- ・太陽光発電設備を設置する。
- ・共用廊下や階段へ省エネルギー型照明機器を導入する。
- ・潜熱回収型給湯器を設置する。
- ・エネルギーを管理するシステムを導入する。
- ・長期の耐久性を備えた建物建設により、将来の建設副産物の発生等を抑制する。
- ・国が定めた「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用する。

(2) ヒートアイランド対策

- ・植栽等を施した豊かなオープンスペースの整備や透水性舗装等の採用により、事業計画地内の地表面の高温化を抑制する。
- ・集会所やごみ置場等の屋上緑化や壁面緑化及び住棟の屋上に設置する太陽光発電設備により建物の屋上表面の蓄熱を低減することで、建物の屋根面等の高温化を抑制する。

(3) 水循環の確保

- ・雨水浸透工法の活用による地下水涵養を通じた地域の水循環の確保を検討する。
- ・水資源の有効利用を図るため、一部植栽帯へ雨水を導く計画とする。

(4) 廃棄物の減量・リサイクル

- ・団地内の敷地及びごみ置場等の清掃員（クリーンメイト）を配置し、「吹田市分別収集計画」に従った清掃・分別を行うとともに、居住者に対して市の分別ルールを遵守するよう周知し、再資源化及び再利用等の促進に努める。

(5) 施設からの騒音等の抑制

- ・住棟や駐車場等の配置や住戸間取りなどを配慮することで、騒音・振動を抑制する。

(6) 高層建築物の周辺への配慮

- ・日照障害を予測し、可能な限り影響を軽減する。

(7) 景観への配慮

- ・「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（最終改定：令和5年11月30日）を遵守し、「景観まちづくり計画」の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行う。
- ・豊かなみどりとオープンスペースを活用し、事業計画地に隣接する緑地と連続させたみどりの配置等、「みどりとオープンスペース」のネットワークづくりを図る。

(8) 安全への配慮

- ・太陽光発電設備やかまどベンチなど災害時や緊急時の自立性を維持する施設を設置する。
- ・集会所や広場等、災害時における居住者の支援場所や避難場所として活用可能な空間を整備する。
- ・見通しの良い屋外空間の整備、街灯の整備等、犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組を行う。

表 6-1(1) 環境取組内容 (工事中)

■大気汚染や騒音などの公害を防止する。

建設機械

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
1	低公害型建設機械の使用	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	一部実施する	低燃費型の建設機械（ハイブリット式パワーショベルなど）を可能な限り使用します。
3	アイドリングの禁止	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
4	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼働台数の抑制	実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	実施する	機械類は適切に整備点検を行います。

工事関連車両

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
8	低公害、低燃費車の使用	一部実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両を可能な限り使用します。
9	工事関連車両の表示	実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
10	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	実施する	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
11	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
12	通勤等で利用する車両台数の抑制	実施する	作業従事者の通勤、現場監理等には、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連車両の台数を抑制します。
13	土砂の積み降ろし時の配慮	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
14	タイヤ洗浄	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
15	ドラム洗浄時の配慮	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
16	場外待機の禁止	実施する	工事関連車両は場外に待機させません。
17	クラクションの使用抑制	実施する	クラクションの使用は必要最小限にします。
18	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
19	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行います。

表 6-1(2) 環境取組内容 (工事中)

工事方法 ＜騒音・振動等＞			
No.	取組事項	実施の有無	取組内容
20	防音シートなどの設置	実施する	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置し、建物除却作業時は、仮囲いと防音シートを設置します。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行います。
21	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
22	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
23	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
＜粉じん・アスベスト＞			
No.	取組事項	実施の有無	取組内容
24	粉じん飛散防止対策	実施する	周辺への粉じん飛散を防止するため、建物除却・掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。
25	アスベストの調査など	実施する	建物除却の際は、アスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を表示した標識を近隣住民の見やすい位置に設置し、市長にも報告します。
26	アスベストの飛散防止対策	実施する	アスベストを含有する建物除却の際には、確実な飛散防止対策を行います。
＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞			
No.	取組事項	実施の有無	取組内容
27	濁水や土砂の流出防止	実施する	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
28	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。
29	土壌汚染対策	実施する	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議します。
30	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
31	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋等に影響を及ぼさない工法を採用します。

表 6-1(3) 環境取組内容 (工事中)

<悪臭・廃棄物>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
32	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理等の臭気対策を行います。
33	現地焼却の禁止	実施する	現地での廃棄物などの焼却は行いません。
34	解体時の環境汚染対策	実施する	建物除却を伴う工事の際は、有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないような適正な処理を行います。
35	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
36	産業廃棄物の適正処理	実施する	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。

■地域の安心安全に貢献する。

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
37	地域との連携における事故の防止	実施する	当団地の自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
38	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
39	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
40	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
41	地域の防犯活動への参加	実施する	当団地の自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。

■環境に配慮した製品及び工法を採用する。

<省エネルギー>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
42	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。

<省資源>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
43	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は、事業計画地での土地の造成への再利用に加え、URの他地区の事業における土地の造成への再利用等を検討するなど、残土の発生を抑制します。
44	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。

表 6-1(4) 環境取組内容 (工事中)

■快適な環境づくりに貢献する。

<景観>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
45	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
46	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。

<周辺の環境美化>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
47	周辺道路の清掃	実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
48	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。

<ヒートアイランド現象の緩和>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
49	打ち水	一部実施する	夏期において水道水を確保し、周辺道路等に打ち水を行います。

■地域との調和を図る。

<工事説明・苦情対応>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
50	工事内容の事前説明及び周知	実施する	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。また、建物除却工事を行う際には、市条例に基づき、事前に工事の概要を表示した標識を設置します。
51	苦情対応	実施する	工事についての苦情窓口を設置し連絡先等を掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。

<周辺の教育・医療・福祉施設への配慮>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
52	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する	吹田市立津雲台小学校、古江台中学校等に対して、工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
53	騒音、振動などの配慮	実施する	吹田市立津雲台小学校、古江台中学校、竹見台中学校等の周辺教育施設に対して、工事中の騒音、振動などに特段の配慮をします。

<周辺の事業者との調整>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
54	複合的な環境影響の抑制	実施する	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事関連車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施工者等と連絡を取り、可能な限り工事計画等を調整するように努めます。

表 6-2(1) 環境取組内容（設備・施設等）

■地球温暖化対策を行う。

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
55	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	実施する	大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果（CASBEE A）を目指すとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度により広告物などに表示します。
56	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）設計	実施する	集合住宅はZEH-M Orientedを取得し、消費するエネルギーを極力減らすようにします。
57	再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用	実施する	各住棟の屋上に太陽光発電設備（事業計画地全体で約60kw）を設置します。
58	エネルギー効率の高いシステムの導入	実施する	エネルギー効率の高い照明制御システムなどを導入します。
59	エネルギーを管理するシステムの導入	実施する	住戸内の給湯リモコン等で使用量及びCO ₂ 排出量が確認できるシステムを導入します。
60	冷媒漏えい（使用時排出）の防止	実施する	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備（空調機器など）を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい（使用時排出）が発生しないように設計します。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する	採光や通風性の考慮、Low-E複層ガラスやアルミ樹脂複合サッシの採用など断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制します。（断熱等性能等級5を取得します。）
62	長寿命な建築物の施工	実施する	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。（劣化対策等級（構造躯体等）2を取得します。）
63	環境に配慮した製品の採用	実施する	国が定めた「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。
64	木材（国産材、大阪府内産材）の利用	一部実施する	資源循環や環境保全に配慮し、木材を可能な限り採用します。
65	電気自動車用充電設備の設置	実施する	電気自動車用の充電設備を設置できる設えとします。
66	宅配ボックスの設置	実施する	再配達によるエネルギー消費を減らすため、集合住宅には宅配ボックスを設置します。

■ヒートアイランド対策を行う。

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
67	建物屋根面、壁面の高温化抑制	実施する	集会所やごみ置場等の屋上緑化や壁面緑化により、建物の屋根面、壁面の高温化を抑制します。また、住棟の屋上に設置する太陽光発電設備により建物の屋上表面の蓄熱を低減し、屋根面の高温化を抑制します。
68	地表面の高温化抑制	実施する	「吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準」を適用して駐車場を削減し、約700m ² を緑地又はプレイロットに代替することで、ヒートアイランド対策となる地表面積を増やします。また、屋外空間に透水性舗装等を採用することにより、地表面の高温化を抑制します。

表 6-2(2) 環境取組内容（設備・施設等）

■自然環境を保全し、みどりを確保する。

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
69	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。
70	地域のシンボルツリーの保全	実施する	敷地北東に整備予定のまちかど広場に既存の樹木をシンボルツリーとして保全する計画です。
71	既存の植生の保全	一部実施する	敷地北東に整備予定のまちかど広場に既存の樹木をシンボルツリーとして保全する計画です。その他の植生については、バリアフリーに配慮した快適な歩行空間を形成するための土地造成に伴って樹木を除去する必要があることから、一部樹木の移植を検討しています。なお、可能な限りの緑地面積を確保するとともに、新たに整備する緑地については、事業計画地南側の千里南公園など周辺の植生も考慮した緑地を形成する予定です。
72	地域に応じたみどりの創出	実施する	事業計画地に隣接する千里南公園及び街路樹と連続させたみどりの配置等、地域に応じた創意工夫によりみどりのネットワークを創出し、良好な景観形成に努めます。
73	駐車場緑化	実施しない	駐車場は利用性確保のため緑化は行いませんが、駐車場周辺を可能な限り緑化します。
74	屋上緑化など	実施する	集会所やごみ置場等の屋上緑化や壁面緑化を行います。
75	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
76	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。

■水循環を確保する。

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
77	水資源の有効利用	実施する	一部植栽帯へ雨水を導く計画とします。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業計画地の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設を設置するとともに、雨水浸透施設等の設置を検討します。
79	雨水浸透への配慮	実施する	オープンスペース、駐車場等については、雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などを採用します。

表 6-2(3) 環境取組内容（設備・施設等）

■地域の生活環境を保全する。

<大気質・騒音・振動等>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	実施する	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、設置場所や住棟等の配置・住戸間取りに配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
81	住宅における防音サッシ等の設置	該当しない	周辺からの騒音の影響がないため、防音を要しません。
82	駐車場の配置計画時の配慮	実施する	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とします。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	実施する	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、ごみ置場の位置や構造、駐車場の位置などに配慮します。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	該当しない	ボイラーなどの機器の設置はないため、該当しません。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する	屋外照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
86	建築資材による光の影響の考慮	実施する	建築資材（ガラス、太陽光パネルなど）による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
87	環境に配慮した塗料の使用	実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用します。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	該当しない	住宅のみの供用であり、広域的な大気質・騒音・振動の影響は生じないため、該当しません。

<中高層建築物（高さ10メートルを超える建築物）>

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
89	日照障害対策	実施する	日照障害については、「建築基準法」の日影規制対象外地域（商業と工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、可能な限り軽減します。
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	実施する	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。
91	電波障害発生時の改善対策	実施する	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などにより改善対策を行います。
92	プライバシーの配慮	実施する	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。

表 6-2(4) 環境取組内容（設備・施設等）

■景観まちづくりに貢献する。

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
93	地域への調和	実施する	吹田市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行います。
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。
96	重点地区指定に向けた協議	実施する	事業計画地が1haを超えるため、重点地区の指定について協議します。
97	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
98	屋外広告物に関する基準の遵守	実施する	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。

■安心安全のまちづくりに貢献する。

No.	取組事項	実施の有無	取組内容
99	歩行者が安全に通行できる工夫	実施する	歩行者が安全に通行できる工夫として、事業計画地内において、歩行者専用通路を整備し、車両動線と歩行者動線が交錯しないよう配置することで、歩車分離された快適な歩行空間の形成を目指します。
100	災害に対する建築物・工作物の強靭性を高める取組	実施する	耐震性能、防火性能の向上等、災害に対する建築物の強靭性を高める取組を行います。（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1及び耐火等級（界壁及び界床）4を取得します。）
101	災害時の自立性を維持する取組	実施する	太陽光発電設備やかまどベンチなど災害時の停電等に対し、その復旧までの期間、自立性を維持する施設を設置します。また、給水管に耐震性のある管材（水道配水用ポリエチレン管等）を採用し、災害時の断水対策に努めます。
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する	供用後に居住者が行う取組となることから、地域や行政との協定の締結、自主防災組織の結成への誘導等、災害時に備えた地域等との連携に関わる取組を検討します。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組	実施する	集会所や広場等、災害時における居住者の支援拠点や避難場所として活用可能な空間を整備するなど、避難や救助等の応急対応に関する取組を行います。
104	犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組	実施する	見通しの良い屋外空間の整備、街灯の整備等、犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組を行います。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する	団地自治会等と連携を適宜図りながら、団地管理業務内にてパトロールを実施するなど、犯罪に備えた取組を行います。

第7章 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

7.1 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定は、「吹田市環境影響評価技術指針」（令和3年（2021年）8月改定 吹田市）（以下、「技術指針」という。）を参考とし、以下のとおりとした。

(1) 環境影響要因の抽出

本事業の実施に伴う一連の諸行為等のうち、環境影響要因としては、「工事」、「存在」及び「供用」が考えられる。

環境影響要因の細区分の抽出結果は、表 7-1に示すとおりである。

なお、技術指針において、「住宅団地の建設」に伴う環境影響要因の細区分として例示された要因のうち、供用時の「施設関連車両の走行」については、入居者の自家用車の利用台数が減少する見込みであるため環境影響要因から除いた。また「駐車場の利用」については、現況と比較して駐車場台数が減少する計画であること、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく設置基準を満たす平面駐車場を設置するのみであることを踏まえ、環境に著しい影響を及ぼす可能性はないと考えられるため環境影響要因から除いた。

表 7-1 環境影響要因の抽出結果

環境影響要因	環境影響要因の細区分
工事	・建設機械の稼働 ・工事用車両の走行 ・工事の影響
存在	・緑の回復育成 ・建築物等の存在
供用	・人口の増加 ・冷暖房施設等の稼働

(2) 環境要素の細区分の抽出

技術指針に示された環境要素のうち、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、予測・評価を行う必要があると考えられる環境要素を抽出した結果は、表 7-2に示すとおりである。

表 7-2 環境影響評価項目選定表

目標	分野	環境要素	環境影響要因		工事		存在		供用				
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	人口の増加	冷暖房施設等の稼働	施設関連車両の走行	駐車場の利用		
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー							○	○	×		
資源を大切に作る社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物							○				
		産業廃棄物			○								
		建設発生土			○								
		フロン類			○								
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○							×	×	
		悪臭			○								
		ヒートアイランド現象				○	○		○	×			
	水	水質汚濁	公共用水域			○							
			地下水			×							
			底質汚染										
	土	土壌汚染	土砂流出、崩壊			○							
			地形、地質	斜面安定			×						
				地盤沈下、変状			×						
		地盤	地下水位										
			地盤沈下、変状										
	騒音・振動等	騒音	騒音	○	○							×	×
			振動	○	○							×	
低周波音													
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	人と自然	動植物、生態系			○	○	○						
		緑化（緑の質、緑の量）				○							
		人と自然とのふれあいの場			○	○							
快適な都市環境の創造	建造物の影響	景観				○	○						
		日照障害					○						
		テレビ受信障害					○						
		風害					×						
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			×								
	防災・安全	自然災害危険度				○	○	○					
		人為的災害危険度											
		地域防災力				○	○	○					
	地域社会	コミュニティ			○			○					
交通混雑、交通安全			○					○		×	×		

注) 吹田市環境影響評価技術指針「2 住宅団地の建設」に記載されている標準的な環境影響要因・環境要素関連表における選定項目

「○」は影響があると考えられる項目

「×」は標準的な項目として例示されている項目のうち、本事業では影響はないと考えられる項目

(3) 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

技術指針において、「住宅団地の建設」により影響をもたらす可能性のある事項として例示された環境要素のうち、本事業において影響はほとんどないと考えられることから調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由は、表 7-3に示すとおりである。

表 7-3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

分野	環境要素		環境要因	除外した理由
水	水質汚濁（地下水）		【工事】 工事の影響	本事業の工事は、既存の団地住棟の除却及び新たな住宅建設の工事であり、地下水の帯水層に影響を及ぼす工事は行わないことから、工事に伴う地下水汚染への影響はないと考えられる。
土	地形、 地質	土砂流出・崩壊	【工事】 工事の影響	事業計画地は既開発地であり、新たに大規模な地形・地質の変更を行う計画はないことから、土砂流出や崩壊、斜面の安定性への影響はないと考えられる。
		斜面安定		
構造物の 影響	風害		【存在】 建築物等の存在	計画建物のうち、高層建築物（31m以上）に該当する建物は2棟であり、最高高さ約33mを計画しているが、既存の周辺建物（東側約31m、西側約37m）と比べ突出した高さではないことから、周辺への著しい影響はないと考えられる。 また、風害の影響が生じる可能性のある範囲（建物高さの2倍程度の範囲）に含まれる近隣住宅等もない。周辺道路の歩行者や千里南公園の利用者等への影響についても、本事業における風害の影響が生じる可能性のある範囲には街路樹等の植栽があり、防風効果が見込まれることから、歩行者や公園利用者に著しい影響が生じることはないと考えられる。
文化遺産	文化遺産 （有形・無形・複合）		【工事】 工事の影響	事業計画地は既開発地であること、また周辺に史跡・名勝・天然記念物等や、周知の埋蔵文化財包蔵地は分布していないことから、影響はないと考えられる。

7.2 調査、予測及び評価の方法

環境影響の調査、予測及び評価の方法は、表 7-4～表 7-22及び図 7-1～図 7-5に示すとおりである。

表 7-4 調査、予測及び評価の方法（温室効果ガス、エネルギー）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー	【供用】 ・人口の増加 ・冷暖房施設等の稼働	1. 調査項目 (1) 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の原単位 (2) 同種・類似事業の対策の実施状況 (3) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 特に設定しない。
			3. 調査期間 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 ・人口の増加、冷暖房施設等の稼働 (1) 温室効果ガスの排出量及び削減量 (2) エネルギー使用量及び削減量
			6. 予測地域・地点 事業計画地
			7. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期。
			8. 予測方法 (1) 温室効果ガスの排出量及び削減量 温室効果ガスの排出量の原単位を基に算出する。また、予定している環境取組を実施した場合としなかった場合の予測を可能な限り定量的に行い、その結果を比較する。 (2) エネルギー使用量及び削減量 エネルギーの使用量の原単位を基に算出する。また、予定している環境取組を実施した場合としなかった場合の予測を可能な限り定量的に行い、その結果を比較する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること。

表 7-5 調査、予測及び評価の方法（廃棄物等）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、フロン類	【工事】 ・工事の影響 【供用】 ・人口の増加	1. 調査項目 (1) 廃棄物等の状況 ①一般廃棄物、産業廃棄物の状況 ・地域における廃棄物の種類別の分別及び収集運搬の状況並びに中間処理施設及び最終処分場の状況 ・地域における廃棄物のリサイクルの状況 ②建設発生土の状況 ・再利用の状況、処分場の状況 ③フロン類の状況 ・回収の状況、破壊の状況 (2) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 ・工事の影響 (1) 産業廃棄物、建設発生土、フロン類の発生量・排出量及び処理・処分方法 ・人口の増加 (2) 一般廃棄物の発生量・排出量及び処理・処分方法
			6. 予測地域・地点 事業計画地
			7. 予測対象時期 (1) 産業廃棄物、建設発生土、フロン類の発生量・排出量及び処理・処分方法 工事期間全体 (2) 一般廃棄物の発生量・排出量及び処理・処分方法 事業活動が定常の状態になる時期
			8. 予測方法 (1) 産業廃棄物、建設発生土、フロン類の発生量・排出量及び処理・処分方法 工事計画及び類似事例等から整理した発生原単位又は排出原単位等に基づき、本事業における発生量・排出量・再資源化率を予測する。 (2) 一般廃棄物の発生量・排出量及び処理・処分方法 事業計画及び類似事例等から整理した発生原単位又は排出原単位等に基づき、本事業における発生量・排出量・再資源化率を予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・廃棄物の最終処分量が、発生抑制、再利用等により可能な限り低減されていること。 ・産業廃棄物・建設発生土が適正に処理されていること。 ・地域における廃棄物の処理に支障を来さないこと。

表 7-6 調査、予測及び評価の方法（大気汚染）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
大気・熱	大気汚染	【工事】 ・建設機械の稼動 ・工事用車両の走行	1. 調査項目 (1) 大気質・気象の状況 ・窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素） ・浮遊粒子状物質 ・気象（風向・風速） (2) 関係法令による基準等
			2. 調査地域・地点 事業計画地周辺の一般環境大気測定局（吹田市北消防署局、高野台局、垂水局）及び自動車排出ガス測定局（吹田簡易裁判所局）
			3. 調査期間 大気質については至近5年間、気象（吹田市高野台局）については11年間。
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 ・建設機械の稼動 (1) 建設機械の排出ガスによる影響 予測対象項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ・工事用車両の走行 (2) 工事用車両の排出ガスによる影響 予測対象項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質
			6. 予測地域・地点 (1) 建設機械の排出ガスによる影響 事業実施区域周辺とする。 (2) 工事用車両の排出ガスによる影響 工事用車両の主要走行ルート沿道において、住宅等の保全対象があり、影響を適切に把握することができる地点として、図 7-1に示す3地点とする。
			7. 予測対象時期 建設機械の稼動又は工事用車両の走行による汚染物質排出量が最大となると想定される時期。
			8. 予測方法 (1) 建設機械の排出ガスによる影響 工事計画から整理した建設機械の台数及び規格に基づき各物質の排出量を算出し、大気拡散モデルによる数値計算により予測する。 (2) 工事用車両の排出ガスによる影響 工事計画から整理した工事用車両の台数及び規格に基づき各物質の排出量を算出し、大気拡散モデルによる数値計算により予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・大気汚染の発生が可能な限り低減されていること。 ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。 ・「吹田市第3次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 7-7 調査、予測及び評価の方法（悪臭）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
大気・熱	悪臭	【工事】 ・工事の影響	1. 調査項目 (1) 悪臭の状況 (2) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 ・工事の影響 (1) 建設工事等の実施により発生する悪臭の影響
			6. 予測地域・地点 事業計画地及びその周辺
			7. 予測対象時期 工事に起因する悪臭物質の濃度が最大となると想定される時期
			8. 予測方法 工事計画から悪臭の発生要因を抽出し、工事計画、予定している環境取組内容及び類似事例等に基づき定性的に予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・悪臭への影響が可能な限り低減されていること。 ・「吹田市第3次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 7-8 調査、予測及び評価の方法（ヒートアイランド現象）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
大気・熱	ヒートアイランド現象	【存在】 ・緑の回復育成 ・建築物等の存在 【供用】 ・冷暖房施設等の稼働	1. 調査項目 (1) 土地被覆の状況 (2) 人工排熱の状況 (3) 同種・類似事業の対策実施状況
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 ・緑の回復育成、建築物等の存在、冷暖房施設等の稼働 (1) 土地被覆の変化 (2) 人工排熱の変化
			6. 予測地域・地点 事業計画地
			7. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期
			8. 予測方法 土地利用計画、緑化計画、施設計画、予定している環境取組内容及び類似事例等に基づき予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・ヒートアイランド現象への影響が可能な限り低減されていること。 ・人工排熱の増加が可能な限り低減されていること。

表 7-9 調査、予測及び評価の方法（水質汚濁（公共用水域））

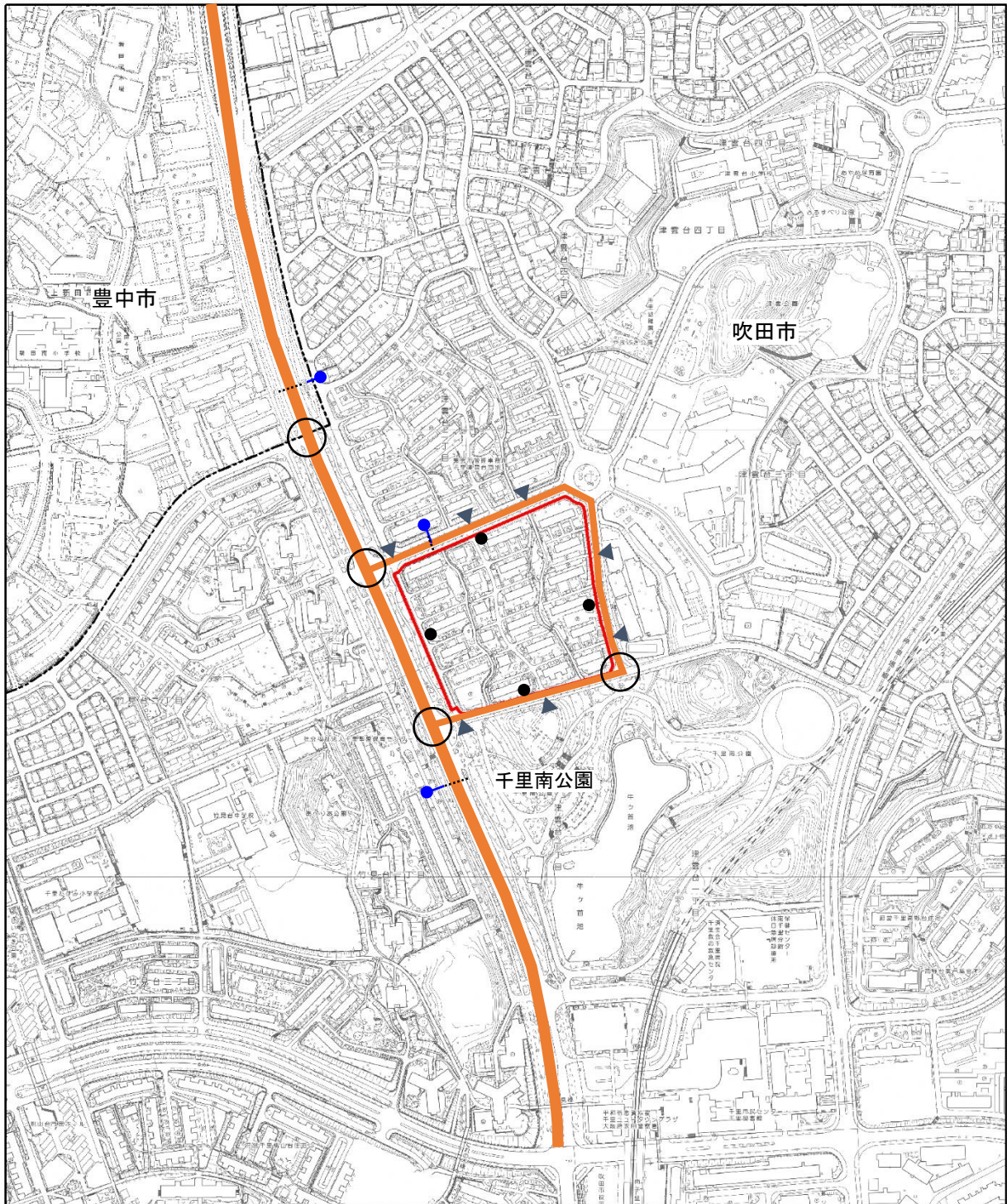
項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
水	水質汚濁 （公共用水域）	【工事】 ・工事の影響	1. 調査項目 (1) 水質等の状況 ・公共用水域の水質汚濁の状況 (2) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 公共下水道（雨水管）の流入する公共用水域（牛ヶ首池）
			3. 調査期間 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 ・工事の影響 (1) 工事の実施による水質汚濁（公共用水域）への影響 予測対象項目：SS濃度（浮遊物質量）
			6. 予測地域・地点 沈砂設備出口（公共下水道（雨水管）への接続部）
			7. 予測対象時期 最も濁水が発生しやすいと想定される、造成工事期間中
			8. 予測方法 工事計画、予定している環境取組内容及び類似事例等に基づき定量的に予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・水質への影響が可能な限り低減されていること。

表 7-10 調査、予測及び評価の方法（土壌汚染）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
土	土壌汚染	【工事】 ・工事の影響	1. 調査項目 (1) 地歴の状況 (2) 土壌汚染の状況 (3) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 (1) 地歴の状況 地歴の把握のために必要な期間 (2) 土壌汚染の状況、(3) 関係法令等による基準等 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 ・工事の影響 (1) 工事の実施による土壌汚染への影響
			6. 予測地域・地点 事業計画地及びその周辺
			7. 予測対象時期 工事期間全体
			8. 予測方法 地歴や土壌汚染の状況を踏まえ、工事計画、予定している環境取組内容及び類似事例等に基づき定性的に予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・土壌汚染への影響が可能な限り低減されていること。 ・「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に準拠すること。

表 7-11 調査、予測及び評価の方法（騒音）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	騒音	【工事】 ・建設機械の稼動 ・工事用車両の走行	1. 調査項目 (1) 環境騒音の状況 ・騒音レベル (2) 道路交通騒音の状況 ・騒音レベル (3) 自動車交通量等の状況 ・車種別交通量 ・車速 ・道路構造 (4) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 (1) 環境騒音の状況 事業計画地の敷地境界付近4地点（図7-1参照） (2) 道路交通騒音の状況 工事用車両の主要走行ルート沿道上で、住宅等の保全対象があり、影響を適切に把握できる、図 7-1に示す3地点 (3) 自動車交通量等の状況（車速、道路構造、車種別交通量） 車速、道路構造については(2) 道路交通騒音の状況の調査地点と同様とし、車種別交通量については、道路交通騒音の調査地点における交通量を把握できる、図 7-1に示す4交差点
			3. 調査期間 (1) 環境騒音の状況、(2) 道路交通騒音の状況、(3) 自動車交通量等の状況 1回（平日、24時間） (4) 関係法令等による基準等 至近年
			4. 調査方法 (1) 環境騒音の状況、(2) 道路交通騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に準拠した方法。 (3) 自動車交通量等の状況 ハンドカウンターによる目視計測。 (4) 関係法令等による基準等 既存資料の収集・整理。
			5. 予測項目 ・建設機械の稼動 (1) 建設機械の稼動による騒音 ・工事用車両の走行 (2) 工事用車両の走行による騒音
			6. 予測地域・地点 (1) 建設機械の稼動による騒音 事業計画地周辺とする。 (2) 工事用車両の走行による騒音 調査地点と同様とする。
			7. 予測対象時期 (1) 建設機械の稼動による騒音 建設機械の稼動による騒音の影響が最大となると想定される時期。 (2) 工事用車両の走行による騒音 工事用車両の走行による騒音の影響が最大となると想定される時期。
			8. 予測方法 (1) 建設機械の稼動による騒音 日本音響学会式（ASJ CN-Model 2007）により予測する。 (2) 工事用車両の走行による騒音 日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2018）により予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・騒音の発生が可能な限り低減されていること。 ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。 ・「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準等との整合が図られていること。 ・「吹田市第3次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 工事用車両走行ルート
- 工事用車両出入口
- 道路交通騒音振動、車速、道路構造調査地点（道路の沿道）
- 環境騒音振動調査地点
- 交通量調査地点

「1:2,500 地形図（吹田市、豊中市）を加工して作成」

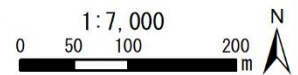


図 7-1 調査地点（騒音、振動）

表 7-12 調査、予測及び評価の方法（振動）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	振動	【工事】 ・建設機械の稼動 ・工事用車両の走行	1. 調査項目 (1) 環境振動の状況 ・振動レベル (2) 道路交通振動の状況 ・振動レベル ・地盤卓越振動数 (3) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 (1) 環境振動の状況 事業計画地の敷地境界付近4地点（図7-1参照） (2) 道路交通振動の状況 工事用車両の主要走行ルート沿道上で、住宅等の保全対象があり、影響を適切に把握できる、図 7-1に示す3地点
			3. 調査期間 (1) 環境振動の状況、(2) 道路交通振動の状況 1回（平日、24時間） (3) 関係法令等による基準等 至近年
			4. 調査方法 (1) 環境振動の状況、(2) 道路交通振動の状況 JIS Z 8735 「振動レベル測定方法」に準拠した方法。 (3) 関係法令等による基準等 既存資料の収集・整理。
			5. 予測項目 ・建設機械の稼動 (1) 建設機械の稼動による振動 ・工事用車両の走行 (2) 工事用車両の走行による振動
			6. 予測地域・地点 (1) 建設機械の稼動による振動 事業計画地周辺とする。 (2) 工事用車両の走行による振動 調査地点と同様とする。
			7. 予測対象時期 (1) 建設機械の稼動による振動 建設機械の稼動による振動の影響が最大となると想定される時期。 (2) 工事用車両の走行による振動 工事用車両の走行による振動の影響が最大となると想定される時期。
			8. 予測方法 (1) 建設機械の稼動による振動 距離減衰式等による数値計算により予測する。 (2) 工事用車両の走行による振動 旧建設省土木研究所の提案式により予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・振動の発生が可能な限り低減されていること。 ・「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準等との整合が図られていること。 ・「吹田市第3次環境基本計画」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

表 7-13 調査、予測及び評価の方法（動植物、生態系）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
人と自然	動植物、生態系	【工事】 ・工事の影響 【存在】 ・緑の回復育成 ・建築物等の存在	1. 調査項目 (1) 動物の生息状況 ・哺乳類、爬虫類、両生類、鳥類、昆虫類 (2) 植物の生育状況 ・植物相、植生 (3) 生態系の状況 ・上位性・典型性・特殊性を有する種の生態及びその生育・生息状況 ・生育・生息環境の状況
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺（図 7-2参照）
			3. 調査期間 (1) 動物の生息状況 ・哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類：3季（秋季、春季、夏季） ・鳥類：4季（秋季、冬季、春季、夏季） (2) 植物の生育状況 ・植物相：3季（秋季、春季、夏季） ・植生：1季（秋季）
			4. 調査方法 (1) 動物の生息状況 現地調査による。 ・哺乳類：目視観察法、フィールドサイン法、コウモリ調査 ・爬虫類、両生類：目視観察法 ・鳥類：任意観察法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法 ・昆虫類：任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法 (2) 植物の生育状況 現地調査による。 ・植物相：目視観察法、採取 ・植生：空中写真及び現地踏査により植生分布状況を把握し、現存植生図を作成。 (3) 生態系 植物・動物調査結果の整理・解析
			5. 予測項目 ・工事の影響、緑の回復育成、建築物等の存在 (1) 植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 (2) 動物相の変化の内容及びその程度 (3) 生態系の変化の内容及びその程度
			6. 予測地域・地点 調査地域と同様とする。
			7. 予測対象時期 工事中及び存在時
			8. 予測方法 現況調査結果と工事計画、土地利用計画、緑化計画、予定している環境取組内容等に基づき定性的に予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・貴重な動植物の生息・生育環境を可能な限り保全すること。 ・周辺地域における動植物、生態系に著しい影響を及ぼさないよう配慮されていること。 ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定められている計画の目標との整合が図られていること。



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 動植物調査範囲

「1:2,500 地形図（吹田市、豊中市）を加工して作成」

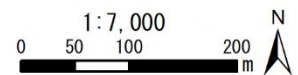


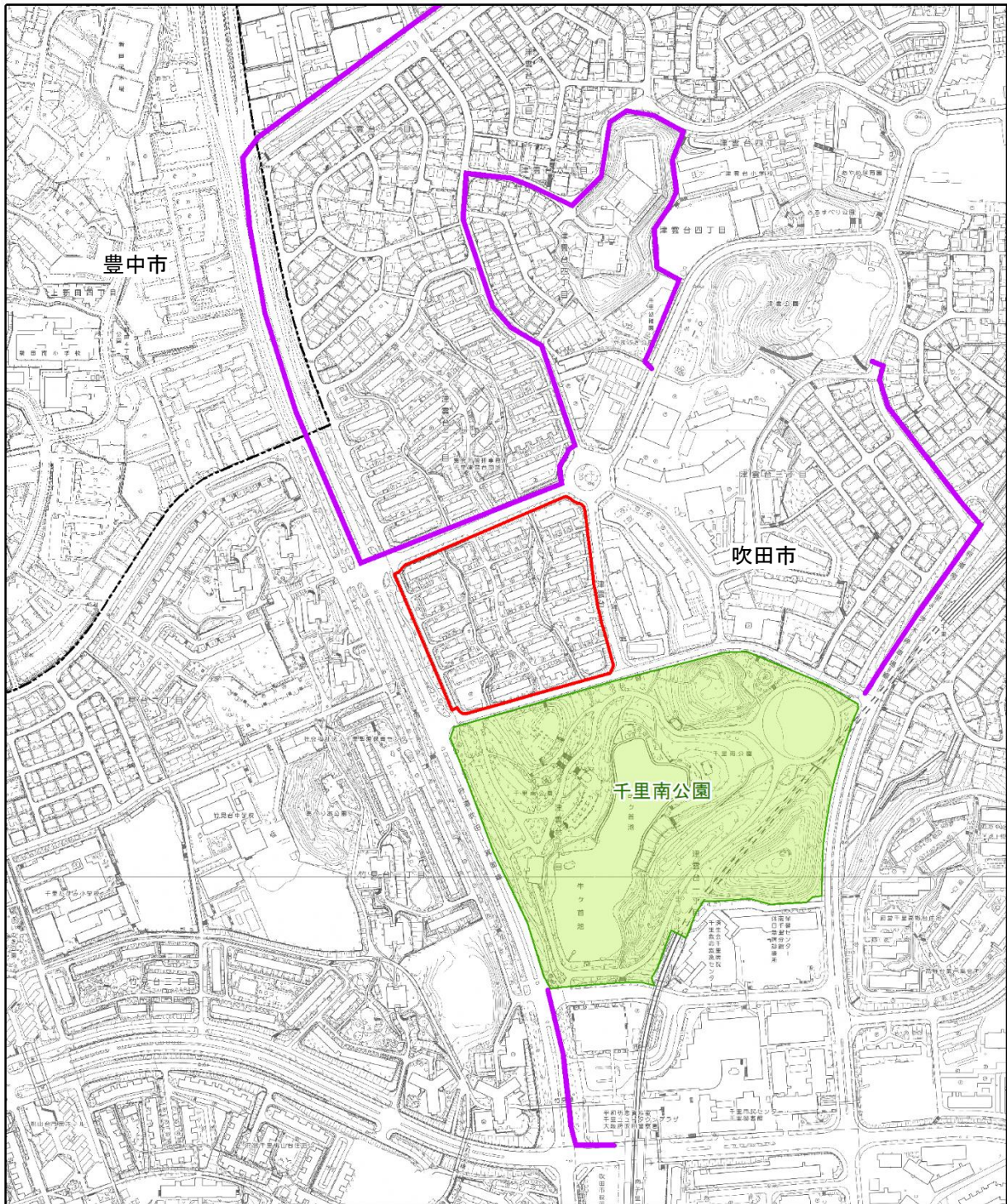
図 7-2 調査範囲（動植物）

表 7-14 調査、予測及び評価の方法（緑化（緑の質、緑の量））

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
人と自然	緑化（緑の質、緑の量）	【存在】 ・緑の回復育成	1. 調査項目 (1) 緑の質 ・既存の植生状況及び生育状況 ・潜在自然植生 (2) 緑の量 ・緑被の状況 (3) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 適宜
			4. 調査方法 既存資料調査、植物調査結果の整理・解析及び現地踏査による。
			5. 予測項目 ・緑の質 (1) 植栽予定樹種の環境適合性 ・緑の量 (2) 緑被の変化及び全体の緑の構成
			6. 予測地域・地点 事業計画地
			7. 予測対象時期 工事の完了後一定期間を置いた時期
			8. 予測方法 現況調査結果と土地利用計画、緑化計画、予定している環境取組内容及び類似事例等に基づき予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定められている目標との整合が図られていること。 ・緑化計画が周辺地域の植生と調和していること。

表 7-15 調査、予測及び評価の方法（人と自然とのふれあいの場）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
人と自然	人と自然とのふれあいの場	【工事】 ・工事の影響 【存在】 ・緑の回復育成	1. 調査項目 (1) 人と自然とのふれあいの場の名称、位置、規模、区域及び分布状況 (2) 人と自然とのふれあいの場の機能、利用状況
			2. 調査地域・地点 事業計画地周辺の千里南公園、散策ルートの大きな街路樹コース（図7-3参照）
			3. 調査期間 (1) 人と自然とのふれあいの場の名称、位置、規模、区域及び分布状況 至近年 (2) 人と自然とのふれあいの場の機能、利用状況 1回
			4. 調査方法 (1) 人と自然とのふれあいの場の名称、位置、規模、区域及び分布状況 既存資料の収集・整理 (2) 人と自然とのふれあいの場の機能、利用状況 現地踏査による。
			5. 予測項目 ・工事の影響 (1) 工事の実施によるふれあいの場の持つ機能の変化の程度 ・緑の回復育成 (2) 緑の回復育成によるふれあいの場の持つ機能の変化の程度
			6. 予測地域・地点 調査地点と同様とする。
			7. 予測対象時期 (1) 工事の実施によるふれあいの場の持つ機能の変化の程度 工事期間全体 (2) 緑の回復育成によるふれあいの場の持つ機能の変化の程度 工事の完了後一定期間を置いた時期
			8. 予測方法 (1) 工事の実施によるふれあいの場の持つ機能の変化の程度 現況調査結果と工事計画、他項目の予測結果等に基づき定性的に予測する。 (2) 緑の回復育成によるふれあいの場の持つ機能の変化の程度 現況調査結果と緑化計画、他項目の予測結果等に基づき定性的に予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・人と自然とのふれあいの場を可能な限り保全すること。 ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定められている計画の目標との整合が図られていること。



凡 例

【散策ルート】

- 事業計画地
- 市界
- 都市計画公園・緑地

- 大きな街路樹コース

出典：「都市計画情報サイト 都市計画関連マップ 都市施設」（吹田市）
「ぶらっと吹田 花と緑、水めぐる遊歩道」（平成30年、吹田市）

「1:2,500 地形図（吹田市、豊中市）を加工して作成」

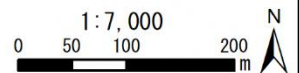
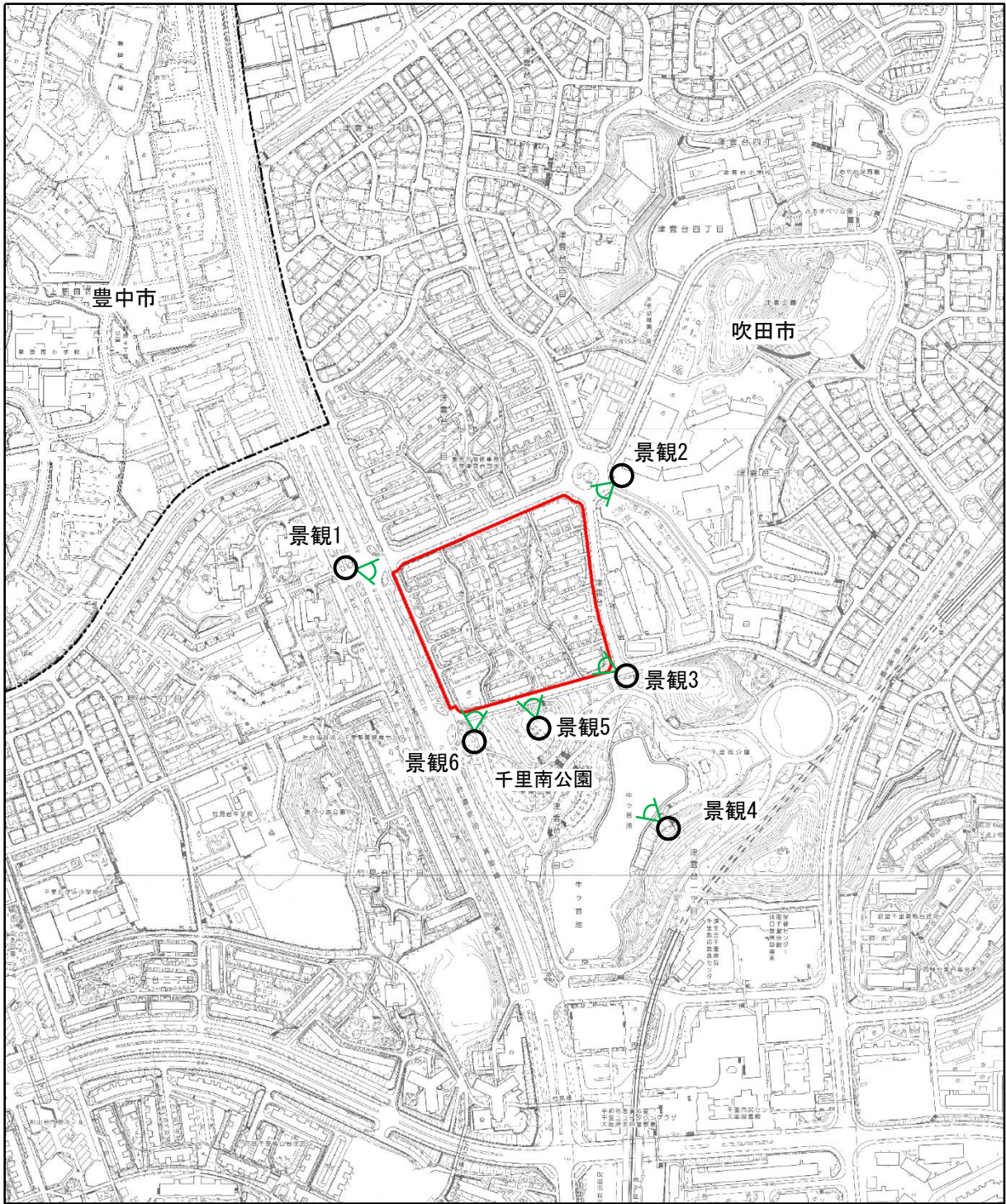


図 7-3 調査地点（人と自然とのふれあいの場）

表 7-16 調査、予測及び評価の方法（景観）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
構造物の影響	景観	【存在】 ・緑の回復育成 ・建築物等の存在	1. 調査項目 (1) 地域の景観特性 (2) 代表的な眺望地点からの景観 (3) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺の代表的な眺望地点として、図 7-4に示す6地点
			3. 調査期間 (1) 地域の景観特性、(2) 代表的な眺望地点からの景観 1回（景観の状況を適切に把握できる時期） (3) 関係法令等による基準等 至近年
			4. 調査方法 (1) 地域の景観特性、(2) 代表的な眺望地点からの景観 現地踏査及び写真撮影による。 (3) 関係法令等による基準等 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 ・緑の回復育成、建築物等の存在 (1) 地域の景観特性の変化の程度 (2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
			6. 予測地域・地点 調査地点と同様とする。
			7. 予測対象時期 工事の完了後一定期間を置いた時期。
			8. 予測方法 フォトモンタージュを作成する方法により予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・「吹田市景観まちづくり計画」に定められている目標との整合が図られていること。



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 景観調査地点
- ▶ 撮影方向

「1:2,500 地形図（吹田市、豊中市）を加工して作成」

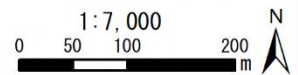


図 7-4 調査地点（景観）

表 7-17 調査、予測及び評価の方法（日照障害）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
構造物の影響	日照障害	【存在】 ・建築物等の存在	1. 調査項目 (1) 地形の状況 (2) 既存建築物の状況 (3) 土地利用の状況 (4) 関係法令等による基準等
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理及び現地踏査
			5. 予測項目 ・建築物等の存在 (1) 冬至日における日影の範囲、時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度
			6. 予測地域・地点 事業計画地周辺
			7. 予測対象時期 工事完了後の冬至日
			8. 予測方法 時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法により予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・日照障害の影響が可能な限り低減されていること。 ・地域の日照が著しく障害されるおそれがないこと。

表 7-18 調査、予測及び評価の方法（テレビ受信障害）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
構造物の影響	テレビ受信障害	【存在】 ・建築物等の存在	1. 調査項目 (1) テレビ電波（地上波）の受信状況 ・テレビ受信画像の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態 (2) テレビ電波の送信状況 (3) 高層建築物及び住宅等の分布状況 (4) 地形、工作物の状況
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 (1) テレビ電波（地上波）の受信状況、(3) 高層建築物及び住宅等の分布状況、(4) 地形、工作物の状況 適宜 (2) テレビ電波の送信状況 至近年
			4. 調査方法 (1) テレビ電波（地上波）の受信状況 机上解析の後に、電波障害測定車による現地調査を行う。 (2) テレビ電波の送信状況 既存資料の収集・整理 (3) 高層建築物及び住宅等の分布状況、(4) 地形、工作物の状況 既存資料の収集・整理及び現地踏査
			5. 予測項目 ・建築物等の存在 (1) テレビ受信障害の程度及び範囲
			6. 予測地域・地点 事業計画地及びその周辺
			7. 予測対象時期 工事完了時期
			8. 予測方法 「構造物障害予測の手引き（地上デジタル方法）」（日本CATV技術協会）に基づく机上解析により予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・テレビ受信に与える影響が可能な限り低減されていること。 ・地域のテレビ受信が著しく阻害されるおそれがないこと。

表 7-19 調査、予測及び評価の方法（自然災害危険度）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
防災・安全	自然災害危険度	【存在】 ・緑の回復育成 ・建築物等の存在 【供用】 ・人口の増加	1. 調査項目 (1) 過去の災害等の状況 (2) 地域防災計画等 (3) 関係法令等の基準等
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 (1) 自然災害が及ぼす影響の内容及び程度
			6. 予測地域・地点 事業計画地及びその周辺
			7. 予測対象時期 供用時
			8. 予測方法 既存の基準、指針、ガイドライン等に沿って、事業計画や類似事例等を踏まえ予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・想定される自然災害発生時に主要構造物及び住民等に著しい被害が発生しないこと。

表 7-20 調査、予測及び評価の方法（地域防災力）

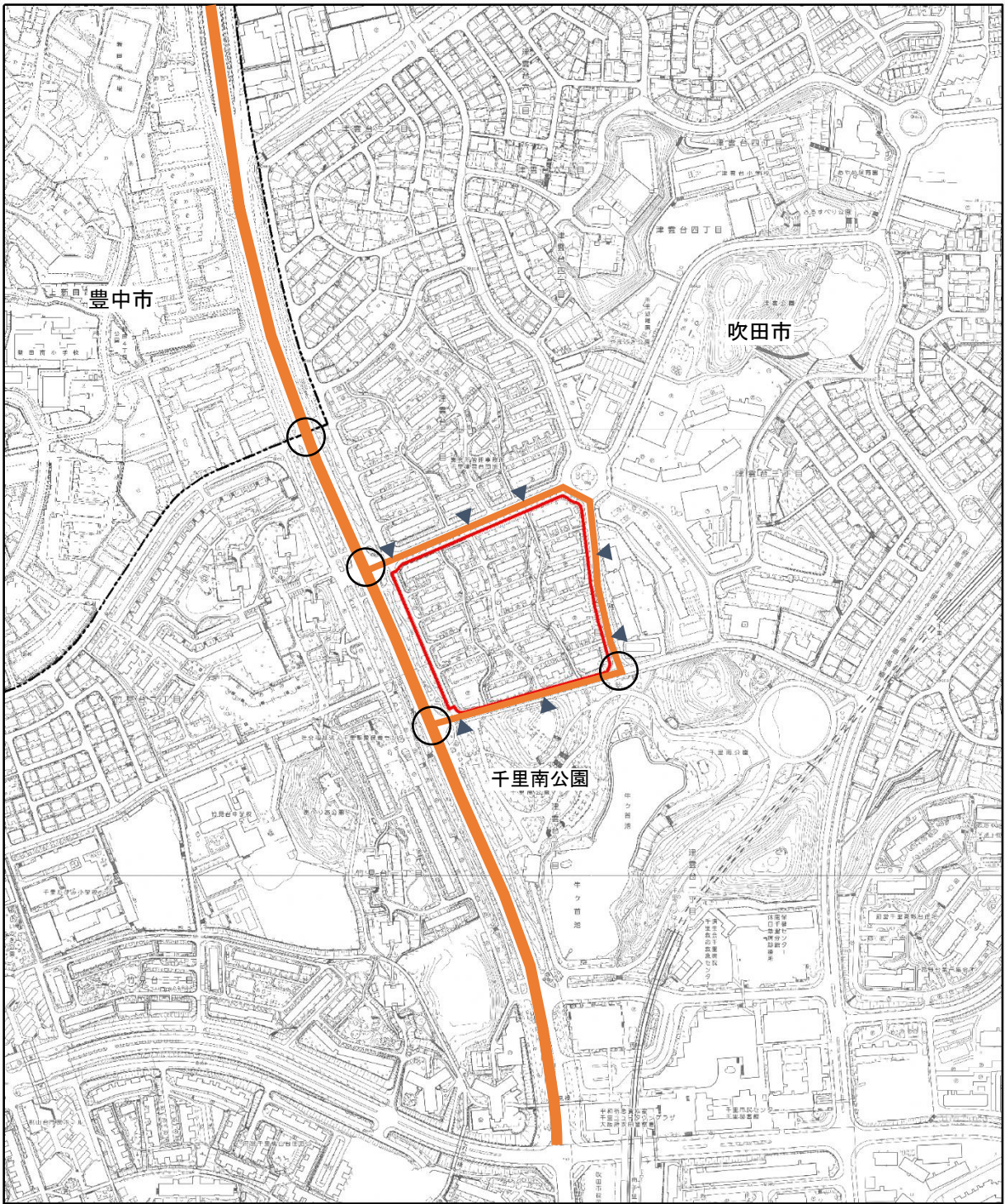
項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
防災・安全	地域防災力	【存在】 ・緑の回復育成 ・建築物等の存在 【供用】 ・人口の増加	1. 調査項目 (1) 過去の災害等の状況 (2) 地域防災計画等 (3) 関係法令等の基準等
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理
			5. 予測項目 (1) 地域防災力に及ぼす影響の内容及び程度
			6. 予測地域・地点 事業計画地及びその周辺
			7. 予測対象時期 供用時
			8. 予測方法 既存の基準、指針、ガイドライン等に沿って、事業計画や類似事例等を踏まえ、被災時の住民等の避難・救助等の応急対応や在宅避難生活へ及ぼす影響について予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・被災時に住民等の避難及び救助等の応急対応が円滑に実施できること。 ・被災後に事業計画地の住民又は周辺地域の住民等の在宅避難生活の継続を可能とすること又は補助すること。

表 7-21 調査、予測及び評価の方法（コミュニティ）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
地域社会	コミュニティ	【工事】 ・工事の影響 【供用】 ・人口の増加	1. 調査項目 (1) コミュニティの状況 ・コミュニティ施設の名称、位置、規模、区域及び分布状況 ・コミュニティ施設の機能、利用状況 ・コミュニティ施設への経路、移動手段 ・住民組織の状況、通学区域、公共交通機関の状況、避難場所等の状況 ・学校の児童・生徒数等 (2) コミュニティ施設に係る計画等
			2. 調査地域・地点 事業計画地及びその周辺
			3. 調査期間 至近年
			4. 調査方法 既存資料の収集・整理及び現地踏査
			5. 予測項目 ・工事の影響 (1) 工事の実施によりコミュニティ施設にもたらす影響の程度及び地域住民の交通経路に与える影響の可能性 ・人口の増加 (2) 人口の増加によりコミュニティ施設にもたらす影響の程度
			6. 予測地域・地点 事業計画地及びその周辺
			7. 予測対象時期 (1) 工事の実施によりコミュニティ施設にもたらす影響の程度及び地域住民の交通経路に与える影響の可能性 工事中 (2) 人口の増加によりコミュニティ施設にもたらす影響の程度 供用時
			8. 予測方法 (1) 工事の実施によりコミュニティ施設にもたらす影響の程度及び地域住民の交通経路に与える影響の可能性 コミュニティ施設の位置、区域及び分布状況と工事計画を重ね合わせる方法により予測する。 (2) 人口の増加によりコミュニティ施設にもたらす影響の程度 コミュニティ施設の利用状況と事業計画に基づき予測する。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能並びに地域住民の交通経路に及ぼす影響が可能な限り低減されていること。

表 7-22 調査、予測及び評価の方法（交通混雑、交通安全）

項目			調査、予測及び評価の方法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
地域社会	交通混雑、交通安全	【工事】 ・工事用車両の走行 【供用】 ・人口の増加	1. 調査項目 (1) 日常生活圏等の状況 ・公共施設等の位置 ・種類及び利用状況 ・通学路の状況 ・公共交通機関の状況 (2) 道路の状況 ・生活道路及び幹線道路の分布 ・交通経路及び交通量の実態 ・主要交差点における交通処理状況 (3) 交通安全の状況 ・交通安全施設の設置状況
			2. 調査地域・地点 (1) 日常生活圏等の状況 事業計画地及びその周辺 (2) 道路の状況 工事用車両の主要走行ルート沿道において図 7-5に示す4交差点 (3) 交通安全の状況 工事用車両の主要走行ルート沿道（図 7-5に示す範囲）
			3. 調査期間 (1) 日常生活圏等の状況 至近年 (2) 道路の状況 1回（平日、24時間） (3) 交通安全の状況 1回
			4. 調査方法 (1) 日常生活圏等の状況 既存資料調査の収集・整理。 (2) 道路の状況 自動車、歩行者、自転車について、ハンドカウンターによる目視計測。 (3) 交通安全の状況 現地踏査
			5. 予測項目 ・工事用車両の走行 (1) 工事用車両の走行により変化する交通量、交通流、交通安全の状況 ・人口の増加 (2) 人口の増加により変化する交通量、交通流、交通安全の状況
			6. 予測地域・地点 調査地点と同様とする。
			7. 予測対象時期 (1) 工事用車両の走行により変化する交通量、交通流、交通安全の状況 工事最盛期 (2) 人口の増加により変化する交通量、交通流、交通安全の状況 供用時
			8. 予測方法 (1) 工事用車両の走行により変化する交通量、交通流、交通安全の状況 現況調査結果と工事計画等をもとに、交通量の増加率及び交通安全の状況を予測する方法による。 (2) 人口の増加により変化する交通量、交通流、交通安全の状況 現況調査結果と事業計画等をもとに、交通安全の状況を予測する方法による。
			9. 評価方法 予測結果について、以下の観点からの評価を行う。 ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・地域の交通に著しい影響を及ぼさないこと。 ・歩行者の交通安全の確保に配慮されていること。



凡 例

- 事業計画地
- 市界
- 工事用車両走行ルート
- ◀ 工事用車両出入口
- 道路の状況調査地点（交差点）

「1:2,500 地形図（吹田市、豊中市）を加工して作成」



図 7-5 調査地点（交通混雑、交通安全）

第8章 その他の事項

本事業の実施に際しては、下記をはじめとする法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を遵守するものとする。

【関係法令】

〈事業に関する法律〉

- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・都市再開発法
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法
- ・道路法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・ガス事業法
- ・電気事業法
- ・消防法
- ・労働安全衛生法

等

〈環境に関する法律〉

- ・環境基本法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・景観法
- ・文化財保護法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

等

〈事業に関する条例〉

- ・大阪府福祉のまちづくり条例
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・大阪府景観条例
- ・吹田市開発事業の手続等に関する条例
- ・吹田市環境まちづくり影響評価条例
- ・吹田市景観まちづくり条例
- ・吹田市屋外広告物条例
- ・吹田市建築基準法施行条例
- ・吹田市環境基本条例
- ・吹田市環境の保全等に関する条例
- ・吹田市水道条例
- ・吹田市緑の保護及び育成に関する条例
- ・吹田市下水道条例
- ・吹田市文化財保護条例

等